

332-41

微笑小史著

勤王家百傑傳

東京 高山堂發行

明治  
44. 1. 20  
丙交

一 幸 甚 甚 矣  
早 暮 可 也  
中 午 亦 可  
先 正 敬

凡 例

- 一 勤王家も亦多し、豈嘗百人に止らんや、然して今百人と限れる者は、所謂需めに應ずるのみ、其撰拔頗る困難の情あり、乃ちこれを次第する事左の如し、
- 一 數人相黨して一つ事跡に殉じ、其人物に甲乙無き者は、其中最も名の聞えし者と、委く傳の知れし者とを擧ぐ、櫻田十八士中四人を抜き、長州廿一士の中六人を抜くが如し、人物を以て取捨せるに非ず、亦不得已也、又諸藩内數人一時に殉せる者は、其首唱と指されたる者一人づゝ取る、因州の吉田、對州の大浦等の如きは是なり、
- 一 題して勤王傳といふもへ、勤王一途の人のみを取る、頼山陽の如き、勤王家には相違無けれど、學者と爲し豪傑と爲し、他に種々の傳あるあれば、わざと此には省く事とす、渡邊華山、高野長英の如きも亦然り、但蒲生高山の二人は、

◎凡 例

不可欠者なるまゝ、外に詳傳あるに拘はらず、特に取る事と爲せり。  
 編者が一家一族中、一人二人ありと雖も、こは書くを欲せざりし處、此書は世  
 人の爲めにする者なり、我私に爲すべきに非ずと、勸むる者あるにより、幸ひ  
 机邊にありたりし、川田博士の書ける者を、少しく改修して挿入せるもあり、

### 勤王家百傑傳目次

〔一つ事に殉したる者は姓名を連載し  
 事跡年代各々異なるは○を附て分つ〕

○水戸義公光國 一	山縣大貳 八	○藤井右門 三
竹内式部 五	高山彦九郎 三〇	○唐崎常陸介 三
蒲生君平 六	本居宣長 元	○平田篤胤 三
加茂真淵 三	藤田誠之進 四	戸田忠大夫 四
水戸烈公齊昭 三	安島帶刀 五	茅根伊豫介 五
會澤恒藏 五	頼三樹三郎 三	○梅田源次郎 六
○鶴飼吉左衛門 五	小林民部大輔 六	○成就院忍向 七
橋本左内 七	藤森弘菴 六	吉田松陰 九
梁川星巖 八	櫻任三 七	
浮田一蕙 九	高橋多一郎 一〇	佐野竹之介 三
金子孫二郎 一〇		

關 鐵之介二三	齋藤 監物二五	蓮田市五郎二七
大橋 順藏二三	菊池 介之助二六	
平山 兵介二三	河本 杜太郎二三	
有馬 新七二三	田中 河内助二四	
宮部 鼎藏二五	松田 重助二四	
長尾 郁三郎二五		
中山 侍 從二五	藤本 鐵石二五	松本 謙三郎二六
吉村 寅太郎二六	伴林 六郎二六	水郡 小隼人二六
平野 次郎二六	河上 彌一 二五	戸原 卯 橘二六
中島 太郎兵衛二〇		
武田 伊賀守二三	山國 兵部丞二〇	田九 稻之衛門二三
藤田 小四郎三五	竹内 百太郎二三	
益田 右衛門佐三五	福原 越後三五	國司 信濃三五
宍戸 左馬介三五	佐久間 佐兵衛三五	竹内 正兵衛二四
久坂 義助二五	入江 九一 二五	來島 又兵衛二五
真木 和泉守二六	松山 深藏二五	千屋 菊次郎二六

廣田 精一 二六	岸上 弘 二五	松島 剛 三二
村田 四郎左衛門 二五	周布 政之助 二六	高杉 晋作 二九
清水 清太郎 二六	檜崎 彌八郎 二六	平井 修二 郎 三二
武市 半平 二六	間崎 哲馬 二七	中村 圓太 三二
加藤 司書 二六	月形 洗藏 二七	
野村 望東 二六		
大浦 教之助 二六		
吉田 直人 二六		
松平 大貳 二六		
河合 惣兵衛 二六		
森喜 右衛門 二六		
下野 勘平 二六		
永島 三平 二六		
川瀬 幸子 二六		
姉小路 少將 二六		
錦小路 右馬頭 二六		

- 清川八郎三
- 僧 胤康三
- 西山謙之助三
- 坂本龍馬三
- 村山半牧三
- 中岡慎太郎三

# 勤王家百傑傳

東京 微笑 小次 撰

## 水戸義公光圀

前黄門徳川光圀は、中納言頼房の第二子、幼名を長丸といふ、幼にして聰敏、三歳の時既に書を善くせり、而して又膽勇人に勝る者あり、七歳の時の事とかや、一罪人梟首の刑に遇ひ、其首を城内櫻の馬場にさらす其夜頼房ひそかに光圀に向ひ、汝よく櫻の馬場に到り、ばらせし首を提げ來るやと言ふに、光圀委細心得ぬと、直に樹木蒼鬱たる處に赴き、其首を携へ歸りしかば、頼房大に之を賞せりとぞ、されば其愛遇亦長兄に超り、つひに兄頼重を置て家督とせらる、されど光圀之をこゝろよしと爲す、殊に史記の白夷傳を讀み、兄弟相讓るの條に及び、感慨自から禁する能

◎ 水戸義公光圀

はす因て兄頼重の子綱條を養ひて己が子と爲し、これをもて家を嗣せしにぞ、天下  
 舉て皆其義を嘆賞せり、平生最も心を藩政に留め、自から稼穡して民の艱苦を嘗め、  
 窮乏を恤み、孝節を表す、領内玉造村の農民に、彌作といへる孝子あり、家貧にし  
 て田産無く、人にやとはれて以て耕作す、而て其母に仕る、頗る感すべき行ありと  
 聞き、光圀自ら其家に至り、黄金夥多を彌作の頭上に捧げ、是余が與ふる所にあら  
 ず、即ち天の賜ふ所なりと、つひに之を恵みて歸れりと云ふ、又常に節儉を尚び、  
 無用の費を省くこと屢あり、片紙と雖もみだりに捨てず、平生用ゆる料紙の切れ、  
 長短となくこれを補ひ綴り、詩歌等の草稿には、右を以て用に供す、此頃明國亡滅  
 し、其遺臣朱舜水、遁れて我國に來りしに、光圀厚くこれを聘し、待つに賓師の禮  
 を以てせしにぞ、舜水また其知遇に感じ、頗る貢獻する所あり、光圀行狀の一斑、  
 先づ如此なるが、其最も尊ぶ可き所は、勤王の志篤き是なり、毎年正月元旦には、  
 早晨衣冠を正しくし、遙に京都の方に向て拜し、其臣下に打向ひ、將軍家は我宗家な

るが我主君は京都に在す今上皇帝のみ、此區別決して紊る可らずと言はれしとぞ、  
 光圀早くより心を我朝の歴史に注ぎ、大日本史編修の大業を興されし事、今はた喋  
 喋すべくもあらず、されど僅かに一藩の資を以て、此大業に従事せしなれば中々一  
 朝にして成るべきにあらず、五世の後明紀の時に及び、始めて京都に奉るを得たり  
 ぬ、其奉る折の表文に、

臣五代祖光圀、小而好學、勇乎爲義、雖身在外乃心三王室、每慨舊史之  
 闕文、欲修 歷世之實錄、(中略)起自 神武至于明德、叙次 一百代上  
 下二千載、闡幽微顯始、要終陞 大友于帝紀、徵老翁之捧日、列 神功  
 于后妃、揭 眞主於 遺腹、西東之爭、南北之亂、正閏 皇統、唯視  
 神器之在否、逆順之際忠奸之別、是非人臣悉由公論而折衷、知我罪我蓋  
 深自任判之正之有待將來云云、

以上述る所を見ても、亦以て其志を知る可し、されば其勤王の心篤きより、補

正成公の事に於ては、深く感ずる所あり、乃ち其遺跡を表せんと、侍臣佐々助三郎、  
鶴飼金平等に命じ、攝州湊川に赴かしめ、楠公戦没の地を探り、光圀自ら筆執て、  
嗚呼忠臣楠子之墓の八文字を誓し、これを刻して後世に傳へしなご、誰もよく知る  
所なれど、後世海内に勤王の尊きを知らしめしは實にこれを以て權輿とす、其功實  
に偉大ならざらんや、

光圀晩年、家督を綱條に譲りし後は、領内太田の郷西山に閑居し、優遊また世務に  
與からず、元祿十三年を以て薨す、時に年七十三、久慈郡瑞龍山の山上に葬り、諡  
して源義公といふ、明治中興の後、今上其忠誠を追賞せられ、三十三年十一月、特  
旨を以て正一位を贈らる、

光圀身三家の中に在て、位高く職重かりしかど、常に讀書と相親み、著書亦中々に  
少なからず、大日本史は言ふ迄も無きが、

保元平治參考、盛衰記參考、太平記參考、神道集成、常陸國志、釋奠儀、

水城實錄、墓祭注解、

等あり、當時五聖人の隨一と稱されし、亦以て宜なるかな、

竹内式部

竹内式部は、名を敬持といひ、丹波の國龜山の郷士が子なり、幼にして京都にゆき、  
久く住み居けるほど、朝廷のいたく衰へさせたまへるを見て、心ひそかに樂まざる、  
されど江戸幕府の有様も見ねば、未だ論すべき所にあらずと、乃ち江戸に下りて見  
るに徳川幕府の勢威たる、今や盛大の極に達したる時とて、京都の比にあらざるよ  
り、式部愈、不平に堪へず、人にあへば尊王の大義を唱へるにぞ、つひに幕府役人  
の耳に入り、こは以ての外者なりとて、江戸構へ申渡されしに式部聊かも驚ろか  
ず、かくあらんは覺悟の前なりと、嘲笑て江戸を去る、是寶曆四年の事にて、年二  
十六の時なりき、それよりやがて又京都にゆき、貴島閑齋と呼べる、醫師の女婿と



爲りしより、公卿殿上人の方に入し、つひに徳大寺大納言、壬生少納言、梅園少將など説き勧め、王政恢復の事を謀り、其秘策を書き認め、ひそかに時のみかどなる 梅園天皇の御手元へ、人知れず差出せしに、此頃天皇の寵姫に、曙の内侍と呼べる者ありしが、或時御前に参上しけるに、天皇何やらん書きしるしたるものを、御手匣の内に隠し入れたまひしかば或は他の内侍などより奉りしふみにてもあるやらんと、曙内侍怪み妬み、天皇の立ち玉ひしあこと密にこれを取り出し見るに、思ひの外のものなりしが、容易ならぬ企てを、申し勤むる文なるにぞ、いと驚ろきつゝ讀みもて行くに其同志の連名中、梅園少將といへるは、其身の姪に當れる者なれば、即日少將を招き寄せ、何とてかゝる非謀を企てしやと、いたくこれを難せしかば少將つひに其志を變じ、内々所司代に告げしより、是より事全く敗れ、諸公卿等皆それぐに、處刑を受る事となり、式部は京都搦へと爲りければ、それより諸國を歴遊して、伊勢の國に至り、暫くそこに隠れ居たりしに、其曾て京都に

て事を謀りける折の同志、藤井右門今江戸にありて、山縣大貳が家に入り、また大に謀る所ありと聞き、其身の弟主計といへるを、ひそかに江戸につかはして、大貳の方に仕へしむ、既にして大貳等の事破れ、悉く皆捕へらるゝに及び式部亦縛につきて、江戸に差立らるゝ事を爲り、依田豊前守の調べを受け、罪の次第盡く定まり、大貳等と同く斬らるべきに定まりしかど、若し式部を刑する時は、勢い其餘累の連る所、京都の諸公卿に及び、事容易に定まるべくも無ければ、幕府役方も大に心を用ひ、特に命じて式部以下は、一等を減じて死を免じ、式部は八丈島に流さる、式部此時年五十、かくて式部は後つひに、島に於て没せしとも云ひ、又晩年は島を出て、信濃の國に隠れ住み、諏訪に於て没せしとも云ひ、未だ詳らかなる證を得ず、小史曰く、世の安永の獄を談する者、皆山縣大貳、藤井右門、竹内式部の三人、一室に會して事を謀りし如くいへど、委く其事實を按じ見るに、式部が京都に計を設けし時は、大貳未だこれを知らず、大貳が江戸に

◎竹内式部

義を唱へし頃は、式部亦之に關係せず、三人共謀の如く傳ふるは非なり、又曰く、信州諏訪に天龍道人なる者あり、書を能くし書を巧みにし、殊に葡萄を畫くを好み、一に葡萄和尚の號あり、其畫稀に世に傳ふ、是式部の後身にして、其年齢容貌を推すに、式部と暗に相合す、又其印章に王瑾とあるは、勤王の意を隠せるなりと傳ふるが、是果して然るや否や、

山縣大貳

山縣大貳、名は昌貞、別號を柳莊といひ、享保十年某の月を以て、甲州巨摩郡篠原村に生る、實に武田氏の將山縣昌景十一世の孫なり、父は領藏といひて、世々其郷の士なりしが、甲府勤番の與力なる、村瀬氏のあとを嗣ぎ、村瀬三右衛門と稱す、されば大貳も初めのほどは、村瀬三之助と名のりしが、後本姓に復せしなりとぞ、大貳人と爲り穎敏にして豪邁、幼けなきより學を好み、同國山梨郡山王權現の祠官

加々見櫻埜に從て學ぶ、櫻埜も三宅尚齋につき、業を受けたりしゆを以て、大貳亦尚齋の風を喜び、大義を明らかにするを要とす、既にして皇學佛學より、兵書及び陰陽諸技に至るまで、盡く讀み究めずといふ事なく、其内最も兵書に精し、常に慨然として皇室の衰微を嘆じ、如何にもして之を復興せんと、柳子新論十三篇を著し、以て大義名分を論ず、寶曆の六年はじめて江戸に來り、四谷坂町に住せしが、後八町堀長澤町に徙り、帷を下して子弟を養ふ、其名忽ち遠近に聞え、門生殆ど千人に及ぶ、諸侯亦幣を重くし、之を招きて教を請ふ者多し、中にも上州小幡の領主織田美濃守信邦、賓師の禮もて之を徵し、當に其邸に出入せしむ、常に其家の老臣吉田玄蕃、同く津田頼母など、常に相往來し、其論つひに王室の衰微に及び、いかに之を復興する策略のなからんやと俱に相議せる折、藤井右門等京都より來り、其家に寓するに及び、大貳の姓名も益々揚るに隨ひ、嫉み妬むの徒亦多きに至る、或る時大貳駒込なる、高林寺といへるに於て、兵書の講義爲しける折、ふと城攻の賊

◎ 山縣大貳

に及びしに、藤井右門進み出で、然らば若し萬々一、江戸の本丸を攻んには、如何なる方略によるべきやと問ふに、大貳打うなづきて、若し左様の事あらば、先づしかづに爲すべきなれど、其秘略を談せしに、寺僧梅叟之を聞き、大に打驚ろきて、非謀を企つるものと思ひ、これを織田家の用人なる、松原群大夫といへるに告ぐ、是より先群大夫は、老臣吉田玄蕃等が、大貳と俱に屢々信邦に近づき、寵遇愈々盛んなるを見、いたく憎み居たりしかば、今梅叟が密告を幸ひとし、大貳玄蕃等の事共を、様々に言ひふれて、罪を蒙らせんと爲せる折柄、また大貳の門下桃井久馬といへる者、藤井右門を恨む事ありて、相ともに幕府の役方に面し、あしざまに訴へ出でしかば、明和三年十二月、つひに町奉行の命なりとて、堤丈左衛門、磯貝吉右衛門、榎本五郎助の人々等、七十人を以て其家を取圍み、やにはに召捕んとひしめくにぞ、大貳今は是迄なりと、靜に出で、役人に面し、從容として縛に就く、かくて次の年八月二十一日、罪案定まりて町奉行より申渡さるゝやうは、

十

其方儀常に弟子共へ渡世又者藝術之勵にも候間門弟其外入魂に致し候者へ兵亂或は變事等有之候節何れ之用にも相立事に寄立身等可致旨申聞候段兵亂を好み候道理に相當り且又甲府城附御武器員數之義覺候に任せ申散じ又焚惑星心宿へ懸り候右は兵亂之萌に候由古書にも有之候處其後上州邊百姓共騒立候間少々其印有之事之由相咄當時は禁裏行幸も無之囚れ同前之由難談致し堂上方へ引當て御要害之場所を譬へに取用ひ購釋致し候義とも旁恐多不敬之至不届至極に付死罪申付候

永島町安兵衛店

浪人 山縣大貳

四十三

如く此にして、翌廿二日鈴森に刑せらる、時に年四十三、門人渡邊昌菴、小泉養老園部文之進等、其首を請受て常陸國根古屋の泰寧寺と云ふに葬り、遺骸は江戸四谷

◎ 山縣大貳

十一

の全徳寺（今は全勝寺と號す）に埋む、此折大貳の兄山縣齋宮昌樹といへるは追放に處せられしが、安永二年八月に、故國甲州に歸るを得しかば、大貳が爲めに一ひらの碑を、龍王村の金剛寺に建て、法名を附して卓英良雄居士と云ふ、大貳曾て著はす所、頗る多かりしと雖も多く散佚して傳はらず、今存する所の者は、柳子新論、天經發蒙、醫事撥亂、孫子講義、素難評等なり、

大貳既に刑を蒙りて家絶也、されど二子あり、長を次郎兵衛といひ、母の姓齋藤氏を冒す、次を良順といひ、今村氏を嗣ぎ醫を業とし、其子孫今齋姓山縣に復す

獄中たま〜中秋にあひて詠る

曇るとも何か恨みん月今宵晴れを待つべき身にしあらねば

### 藤井右門

藤井右門、名は直明、京都の人にて、父を直忠といふ、右門少にして醫業を學び、

又易占の術に達す、長じて大舍人寮の官人と爲り、從五位下に叙し、大和守に任ず、當に徳大寺亞相の門に出入し、其儒臣竹内式部と、共に王政の復古を志し、其大業を思ひ立ち、公卿方に説き勸めたるが、はしなく事申道にして破れしかば、右門乃ち京都を逃れ出で、東國に下り甲州に遊び、山縣齋宮の隣家に寓し、此にて齋宮の弟に大貳といへる英傑ある事を聞き、これに交はらん事を求めしに、大貳は今江戸に住せる由もへ、齋宮に請て其添替を得、寶曆十一年三月の初め、將に江戸に赴かんとせし途中、折よく或る旅亭にて、大貳の門人某に遇ひ、大貳の近況聞くことを得、やがて打つて大貳を訪ひ、つひに其志す所を告げ、ひそかに相約する所あり、右門才略最もすぐれし所より、衆推て以て謀師と爲す、是に於て右門頗る才辯を振ひ、ひたすら同志を索めしほごに、上州小幡の領王織田信邦、同く式部少輔、同く對馬守、及び其臣吉田玄蕃、津田頼母、吉見長左衛門、石川清藏、立木九郎兵衛、其他浪人にては、齋藤一馬、淺倉隆菴、高橋文中、富永道生、加々見上總なんといふ血

### 藤井右門

氣の者共、われ先にと其謀議にぞ加はりぬ、然るに此頃老中阿部伊豫守、大貳等の  
舉動を頗る怪み、其近臣繁山六彌、今村源次、内藤源四郎の三人に命じ、ひそかに  
之を探らしむ、三人乃ち贊を執て、わざと其門に入り、つひに謀議に與かるに至る、  
爰にまた關西の浪人にて、桃井久馬、佐藤源大夫、宮澤準曹といへる者あり、早く  
より大貳に屬せしを以て、大貳殊の外これを愛し手厚くあしらひ居たりしが、漸く  
にして之を疎する様なりしにぞ、三人頗る不平を懷く、就中久馬は、少しく金員の  
不足より、右門に借り受けん事頼み聞へしに、大に右門の爲めに辱かしめを蒙りし  
かば、久馬大に之を怨み、つひに反復の心を決す、間もなく明和三年十二月、大貳  
思ふ所ありて、品川以南の形勝を視んごて、ひそかに江戸を發程す、此折右門は微  
恙ありしを以て、ひとり其家に止まり居りしに、桃井等以下三人の者共此間を以て  
訴へ出んことを謀り、桃井佐藤の二人は松平右近將監が登城の途に之を白し、また宮  
澤は僧靈宗と、町奉行依田豊前守方に訴ふ、此時また繁山今村内藤等は、如何にも

して右門を捕へんと心がけ居たりしも、其ひき無きを困じ居たるに、大貳は去て在ら  
ず、右門ひとり微恙に引こもり居るを見て、折こそよけれど、欺いて之を酒樓に誘  
ひ、つひに縛して伊豫守に送る、此に於て事全く破れ、明年大貳と相共に、鈴森の  
刑場に於て、梟首の刑にぞ行はれける、右門時に年五十有一、(或は云ふ四十八)  
淺草橋場妙高寺の僧日瓔なる者、いかなる仔細ありしにや、阿州藩の土岡本熊藏と  
いへる者と計り、其遺骸を請受て、ひそかに妙高寺に葬り置きし處、其後文化十年  
に至り、其孫直温といへるが、五十回忌の法會を營み、私に諡して直明院閑山宗  
眞居士といひ、始めて墓を建てたりぬ、  
小史曰く、明和の獄、何によりてかく重刑に處したるやらん、表面顯は  
れたる事實のみにては、如此にも及ばざる可きに、幕吏が勤王を忌むの  
意、是を以ても亦知るに足る、海内是より暫く、帝室の事を言ふ者無く、  
漸く國學者輩出するに及び人々や、帝室の尊きを知る、

◎ 藤井右門

蒲生君平

蒲生君平は、名を秀實といひ、通稱初め伊三郎、又君藏とも云ふ、下野宇都宮の人、  
福田某の子なるが、其先蒲生氏郷より出でしを以て、君平に至り其本氏に復す、君  
平幼にして書を讀み劍を學び、生産を事とせず、やゝ長ずるに及び、同國の人鈴木  
石橋に従ひ書史を講究す、然れども甚だ章句に研精すること無く特に大義名分を重  
んじ忠孝節義の事に心を寄す、時有てか自から嘆息し、嗚呼我生るゝや、實に晚れ  
たり、若し大化大寶の世に遭はば、大織冠淡海二公の下につき、其大業は企て及ぶ  
所にあらざるも、古を程へ今に徴し、百姓を安じ國本を固ふするの功を爲んに、又  
下て天慶天正の頃に値はしめば、秀郷氏郷兩公が驥尾に附し、以て力を致す所あら  
んに、今や昇平二百年、つひにまた我力を用ゆるの所なし、然りと雖も安に居て危  
を忘れざるは古の善教なり、今天下甚だ安しといふも、北に露西亞の屢々邊海を窺

ふあり、邦内亦邪教左道の徒あり、此時に當り名分を正して以て民志を定め、邪道  
を禁じて以て亂源を塞ぎ、斯民をして堯舜の民たらしむ、是即ち我志なりと言ひし  
とかや、常に又皇室の陵夷を嘆じ、つひに四方に歴遊して、廣く俊傑の士に交はる、  
其志を同ふする者に遇ふや、慷慨悲憤の餘涕流數々下るに至る、曾て京都に遊び、  
一日ふと等持院の中に入り、其本堂を見る處、衣冠嚴然たる木像あり、之を問へば  
足利高氏なりと答ふ、君平忽ち怒氣天を衝き、大聲を揚げて其罪を數へ、杖を擧げ  
て之を鞭つ、寺僧等大に驚ろきたれど、膽奪はれて敢て之を止むる能はず、乃ち去  
て之を知己小澤蘆菴に語るに蘆菴手を拍て之を笑ひしと云ふ、其後北國に遊び、佐  
渡に渡りて、順徳帝の御陵を拜し、其荒蕪頽廢せるを見て、悲憤の涙禁する能はず、  
至尊の御陵荒廢如此にして、復一人の官に告げ修繕を計る者無し、何ぞ澆運の此  
極に至るやと、乃ちこれを知己誰彼に告んと欲し、直ちに江戸に歸らんとするに、  
連日の霖雨の爲め、信濃川水漲りて船出す能はず、因て衣を脱ぎ涸いで前岸に達せ

◎蒲生君平

十八  
しが其身の裸體たるを忘れ、其まゝ走て諸驛を過ぎしにぞ、行路の人皆指し笑へり  
となん、かくて江戸に入るや、これを一二の人に諮詢せしかど、はかくしく應ず  
る者も無きまゝ、君平大に憤り此上は不及是非、筆を借りて以て世の志士に告ん  
と、つひに、山陵志を著はす、この頃また北夷屢々邊海に出没し、以て我國を窺ふ  
より、上野の人高山彦九郎、北海の方に向ひしとの説あり、君平素より彦九郎が傑  
概奇節の士たることを慕ひ居たるまゝ、一たび面して肝膽を吐んと、追て奥州石の  
巻に到りしに、彦九郎既に此地を去て、十餘日を過ぎしと聞き、其竟に及ぶ可らざ  
るを知り空く歸途に就きけるが、途中仙臺を経て林子平が事を思ひ、門を叩き刺を  
通せしに、子平出で見て、君平が行装の弊れたるを侮り一言これを嘲笑せしにぞ、  
君平亦其子平か禮無きを嘲り、ついに相語らずして別る、かくて又江戸に歸り、不  
恤緯五編を著はし、山陵志と共に、之を京都及び幕府に獻せしに、是處士などの言  
ふ可き所にあらずとて、殆ど不測の罪を得んとせしが、庇輔する人有りて免かるを

得、君平是より復時事を言はず、自から其書齋に書して修靜と云ふ、既にして病に  
かゝり、文化十年七月五日、江戸の寓居に歿す、年四十有六、知友門人乃ち之を谷  
中龍興山臨江寺に葬る、水戸の儒臣藤田幽谷、固より知友たりしを以て其墓表の文  
を撰す、今墓に刻せる者即ち是なり、

述懷

丈夫生有四方志。千里劔書何處尋。身任轉蓬無遠近。  
思隨流水幾浮沈。笑看尊酒狂先發。泣讀離騷醉後吟。  
唯頼太平恩澤渥。自將章句托青衫。  
短褐空過二十年。悠悠世事謬周旋。曾期大義驕侯國。  
豈意微軀屈市塵。求友一鄉無共語。讀書千卷有誰憐。  
明時在野還知分。瓢飲又非顏子賢。

弔遠祖氏鄉公墓作

比叡山に登りてよめる

ひねの山瞰下すかたぞあはれなる

けふ九重のかずし足らねば

高山彦九郎

高山彦九郎、名は正之、字は仲繩、上野新田郡細谷村の人、其先は新田左中將義貞の麾下高山遠江守に出づ彦九郎生れて英異、幼にして好で書を讀み、よく古昔の軍記を暗誦す、年十三の時、太平記を反復して、いたく感激する所あり、十八歳の時、慨然志を起し、つひに郷を去て京都に遊び、更にまた諸國を遊歴し、海内の地、足跡到らざる所無きに至る、既にして祖母のみまかるに會ふ、乃ち盧を其基側に結び、つひに三年の喪を行ふ、事江戸幕府に聞へしに、其所行常人の爲す可き事にあらずとて、召て吏をして之を訊問せしむ、彦九郎辭を正して之を辯ず、其答へ明ら

かなるを以て、吏これをもるし、且召抱へられんとありしに、彦九郎肯へんせず、つひに再び諸州を巡り、豪邁奇傑の士を見るや、説くに、王朝恢復の策を以てし、扼腕切齒、涕淚交々下る、其江戸にある時、水戸の人長久保赤水を訪ひ、一見忽ち舊知の如し、赤水其友立原翠軒が水戸にあるに書を贈りて曰く、僕此頃高山彦九郎なる者と交はる、此人や慷慨倜儻、また得易からざるの人なりと、翠軒其書を我後進たる、藤田一正に示せしに、一正時に年十三なりしが、之を見て大に景慕し、一詩を作りて彦九郎に寄せたり、其詩に曰く、

聞君高節一心雄。奔走求賢西復東。遊學之懷奇偉策。

正知蹈海魯連風。

間も無く翠軒、一正を伴ひ江戸に來り、赤水の家にて彦九郎に遇ふ、彦九郎大に喜びひたすら一正の才を賞せりとぞ、此年京都火災ありしと聞き、彦九郎大に驚ろき、直ちに馳て京都に向ふ、途中木曾の山中を過ぎしに、盜賊出でて道を遮る、彦九郎



大喝して曰く、上野の人高山彦九郎、闕下災ありと聞き之に赴くに草賊何ぞ沮むやと、賊大に恐怖して伏す、蓋し彦九郎を以て、俗に云ふ天狗と爲し人なりとかや、京都に達するや、三條大橋の側に跪き、草莽の臣高山彦九郎参上して候ふと、涙を揮て拜伏す、道路の者顧み笑ふも、曾て以て意と爲さず、さて其次の日、等持院なる足利高氏の墓前を過ぎ、憤怒の情止の難く、墓に向て聲を勵まし、汝逆賊よくも、萬乗の至尊を惱まし奉りしやと、且罵り且鞭ちて去る、かくて在京數年の後、再び西海を巡らんと志し、先づ筑後の國に到り、森嘉膳なる者の家に止り、暫し有て薩州に行んとて、肥後の界迄至りしに國界を守る關門の吏、かにかく辭して之を沮む、彦九郎此に於て、我ひそかに計畫する策、幕吏の察する所と爲りて、われを物色せるなりと悟り、やがて嘉膳の家に歸り、同志の諸士が贈る所の書簡及び詩文の類まで悉くこれを破り捐て、遽かに刀を抜て腹を刺す、嘉膳驚らいて之を止むるに、彦九郎眼を開き、われ常に國家の爲めに、忠を盡し義を盡さんと心がけし處其事却て

不忠不義と爲れり、即ち天のわれを亡すなり、人若し我死する所以を問はば、宜く發狂を以て之に答ふべしと、明旦に至りつひに絶す、年は四十五なりと云ふ、彦九郎平生日記を識す事、一日として惰ること無し、今皆信州小諸なる、矢島氏と云が家に遺れり、

日記の中にありし歌

我を人と思召すかや すめらぎの

たまの御聲のかゝるうれしさ

唐崎常陸介

唐崎常陸介、名は信徳、又士愛といふ、藝州賀茂郡竹原村の人なり、性忠義誠實にして、早くより、皇威の式微を憂ひ、國政の紊亂を慨嘆し、京都に登り、大阪に遊び、又江戸に下りて、廣く海内の志士と交はる、たま〜京都中山家に於て、上野

◎唐崎常陸介

の人高山彦九郎にあひ、一見忽ち舊知の如く、意氣頗る相投じ、さまざま約するむねありしとぞ、かくて或る時聖護院宮に謁し、時事に就て白す所ありしに、宮大に感嘆あらせられしかば、常陸介愈々志を堅くし、大に公卿の間に奔走し、諸國を巡りて同志を求めんと欲せしが人の耳目を避けん爲め、姓名を柄崎八百道と改め、ひそかに京都を立出で、山陽道より西海道に入り、淺野有馬の兩公子、及び其藩の諸大夫等と相語り、其間暫く長州萩に止り、毛利家の藩政に關する所あり、それより薩州に行きて、其藩の文學赤崎玄齡に遇ひ、又久留米藩の學士樺島石梁と深く交はり、同藩森嘉膳とは、わきて約する事ありて別れしが、寛政五年、高山彦九郎、此家にて自刃し、其約せる事つひに整はざりしかど、常陸介猶も志を屈せず、大に天下の士氣を鼓動せんと欲し、頻に畫策をこらしたる爲め、つひに幕府の忌諱にふれ、其難ひいて藝州藩士に及び、知人等多く召捕れんとすと聞へしかば、常陸介大に嘆息し、是れ時の未だ至らざるなり、但難を他人に及ぼさざれば可なりと、宋

の文天祥が書ける、忠孝の二大字を摸寫し、これを磯の宮神社の岩石に刻し、海内諸有志と往復せし、數多の書簡を取集め、悉くこれを火中に投じ、食を斷つこと七日間、宮の祠前に齋戒し、皇運復興の祈念を凝らし、寛政八年十一月十八日、六十年歳を一期として、竹原不老山の庚申堂に於て、腹かき切て終りにける、當時其事情を秘したる爲め、世に聞ゆる稀なりしが、當時の大儒菅茶山、及び頼山陽等、常に語りて惜みしとなん、其死せるに臨み、書て兒孫にのこせる詩といふに、

穢里時多不善人。少年獨願讀書人。勸忠勤孝無他事。

勸感躬行心得人。

かつて高山彦九郎に示したる歌數首あり、其一にかく、

武士の道なわすれそ釣するも

醉れるも君のめぐみならずや

加茂眞淵

加茂眞淵は、通稱初め三四郎、名を政信といひしが、後岡部衛士と名のり、又縣居と號す、遠江の國敷知郡加茂社の祠官定信の子にて、少壯の頃、同國濱松驛の道旅、梅屋某に養なはれしが、性として學を好めるまゝ、早く京都に上り、荷田春滿につきて皇朝の古典を學び、業成て江戸に下り、門を開き子弟を教授せしに、名聲忽ち遠近に聞へ、俊才英明の士、多く其門に輻湊す、田安中納言宗武、其名を聞て之を慕ひ、厚く招て其教を受け、寵遇すること頗る篤し、既にして寶曆十年、致仕して家を養子の定雄に譲り、其身は益々力を研磨に用也、其讀み歌は萬葉集に倣ひ、文章は皆古代の風に頼る、久しく廢れし我國の古學、復普く世に行はるゝに至りしは、實に眞淵の力に出でしと云ふ、もへに當時海内の國風家と稱する者は、皆一たびは眞淵の家風によらざるは無し、眞淵また自から曰く、契沖は怒關の力ありしも、未

だ樹藝の事に至らずして逝き、吾師春滿は樹藝の事に及びしも、未だ刈穫を終へずして逝きぬと、蓋し其刈穫の功は、自から任せし者の如し、其萬葉考の序にいへるやう、

抑も眞淵が遠つ祖賀茂成助と云ふ人、千早振る神山の麓に在りて、松の盡せぬ言の葉を世々に傳へ、其裔は内日さす大宮に仕へ奉り、命婦の末にしありければ其れがしるしをも古き書のはしをも、且今に傳へ來れるに付けて、遠き代のしのばしく、古きふみなんゆかしかりける故、京に上りて後の世の手振りをも問ひ、春滿が古き道にも入りて、此志を繼がんことを受くと雖ごも、たまくの工みにして高き階造らんは、斧を損はんことこそ畏こかりけれ云々、

以て其志の在る所、大凡に知らるべし、其致仕したるは、年六十五の時にしてそれより濱町矢の倉に閑居せしが、明和六年十月晦日を以て卒す、年七十三、品川東

海寺中少林院の後山に葬る、  
眞淵著書甚だ多し、

古事記訓考、神代記訓考、萬葉考、古今集傳説、伊勢物語大意、古器考、源氏物語新釋、百人一首私説、神樂歌考、催馬樂考、古冠考、外宮考、など最も力を用ひし者たり、門人にして一家を成せる者は、加藤千陰、村田春海等なるが、よく其傳説を受嗣ぎて、之を大成したる者は、最も晩年の門下たる、本居宣長其人たり、眞淵一生のよみ歌多きが中、得意の作と聞けしは、

明和四年の春江戸にて

みふゆつき春立ちぬらし久方の

ひたかみのくにに霞たなひく

十三夜の宴に

にほとりの葛飾早稻の新しぼり

此他今一々擧ぐに勝も可らざるなり、

酌みつゝ明かせ清き月夜を

### 本居宣長

本居宣長は、もと平氏にて、池大納言頼盛の裔なり、頼盛の遠孫判官武秀といへる者伊勢に隠れ、是より世々、勢州松坂に住す、武秀三世の孫定利、大和の水分神社に祈りて、享保十五年六月七日、宣長を其郷に生ましむ、宣長初めの稱は小津富之助、又彌四郎、健藏などいへり、後通稱を中衛と唱へ、寶曆二年京都に上り、武川法眼に就て醫道を學び、間も無く故郷に立歸り、春菴と稱して亦醫を業とす、されど其全く志す所は、皇朝の古典を窮むるにありて、つひに加茂眞淵が門籍に入る、宣長人と爲り強記絶倫、幾ばくもなくして、海内無二の國學家と稱せられ、門人にして名を成せる者五百餘人其中

◎本居宣長

田中道滿、横井千秋、植松有信、藤井高尙、服部中庸、上田百樹、村田春門、橋本稻彦、伴信友、齋藤彦磨、黒澤翁滿、加藤磯足、平田篤胤、等最も著はる、此に於て宣長の名益々高くこれを招く者餘多ありしが、其郷松坂は紀州侯の領地たりしを以て、つひに紀侯の招きに應じ、侯の爲めに屢々歌道の大意を講説す、既にして享和元年又京都に上り、中山大納言、三條大納言、花山院右大將、日野一位、大炊御門中納言、芝山中納言、富小路三位等諸卿の爲めに、國書を講ずる間を以て、専ら勤王の説をすゝむ、折ふし取戎慨言の著成りしかば、關白殿下のもとに差出せしに、其書乙夜の覽に入りしと云ふ、又直日靈といへる書を著はせしに、江戸の人市川某、末我廻比禮とよみ書て之を難せしかば宣長又夢の花を著はして之を排せり、又藤井貞幹が著、衝口發を二見し、其説の國體に關するを以て黙止難く、鉗狂人と名づくる一卷を出し、以て大に其妄を辯せしに、海内の士人皆舉て其考證の精確なるに服す、かくて享保元年九月二十九日、病を以て其郷にみま

かる、時に年七十二、宣長生前既に本國飯高郡山室山を以て、そがをくつきの地と定め豫かじめ一の標石を建て、又一樹の櫻を其傍に植む、山室に千とせの春の宿しめて 風に知られぬ花をこそ見め と詠じたる縁故を以て、乃ちそこに葬りぬ、宣長亦著書頗る多し、就中古事記傳の如きは、最も精力を注ぐ所といふ、其意謂へらく、古事記は皇國の古傳古語を、其まゝに寫したるものにして、絶て漢字の意を交へず、されば其貴き言ふ迄もなけれど、難語多くして解し易からざる、是惜む可きの至りなりとて、明和元年に稿を起し、寛政十年に至りて全く成る、其間實に三十五年を経たりとぞ、其他、 玉の小琴、詞の玉緒、眞歴考、國號考、玉銚百首、玉勝間、秘本玉匣、大秘詞後釋、古今集遠鏡、鈴屋集、

◎ 本居宣長

等あまたあり、よみうた亦あまたあるが中、今猶世にもてはやさるゝ、

しきしまのやまと心を人間は

朝日に匂ふやまさくら花

の詠の如き、忠君愛國の氣象を鼓舞し、所謂やまと魂の精粹を説き出せしにて、此後勤王の人士を感起せしめし、此一首の力亦多しと謂つべきならずや、

### 平田篤胤

平田篤胤、姓は平、通稱を大角といひ、山羽の國の人、安永五年八月二十四日、秋田城下手形谷地下町に生る、八歳の時、秋田藩の儒士中山青我に就て漢書を學ぶ、篤胤人と爲り剛健、苟くも人に屈せず、日夜文武の業を勵み、砥礪少しくも懈る事無し而て繼母小野氏、峻酷にして屢々篤胤を困ます、此に於て東上の志を起し、兄に請て青銅僅かに百文を得、これに知人の貢ぐ所を加へ、辛くして途に上る、既に

に江戸近くに及びしに、一渡津あり船を備はざる可らず、されど旅資既に盡きて一錢だも無きにぞ、舟夫に請ふて渡さん事を頼みしに、舟夫侮りて之に應せず、篤胤乃ち衣を脱ぎて頭上に纏ひ、自ら洒ぎて越ゆんとす、舟夫其氣象に驚ろき、改めて渡さんとありけるに篤胤さかで大に罵り、今に至て何ぞ汝の力を借んやと、つひに自から洒ぎ越したりとぞ、其氣象かくの如し、既に江戸に達したれど、師父知人の助くる者無きもへ所謂人足なる者に伍し、又俳優市川團十郎の家に備はれ、其兒に物教へなごして生活せりと云ふ、其後又常盤橋の傍なる、商家の炊夫と爲て居りしに適々板倉備中守、常盤橋見附の勤番所を巡見し暫く休息してありけるに、啞喏の聲のふと耳に入りしかば従者をして尋ねしめしに、是篤胤が店頭にありて、讀書するにてありしにぞ、備中守大に之を奇とし、其番頭平田篤穩に命じ、其家に止宿せしめて、學業を習はす、篤穩もと子無きを以て、つひに養ふて己が子と爲す、篤胤もと大和田氏なりしが是より始めて平田氏を稱す、實に寛政十二年にして、歳二十

### ◎平田篤胤

五の時なりき、一日古事記の古本を得、此に皇學研究の志を起す、既にして思ひを潜め、餘多の史籍を腹に修むるに至り、つひに是を以て、忠君愛國の士氣を涵養し、尊外卑内の氣風を鋤除せんとする、業全く成るの後、常陸下總の邊を巡り、先づ鹿島の宮に謁し、ついで香取息栖の兩宮に詣で、高天原のほとりに於て、天然自然の石笛を得しかば、是神の授くる所なりと、是より家號を伊吹の屋と唱ふ、文政五年東叡法主より、其著書を見まほしといはれしほど、やがて古史成文、神代系圖、靈能眞柱等を上り、更にまた京都に上り、富小路貞直卿により、其著書をば、仙洞御所に在す、光格天皇に献上し奉りしに、天皇大に御感ありて、天覽叙威の四字を、印章に用ゆべき勅許を下さるゝに至る、それよりして江戸に歸りしに、其名大に世に聞へ、尾張水戸田安等の諸侯、各々厚く招かれしかど、皆辭して之に應せず、只其著書たる、古道大意、鬼神新論、出定笑話、伊吹於呂志等を、それぐに獻せるのみ、篤胤もと本居宣長を慕ひ、其門下たらんを約せしが、未だ一見せざる内、

宣長みまかりたりしを以て此に思ひ立て伊勢山室山なる、宣長が墓を訪て拜し、墓に向て入門の禮を行ふ、其折の歌に、

束の間も忘れずあはれけふ殊に  
思ひまをさむ言の葉も無し

天保九年秋田藩主佐竹侯に招かれ、不巳得つひに此に仕ふるに至る、既にして其名餘りに高きより、徳川幕府の疑ふ所と爲り、同き十一年、命じて身分調べを行はれぬ、

今の世にひく人も無き陸奥の

あたくら眞弓張らずもあらなん

などの詠此頃の事とかや、十四年九月十一日、つひに其郷に終る年六十八、

### 水戸烈公齊昭

水戸烈公齊昭は、幼名を敬三郎と稱し、前の中納言たりし、徳川治紀の三子にして、字を子信といひ、別號を景山といふ、從三位に叙し中納言兼右中將に任ず、初め治紀四男あり、長子齊脩封を襲ぎ、次昶之助高松家をつぎ、次は即ち齊昭にて、次は銓之助とて宍戸家をつぐ、文政己丑、齊脩病で甚だ危し、しかして未だ其子あらず、因て藩の老臣有司等、幕府の庶子を迎へ立てんとす藤田虎之助等大に之を不可と爲し、百方盡力つひに、齊昭をしてつがしむ事と爲す、間も無く齊脩薨じ齊昭立つ、時に年三十、初め齊昭庶子たるや、粗服を着け庵食を用ひ、常に藩中の少年を集め、文を講じ武を窮め、一日も安居せざりしかば、英明の名早く四方に聞ゆ、既に封を襲ふに及びて、節儉猶舊に變らず、ある時其坐せる柵の、いたく古びたればとて、近習の者共之を見兼て、新らしきものと換へたまはらんやと申せしに、齊昭答へて

否苦しからず、われかつて部屋住なりし頃は、木綿袴の裾破れたるを、平生佩きて居たりしを以て、庭内所々を歩む折、松杉の落葉など、裙にかゝるをものうく覺へたりき、其頃の事に較ぶれば、柵の古びたる如き、なに厭ふべき事かはとて、うけひかれざりしとなん、ある時ふと思ひ出でたる様にて、諸士共の娘見んと思へば、庭内見物させよかしと、命を下したりけるに、かほよき娘持たる者共は、皆大に打喜び、麗はしく着飾らせ、庭内に参りしに、何色の服は誰の女、何様の粧は彼の女と、皆一々書きしるされしにより、何か辱けなき命下るやと、皆其沙汰を待ち居たりけるに、こたびは甲冑弓箭等武器一切見んほごに、あすは皆々持ち出でよと、遠かにして申し出さる、諸士皆大に打驚ろき、泰平久く續きたるもへ武器は多く打捨てありて、損所餘多にして用ひ難く、少しく繕ひ候はずしては、御一覽に入れ難くとありしに、齊昭大に氣色を損じ、娘を見んといへば即時に出し、武器を見んといへば猶豫を請ふとは、以ての外の心がけなりと、つひに盡く持來らしめ、又一々に



書きしるし、喬の娘の様書きしと、引合せて諸士に向ひ、娘の出立に比ぶれば、戰場の出立はいと拙しと、散々に責められしかば、諸士皆大に懼れ悔ひ、間もなく一藩の士風大に變ず、此頃國主の諸侯中にて、鍋島中將齊正は、武邊の心深かりしにぞ、齊昭と交はりいと厚く、度々來りて武を談ず、ある時刀劍の談に及びしに、齊昭は古刀をよしといひ、齊正は新刀をよしといふさらば試み見ばやとて、半紙五束を取寄られ、齊正先づ新刀にて切りけるに音のみにして切るを得ず、齊昭乃ち古刀もて切るに、眞二つに爲りにける、齊正暫し打按じいかさま古刀勝りたり、されど堅き物ならば、新刀ならではと、言ひもあへず、傍へにありける燭臺を、矢にはに切りたりければ、いづれも得失あるものよと、互に打笑はれけるこかや、天保の末の頃水野越前守執政にてありけるが、ある日齊昭越前守に向ひ、暫時の間國元に歸り、國政脩めたとしと申されしに、越前守喜色ありて、其事よしな上に聴に達すべき間、早速願ひ書出したまへといふ、因て其趣願ひ出でしに、執政より使來り、緩

緩國政御世話あるべく、此方より沙汰候までは、御出府には不及とありしかば、齊昭ひそかに憤り、藤田虎之助を近く召し、先達てわれ越前に向ひ、暫時暇を請はんといひしに、いと喜びたる様なりしが、今申し來る所は、沙汰ある迄出府に不及と、こは塾居の者にいふ辭なり、思ふに彼收權を専らにせんと計るにつきわれを巧みに欺きて、遠ざくる事と覺ゆ、汝あこにて彼が方へもき、其趣きを詰るべしと、申附て歸國せしにぞ、虎之助それより水野家にもき、對面を請ひけれど、つひに對面無かりしとなり、是全く齊昭が威名、四方に鳴渡りしかば、幕府いたく懼れ忌み、此處置には及びしと聞ゆ、齊昭既に國に就き、此上は私に人を育せんものと、庚午の年城南仙波原に於て、大に兵馬を操練す、遠近皆打驚き、或は狂發と評するに至る、此折齊昭封内に令して、銅佛及び梵鐘を取り揚げ、盡く之を打毀ち、以て大煩巨砲を造らしむ、或人聞て之を難じけるに、齊昭答へていへるやう、昔三代の將軍家大猷公は、松平伊豆守をして、大佛を取毀ち、以て錢を鑄造せしめし事あり、是

他無し、無益を變じて有益と爲すなり、且彼銅佛なる者何の爲めぞ、衆生を救ひ護らんが爲めならずや、されば今變じて海防の用と爲す、亦以て大功德ならずやとて、益々鑄造の事を謀り、ついに亦僧尼を律し、佛寺二百數十區を毀ち、更に其用を以て、大に學校を設けしめ、名づけて之を弘道館と云ふ、是等の事、幕府の方より見れば、不審しく思ふまゝ、つひに弘化元年五月六日、隱居をぞ申附らる、其書附の文は、

水戸中納言殿御家收向、近年追々御氣隨の趣相聞候、御驕慢被爲察、都而御自己の御了簡を以て、御制度にも相觸候事共被爲在、御三家方にも、國持初め諸大名の可爲模範の處、御遠慮も不爲在候御始末、甚だ御不興の事に被思召、依之御隱居被仰附、駒込御屋舖へ御住居、穩便に屹度御慎可有之候、御家督の義は、鶴千代磨殿へ被仰附候段、讃岐守、大學頭、播磨守、罷越可申達候以上、

藤田虎之助等大に憂へ、矢部駿河守等に就き歎き訴へしかば、漸く此年十一月、隱居御免申渡さる、間もなく嘉永六年六月、米屋浦賀へ來りしより、幕府の騷動大方ならず、齊昭ならでは宗室の中、此事を慮置する人ある可らじと、其月八日の夕、關老阿部伊勢守、ひそかに齊昭に調を求め、申談する事ありしが、其十三日又もや伊勢守及び川路左衛門尉、筒井伊賀守の三人、再び齊昭と議する事あり、此夜齊昭より三人へ、各々引出物ありけるが、中にも伊賀守へは一首の歌をぞ添へられたり、其うたにいふ、

咲き出で、匂へるものは武士の  
みちに通へる花にぞありける

是より先齊昭の近臣に、結城寅壽といへる者あり、奸佞邪智の者なれども、才略頗る勝れしとて、寵愛中々に深かりしかど藤田虎之助及び戸田銀次郎擧げ用ひらるゝに及び、寅壽の言漸く用ひられざるに至りしかば、寅壽これを口惜く思ひ、ひそか

四十二  
に幕府の執政に賄ひ、齊昭の事あしさまに訴へしにぞ、齊昭つひに塾居とは爲りし  
なりとかや、されば此度齊昭再び世に出るに及び、其罪をさびしく質し、直ちに寅  
壽を誅戮し、藤田戸田二人をば、執政の職に擧げ、誠忠の二字を分ち、二人に名乗  
れと申附け、虎之助を以て誠之進、銀次郎を忠大夫と呼ぶ、其後安政五年戊午、井  
伊直弼權を弄し、幕府の諸政を變更せんとするを見、齊昭乃ち徳川慶喜、松平慶永  
等と、六月廿四日不意に城に登り、直弼を大廊下に面詰し、直弼亦極く屈せずして、  
論決せず、分れしが、直弼つひに職權を以て、七月五日不意に令を下し、齊昭及び  
慶喜、慶永、皆盡く塾居を命ず、ほごなく黨獄の變起り、齊昭つひに水戸に送らる、  
齊昭今は是迄なりと只悶を遣るに詩歌を以てす、されど又時としては、慷慨自ら已  
む能はず、みづから刀劍を鍛錬じ、以て慰み居たりしとぞ、既にして萬延元年六  
月の頃より少しく脚氣の病にかゝりしが、さしたる事にもあらざりしを以てさまざま  
とも思はでありし處、其年八月十五日、遽に病重りゆき、つひに水戸城中に薨す、

時に年六十一、海内の諸士これを聞き、浩歎して悼まざるは無し、乃ち瑞龍山上に  
葬り、諡して烈公と云ふ、齊昭固より文武の事には、いたく心を盡せしが、中にも  
其藩の著なる大日本史、久く寫本にてありけるを、齊昭に至りて大に校正を加へ、  
つひに梓に上すを得たり、乃ち先づ朝廷に献せしかばいたく叙感したまひて、宸翰  
の御題辭をも、副へて賜ひけるとなり、齊昭朝廷に心を盡せる、小事と雖も忽かせ  
にせず、かつて甲寅の年四月に、京都内裏炎上あり、齊昭即ち御伺ひとして、使者  
を京都につかはせしが、此折自作の琵琶一面を副へてかく識しつく、

今茲甲寅之夏、皇宮罹災、駐蹕於外、亡幾鄂虜航海、泊攝之浪華浦、  
淹留旬餘、畿内騷然、臣齊昭仰想、行宮狹隘、無以慰宸衷、俯慨醜  
虜猖獗、未能伸皇威、屢陳鄙見於征夷府、而才疎論迂、未審用舍何如  
也、齊昭頃獲萃欄材、長三尺許、手製琵琶一面、竊謂方皇宮災、寶器  
得無爲烏有耶、乃因關白政通、献上行宮、豈敢望補寶器之闕乎、萬機

之暇、或命侍臣、彈遠城之樂、歌太平之頌、洋洋乎盈耳、則內以紓  
憂、外以鎮妖邪耶、然則此器有榮焉、臣竊爲天下祝之、

嘉永七年冬十一月之吉

權中納言從三位源朝臣齊昭謹識

其他王室に關せる事に至りては、古今を問はず心を用也、一とせ大塔宮護良親王が、  
五百年の忌に當りし時齊昭私に祭祀を設く、其折の歌に、

おろかなる身も古に生れあは

君にちからを添へましものを

又述懐の作とて、賦せられたる短古一篇、以て其志の一端を見つべし、

空門三寶教、久作吾國憂、腐儒性理學、亦非洙泗流、彝倫無人叙、何以  
護神州、懷此不能寢、長夜何悠々、四海千萬國、吞噬互爲君、誰料堯舜  
域、忽附犬羊群、警戒須及時、天未表斯文、文修武奮日、一史敵萬軍、

齊昭性また梅を愛し、これを弘文亭、弘道館の兩所に栽へし如き、今猶世人のよく  
知る所なるべし、

小史曰く、公が梅を兩所に栽へし、豈徒らに風流を以てのみならんや、  
是花は以て文を磨くの題と爲すべく、實は以て武を用ゆるの料と爲すべ  
きを取るならずや、實に公は諸侯中に無比の人、近世勤王家の領袖と爲  
す、豈不當と謂ふ可けんや、

### 藤田誠之進

藤田誠之進、初め虎之助といふ、名は彪字は斌卿、東湖と號するは世の知る所、次  
郎左衛門一正の子なり、一正別號は幽谷とて、水戸名臣中屈指の豪傑たりしが、誠  
之進亦幼にして奇穎、長じて武藝を喜び、甚だ讀書を好まざりしも、既にして慨然  
悟る所あり、自ら奮て曰く、絳灌文無く隨陸武無き古人の惜む所なりき、大夫何を學

無かる可んやと、つひにまた讀書に志し、忽ちにして學大に進む、其父江戸に赴く折、隨ひて同く東上し、ひたすら文武の業を學ぶ、父一正常に戒めて謂ふやう、汝文武共に學ぶは可なれど、今の腐儒迂の行に倣ふ勿れ、又武人劍客の流に混する勿れと、つひに其居に名づけて不息齋といふ、時に烈公齊昭猶公子たりしが、自ら不息の二字を書して以て賜へり、父歿して後其祿をつぎ、彰考館編修と爲り、總裁の事を攝す、此頃館の大弊五事を論じて曰く、

- 一 心術正しからざる者宜く館職に居る可らず、
- 一 正人實學宜く廢棄すべからず、
- 一 攝職の選宜く彪に在るべからず、
- 一 史業督課宜く迫蹙すべからず、
- 一 虛文粉飾宜く助長すべからず、

此に於て江戸の史館總裁川口助九郎職を解き、誠之進の名全藩に震ふ、文政十二年

秋藩主齊脩病篤く、而て繼嗣未だ定まらず、老臣等幕府に媚んが爲め清水家の庶子を請ふて嗣と爲んと計る、誠之進大に憤り、令弟敬三郎君あるに、豈何ぞ他より迎ふる事あらんと、同志數十人と百方奔走、つひに敬三郎を立てるを得たり、烈公齊昭即ち是なり、天保元年郡奉行と爲り、同く、六年藩府吏に轉ず、後また擢でられて側用人兼馬廻番頭に班す、齊昭方に一國の人材を網羅し内外に布列す、皆たたへて職に適へりと爲す、然して古今に通じ事體に達するに至ては、誠之進實にこれが冠たり、故に齊昭が眷遇尤も渥く、入ては機密に參與し、出ては四方に應對し、齊昭が天下の耳目を一漸せしもの、誠之進の力尤も大なりと稱せられぬ、弘化元年四月、幕府遂に齊昭を召す、誠之進時に病床にありしが、之を聞き大に驚き、是必ず幕府我公を疑ふての事に出づ、我輩死を以て護らざる可らずと、病を推して江戸に至る、果して幕府齊昭に致仕を命じ、誠之進亦職を奪はれ、江東小梅の下邸に禁錮せらる、此間文天祥の事に感じ正氣歌を作り、又回天詩史の著あり、嘉永六年、米

艦相州浦賀に来るに及び、幕府急に齊昭を起して防海の策を諮るに至り、誠之進亦原職に復す、海内其風采を想望し、四方知名の士、争ひ來りて其門に集る、然るに安政二年十月二日の夜、江戸地大に震ふ、誠之進乃ち馳て齊昭の寢室に至り、促して之を庭上に避けしめ、又己が室に歸り其母を救ひ出せしが、室梁墮ちて誠之進つひに死す、時に年五十といふ、其事京都に聞ゆるや、天皇いたく震悼し、水戸名臣を失ひしと歎じたまひけるとなん、著はす所回天詩史、弘道館述義、常陸帶、東湖偶筆、等若干あり、

### 戸田忠大夫

戸田忠大夫、名は忠敏、別號を蓬軒といふ、初め銀次郎と稱せしが、忠大夫と改めしは、即ち君命によりてなり、其先戸田彈正少弼と稱し、水戸家に仕へてより、世重臣の中に列す、文政年中藩主齊脩病篤く、繼嗣について紛議起りし時、忠大夫

等は、齊昭を立んの志を固くしつひに其志を達するを得、天保六年側用人と爲り、其名大に四方に聞ゆ、此頃幕府の本丸火災あり、乃ち其修復の爲めにとて水戸藩より巨材を献上する折、忠大夫其事を掌り首尾萬端よく功を奏せしかば、將軍家より褒賞として、白銀及び時服を賜ふ、忠大夫其恩遇に感せしが、時服はこれを親族故舊等に頒ち、白銀は以て大砲鑄造の用に供せしとぞ、ついで參政に進み、又執政に陞り、俸祿を増して千石を給せらる、弘化元年五月、齊昭致仕を命せらるに及び、忠大夫亦嚴譴を受け、俸祿を褫て邸中に禁錮せらる、三年にして幕府の釋しありしと雖も、藩吏猶これを忌み、數歳を経て漸く赦さる、安政元年再び執政と爲り、祿また増て千三百石を食む、此に於て益々尊寵せられ、常に藤田誠之進と、相提携して事を執る、世人水府の二田といひて頗る之を羨仰せり、二年十月二日の夜、江戸大に地震せるの時、忠大夫また變にかゝりて没す、年時に五十二、事京都に聞ゆるや、天皇大に震悼したまへりとぞ、忠大夫資性、温和にして聰敏、容貌整秀、

眉目盡くが如し、人を愛し士に下り、疾言遠色あること無きが、大事を議し大節に臨みては、毅然として犯す可らざるの風ありしかば、人呼で大臣の器量と爲せり、忠大夫一生の行爲、すべて勤王の大義に關するもの、藤田誠之進と相下らず、齊昭其墓に表し、篆額を賜はりて旌忠と謂ふ、

會澤恒藏

會澤恒藏は、名を安、字を伯民といひ、正志齋又憩齋と號す、幼にして鋭敏學を好み藤田幽谷を師とし事ふ、文化元年、其父大阪の邸に行役して病にかゝる、恒藏乃ち請て大阪に赴き、日夜其介抱につとめしかど、父つひに没せしかば、恒藏大に憂ひ歎き心喪を服する事三年、其後また衣食を節減する十餘年にして、皆其父母祭祀の料と爲す、藤田幽谷大に之を賞し、大舜は五十にして父母を慕ふわが伯民亦之に近しといひけりとぞ、其純孝人を感せしむる如此、蒲生君平常に幽谷の家に来り、

恒藏を見る毎に其人と爲りに感じ、此子沈毅にして卓識あり、後來藤田氏の學を傳ふるものは、必ず此子ならんと言ひしとなり、文化元年諸公子に伴讀す、時に齊昭僅に五歳、恒藏心を盡して輔導する者十七年、齊昭が學は、實に恒藏に頼りて成れりと謂ひつべし、恒藏もとより、皇室を尊ぶの心深く、つひに新論七篇を著す、此書海内に傳播して中國より九州に至る迄の各藩、少しく志あるの士人は、必ず一本を藏せざるは無く、海内餘多の士氣を振起せしもの、これを以て第一着歩と爲せりと云ふ、弘化元年齊昭俄に致仕し、藩政一變するに及び、恒藏亦致仕を命せらる、別號を憩齋といふは、即ち此時よりなりとぞ、既にして藩内恟々、大にさわぎ立ちしにぞ、恒藏ひとり衆に代り、幕府に逼て齊昭の冤を訴へんとす、有司聞て大に怒り、つひに之を官舎に禁錮せしむ、恒藏其禁錮中、箸を嚙て筆と爲し、孝經考等若干を著す、嘉永二年に至り、齊昭の冤解け、恒藏亦家に歸るを得たり、六年幕府齊昭に命じ、外國の議に參せしむるに至り、恒藏乃ち日夜憂慮し、寢食を忘れて

會澤恒藏

御侮の策を講じ、以て和議の非を極言す、安政二年再び督學と爲りしに、大將軍家定其名を聞き特に召て謁見を許さる、五年齊昭幕誼を蒙り、一藩又々憂憤するに當り恒藏愈々之を憂ひ、周旋する事甚だ力めしを以て、藩主屢々賞を與へ、文久二年馬廻頭と爲りしが、三年七月病を以て没す、年六十二、恒藏初め性羸弱にして多病なりしゆへ、衆醫皆讀書を廢すべしと勸めしかど、恒藏敢て讀書を輟めず、只飲食を節し起居を謹み、頗る心を攝養に用ひし爲め、つひに高齡を保ちしと云ふ、

安嶋帶刀

安嶋帶刀は、名を信立といひ、水戸家の老職なり、近世勤王を以て幕府に忌れ、つひに非命の死を遂げたる者、かの明和の獄以來、久く其あど無かりしが安政五年戊午に至りて、前古無比の大獄起れり、安嶋帶刀實に其の筆頭と稱せらる、帶刀初めは戸田彌次郎忠晦と名のりて、戸田忠太夫忠敵の弟なりしが、同藩安島彦之允信

順に養はれて其家を嗣ぐ、帶刀猶少き時、藩主齊脩病篤くして繼嗣未だ定らず、忠太夫等因て江戸に走り行き、敬三郎齊昭を立んと計る、帶刀またこれに従ひ、俱に江戸の邸に赴き大に盡力する所ありき、齊昭世を乗るに及び、帶刀小十人組より、郡奉行勘定奉行等を経て、小姓頭と爲る、帶刀少年の頃より勤王の心深く、常に世々の帝陵荒廢せるを歎き、つひに藩主に建議していへらく、我邦開闢以來 皇統連綿として君臣の分、天地と共に易ること無きは、既に世の知る所なり、されば歴代の山陵は、慎みて修繕を加へらるべきに、朝家衰へ武家の世と爲てより、大方は荒草に埋れ、其所をだに知る人まれなるは、いと淺ましき次第と謂ふ可し、其のみ義公ふかくこれをうれたみ、修繕の事思召立てたまひしかど、未だ果さずして世を去り給ひぬ、願はくは君義公の志を繼ぎ、上は忠を天朝に調し、下は天下義士の憤りを散じたまへ、但し事時機を失へば、善と雖も成り難し、幸ひに此頃幕府令を發して庶政を釐革す、今此に隆典を興し、山陵を修理したまはんに、功を幕

◎安嶋帶刀



府に歸して其功成り易かるべしと述るに、齊昭大に之を賞し、悉く其言に従はんとありつれど、程なく致仕籠居の身と爲りてこれを行ふこと能はず、帶刀も亦君側を去り、小普請觸頭といふ役に移る、其頃また水戸家の一族松平大學頭、紀伊家に就きて、齊昭が罪無き由を訴ふる事ありしに、此事帶刀及び會澤恒藏、原田兵介、此三人の所爲に出でたりと云ふ者ありて、皆職祿を褫ぎ官舎に押込めらる、かくて四年を過ぎ幕府漸く齊昭の冤を察し、また國政をあづかり聴かしめ、三たりも罪ゆるされて、始めて家に歸るを得たり、間もなく幕府水戸家に仰せて、洋製の軍艦を造らしむることありしに、帶刀其工役を監督し、事果て、後恩賞を蒙り、班を馬廻頭の上に進めらる、其後齊昭再度罪蒙りて塾居と爲り、さきに遠ざけられたるもがら、其機に乗じ幕吏と交通し、さまざま秘計をめぐらしければ、帶刀よく藩王を補佐し、よろづ公平に沙汰せしかば、士民悦服し、國中よく治まれり、然るに別勅の詮議はじまりて、此事元來帶刀が齊昭の内意を承けて、かゝる大事を引出せりとの



不審を蒙り、安政五年の秋より、評定所に呼び出され、同き六年四月廿六日、寺社奉行松平伯耆守、さびしく之を糾問す、帶刀少しも懼るゝ色無く、證を引き理を盡して其誣枉を辯せしかど聴かれず、九鬼長門守にあづけと爲り、其八月二十七日、つひに切腹命せらる、時に年四十八、帶刀死に臨むや、從容として一首の歌を詠す、

玉の緒の絶ゆともよしやわが君のかげの守りと爲らんと思へば

また囚中のよみ歌あまたある中に、左の詠最もあはれに聞ゆ、

誰が爲めのねぎことぞとほ玉くしげ

二荒の山のかみや知るらん

茅根伊豫介

茅根伊豫介は、名を泰、字を伯陽、別號を寒綠といふ、水戸藩士茅根伊左衛門爲敏

◎茅根伊豫介

が遺腹の子なりしが、叔父爲敬に養はれて其家を嗣ぐ幼きより遊戯を好まず、只讀書に身を委ねひねもす倦むといふこと無し、年長するに及び、力學篤行常に疾言速色あること無し、其頃一藩の宿儒たる、會澤憩齋、藤田東湖等、皆其器識を賞して、後二十年を過ぎ、我輩の志を成す者は、必ず此少年なるべしといへり、中納言齊昭亦其學行を賞し、數々の物を賜ひ、天保の末、弘道館の舎長とす、弘化元年、齊昭幕府の旨に違ふ所あり、致仕して國を嫡子慶篤に傳へ、有司亦罪を蒙る者多し、然るに執政結城寅壽朝道ひとり、幕吏に交通せるが爲め、依然猶其職に在て、威權肩を并ぶる者無し、伊豫介乃ち大に之を惡み、其下風に立つを欲せず、折ふしまた弘道館の教授頭取會澤恒藏、彼が意に逆ひして、職を罷められ退きしかば、伊豫介益々憤りに堪へず、直に意見を申述べ、其まゝに職を辭し、家塾を開いて子弟に教授す、伊豫介曾て謂へらく、進で力を國家に竭す事能はざる時は、退いて人材を養育し、以て他日の用に供すべしと、也へに今其謂ふ所を行ひ、其子弟を教

るに神を敬し民を愛するを本とし、王を尊び夷を攘ふの大義を明らかにす、齊昭大に其志をめで、默而識之、學而不厭、誨人不倦、と手書して賜ひけるに、ますます感激して其業を勤めぬ、かくて齊昭罪ありて、再び國政を聽くに及び、伊豫また出仕の身と爲り、安政元年に小十人組となり、弘道館訓導を兼ね、明年郡奉行にあげられ、奥祐筆に轉じ、四年學校係を兼ね、然るに此頃幕府の有志等、いたく齊昭を忌む所より、つひに將軍家の特命なりとて、齊昭別邸押込の身と爲りければ、伊豫介驚き歎くこと大方ならず、所詮此冤を晴らさんには、尋常論辯を以て事ゆくべきにあらずと思ひ定め、先づ執政安島帶刀と商議し、諸藩の志士を語らひて、さまざまと計策を廻らしけるに、朝廷いかに聞こしめされけん、別勅を水戸藩に賜ひ、幕府を匡輔すべき旨仰せ下さる、伊豫介因て建議し、聖主寛仁にして、幕府專横の罪を問はせたまはず、猶これを扶持して、其職を盡さしめんとせらる、我君早く勅意を奉行し天下の大計を定めたまふべしと申せしに、藩主慶篤、こは私に計らふべきに非

すとして、先づこれを幕府に届け出でしに、大老井伊直弼大に驚き、如此有ては、號令多門に出るにひとしく、幕府の爲めにゆゑしき大害なりとて、老中間部下總守をして、其議にあづかりし者共を、盡く搦め捕らしむ、伊豫介も六年四月二十六日評定所に召出され、寺社奉行松平伯耆守より、其方事在朝の公卿に交通し、一橋殿を以て將軍家の世繼に爲んと企てし事、眞直に白状せよとありけるに、伊豫介色を正しくし、こは奉行職の仰せとも覺へず、外にさること企てし者ありしや存せねど、不肖ながら某は、一藩の政務に參與仕る身、いかでさる事企て申す可きやと、少しもよごます、申開さしかば、押て難詰することも無く、つひに竹中圖書頭に預けらる、此頃伊豫介が作れる所の詩に、

長鯨横海驕。妖氛蔽日昏。奈何春秋義。舉世付空論。實言入左腹。羅織斥宗藩。願辯既無他。痛哭聲無香。忽值紫泥詔。遠傳自天閣。我公感且奮。禍福寧追論。脩攘翼幕府。正將答。至尊。皇天未悔禍。逮捕驚禁垣。

況此螻蟻微。齏粉亦何怨。嗟予真不肖。學術無淵源。壯歲得虛名。要地浴殊恩。感遇不自揣。欲揮狂瀾翻。報効無涓埃。疎漏忽禍根。今日逢窮鞫。豈復望平反。丹心猶如火。誓欲雪君冤。生前所未報。竊期椒山言。既にして羅織罪定まり、八月二十七日斬罪に處せらる、年三十六なりしとぞ、評定所にて糾問せられし始末、自ら書きつやりて鞫訊筆記と名づく、其他平生の著書には、投筆餘録、息距備考等あり、

鵜飼吉左衛門

鵜飼吉左衛門は、名を知信、字を子熊といふ、亦水戸の藩士にて、天保年中小十人組に列し間もなく京都邸の留守居と爲る、其頃烈公齊昭、俄に致仕の身と爲りにければ、吉左衛門大に驚き、其始末を尋ぬるに、全く藩の奸臣等が讒言せし所に出でたりと聞き、直ぐ様參議橋本實慶卿に就き、其冤をば訴へけるに、藩の奸臣之を怒

り、國に召還して其職を停む、されど嘉永六年に至り、又もとの職に復し、再び京都邸に赴くに及び、齊昭親しく召て意を諭し、近年外國の船舶、屢々遼海に出沒し、其變中々に測り難し、然るに攝津和泉の海港、させる防禦の設け無し、萬一事の生ずるあらんには、禁闕を驚かし奉るの慮無しとすべからず、われ深くこれを憂ひて、幕府に建白したれども、未だ兎角の沙汰も無し、汝今輩下に赴くならば、よくく思慮をめぐらせよと言ふ、吉左衛門委細心得て發足し、志ある公卿の間に周旋し、只管攘夷の説を主張す、又畿内山陵の荒廢を悲み、京都の人平塚瓢齋と力を合せ、搜索考證すること久く、つひに瓢齋をして山陵考若干卷を作らしむ、安政二年十月、關白鷹司政通、密に吉左衛門を召寄せ、主上もとより汝が主の誠忠を、歆感ましくつるを以て、汝が主の造れる劔を召し、玉座の御護りにせさせたまはんとの内勅あり、汝よろしく取計ふべしと仰せありければ吉左衛門かしこまり、いそぎ水戸に馳歸て、其趣申傳へしかば、齊昭感激淺からず、やがて一振りの劔を造りこれ

を京都にぞ奉りぬ、五年正月、老中堀田備中守入京し、外國通商の勅許を、申請はんとす、吉左衛門かくと聞き萬一勅許あらんには、日頃の苦心も其効なく、國家の一大事なるべしとて其子幸吉知明と、終夜緝紳の間に奔走し、通信貿易の大害を論じ、幕府の議を沮みしかば、近衛左大臣、三條内大臣等皆其言を嘉納し、勅許あるまじきよし、主上に申上しほごに、堀田等つひに本意を遂げず、空く江戸に歸るに至りぬ、かくて八月朝廷つひに、幕府へ對し勅諭あり、必ず外交を拒絶せよと又更に別勅を齊昭に賜ふやう、今や將軍幼冲、陪臣專斷、外寇隙に乗じて、國家殆ど危うからんとす、因て今卿に關外の任を委ぬ、宜く其忠を盡し、奸臣を除き醜虜を殲し、宇内の弊政を一洗せよ云々と、右の別勅傳奏萬里小路正房より、直々吉左衛門に渡されしかば、吉左衛門受奉りしかど折悪く病にかかりしを以て、子幸吉之を奉じ、早速江戸に立歸り、直ちに小石川の邸に詣り、藩主に謁して件の勅書を捧ぐ、然るに此事幕府に聞け、以ての外の振舞なりと、幸吉忽ち召捕と爲り吉左衛門また

江戸に檻送となり、松平飛彈守の邸に囚はれ、翌六年八月二十七日、重き繪旨を經輩の身にて取あつかひ云々の罪を以て、つひに傳馬町の獄に斬らる、吉左衛門時に年六十二、

幸吉知明は即ち其長男なるが、少壯にして氣鋭なるより、吉左衛門之を誡め、武士の勇氣はさる事ながら、疎暴の振舞は然る可らずと、相國寺の塔頭心華院住職大拙和尚の許に托して教誨せしむ、幸吉乃ち此に學ぶ三年、弘化四年、父と俱に水戸に歸り、安政四年小十人組に列せしが、父又京都に上るに及び、再び從て上京し、五年八月、別勅の水戸に下る折、之を奉じて小石川邸に到る、其盡力容易ならざりしが、事露顯に及び忽ち捕へられ、父と同く斬に處せらる、此日死刑と爲りし者八人ありしが、其中幸吉一人に限り、首を獄門にさらさるゝ事三日、蓋し別勅を持下りし件、殊に幕吏の憎み甚だしかりしによりりとかや、幸吉此時年三十二、吉左衛門和歌を好み、其詠する所中々に多し、其中の一二、

湊川楠公墓前にて

湊川名にたちばなのかほりにて  
まくらも濡るゝ袖のあかつき  
観心寺の首塚を拜して

まめやかな其いさほしは萬づ代も  
朽せぬ楠の残るいしふみ

頼 三樹三郎

頼三樹三郎、名は醇、字は子春、別號を鳴涯、又は古狂生といふ、即ち頼山陽が三男なり、幼よりして穎悟、最も人にすぐれしかば、山陽殊にこれを鍾愛せり、人と爲り其顔色蒼白にして、ものいふこと頗る沈着、年十六にして大坂にゆき、後藤松蔭の門に遊び、十九の時江戸に赴き、菊池五山、梁川星巖等に就き、詩文の業を學

◎ 頼三樹三郎

びしがやがて昌平校の書生寮に入る、かくてあるはご或日の事、東叡山の花観んとて、同寮の誰彼うちつごひ、花の下にむしろを開き、瓢の酒打傾け、酔後寺々を見ありさけるに堂塔の莊嚴美麗なる、目を驚ろかすばかりなりしかば、三樹三郎かねてより、山陽以來勤王の説を持し居たる事とて、覺えず不快の念を發し、幕府いかに大功あればといへ、此驕奢は何事ぞ、殆ど王城にまされるならずや、俗越の罪憎みても餘りありと、そこに立たる石燈籠に手をかけ、いくつとも無く推倒し、果ては同伴の者の止むるを怒り、刀すらりと引抜さけるに、すは狼藉者捨道き難しと、山内番人のともがら馳集り、やにはに之を搦め捕へしが、もとより醉狂の上の事なれば、翌日ゆるされて學寮に歸りぬ、されどかゝる過ち仕出したる者、其まゝに留め難しと、つひに寮中を追はれしに、三樹三郎嘲笑ひ、さる窮屈なる所に居らすとも、何か苦しかるべきやと、やがて江戸をあとに爲し、越後の國に遊歴し、それより、奥州出羽を経て、蝦夷が島まで押渡り、又引返して南海西海兩道に遊び、嘉永

元年京都に立歸り、河原町三條に居を定めけるに、さすが世に聞へし山陽の子なれば、まだ其年若しと雖も、門に入り教を請ふ者多く、才名忽ら世に響く、既にして安政五年、梁川星巖等と俱々に、水戸藩の志士に相交はり、水戸家に別勅を下すことに關し、大に周旋爲したりしかば、幕吏の爲めに捕へられ、つひに關東に檻送せらる、三樹三郎少しも懼るゝ色無く、箱根の關を過る折、かくぞ打吟じける、

當年意氣欲凌雲。快馬東馳不見山。今日危途春雨冷。

艦車搖夢度函關。

さて江戸に着するや、有司ども之に向ひ、汝處士の身にありながら、國政に彼是すること、亂賊の所爲なり、こは何と心得たるやと問はる、三樹三郎答へて、不肖ながら拙者、尊王攘夷の義を唱へ、朝廷の旨を奉戴し、同志の士をかたらひしは、是父祖傳來の家訓に有之、亂賊とは事の利害はさて置き、朝旨に背く者を言ふ、拙者いかに愚かなりとて、家訓を忘れ賊臣と爲る者には候はずと述るに、さらば重ねて

問ふ事あるべしと、松山藩の邸中にあづけられしが、翌年九月つひに斬刑に處せらる、時に年三十五、辭世の詠にかくなん、

排雲欲手拂妖燐。失脚墜來江戸城。井底痴蛙過憂慮。

天邊大月欠高明。身隨鼎鑊家無信。夢斬鯨鯢劍有聲。

風雨他年苔石面。誰題日本古狂生。

さしも名家の子なりしも、幕府の悪みを恐れてや、誰引取る者も無く、遺骸空く捨てられんとしたる時、大橋順藏之を憫み、篤く葬りて其墓を、假りに小塚原に建てけるが、後若林村に改葬する折、幕府の人松岡萬、其敬慕の心より、骨を盗みし一奇談は別に委しく記したれば、今此にはこれを擧げず、

### 梅田源次郎

梅田源次郎は、名を定明、別號を雲濱といひ、若州小濱の藩士矢部岩十郎と云ふが

次男なりしが祖父の本家梅田氏に養はれ、やがて其家を嗣ぐ事となれり、源次郎幼にして穎悟、學を好み倦まず、江戸にもき林家の門に入り、脩業八年にして故郷に歸りけるが、此頃其父岩十郎は、思ふ所有りて仕へを辭し、かば、父子相携へて京都に移り住み、貧困いふばかり無かりしかど、聊かも志を動かさず、父歿して後源次郎は天津にもきて家塾を開きしに、其地の儒士上原甚太郎といへる者、源次郎の凡ならざるを知り其女信子を之にめあはす、それより又京都に住み、雲濱の號漸く四方に聞ゆるに至る、此時小濱藩主酒井若狹守、京都所司代たりしかば召よせて書を講せしめんとす、されど其舊臣なるを以て、之を招くに禮無かりしかば源次郎其使者に向ひて、我君それがしが舊臣なるを以て、召使はんと思召ならばいかなる賤役と雖も辭し申すべきにあらねど、召て師と爲し、聖人の道を講せしめんとならば、其禮是輕からざる可らずと、固辭してつひに其招きに應せず、既にして世の中漸くものさむがしうなりゆく程に、源次郎憂國の心已み難く、志を同ふせる小林民

### ◎梅田源次郎

六十八  
部大輔、高橋兵部大輔、田中河内助、飯田左馬介、浮田一蕙、梁川星巖、頼三樹三郎、僧忍向なんどの人々等と、忍びくくに相語らひけるは、今や幕府武威衰へ、有司怯懦にして、共に大事を計るに足らず、唯三家の中にて、水戸前中納言殿は、尊王攘夷の志、祖先義公光圀より相傳して、忠誠無二の英主なるが、さきつ頃より幕府の失政を歎き、屢々上書して之を論じつれど、つひにはた用ひられず、あはれ今此君を將帥として、兵馬の權を掌らしめんには天威を奉戴し夷狄を攘ひ去らんことを學を反すが如くなるべしとて、直に近衛鷹司一條三條久我中山の諸卿に就きひそかに其むね奏せしが、とにかく此趣きを、水戸家に告げ置かざればと、源次郎其役を引受け、いそぎ出立せんとしけるに、此時妻の信子重き病に臥し、兒は未だ幼けなく、ほとく困じ果てたれど、國家の大事にはかへ難しと、思ひ切て立出る折、一首の詩をば吟じ出でぬ、世に此詩を以て、縛に就く時の作とするは非なり、

妻臥病床兒叫飢。一心偏欲攘夷。如今死別兼生別。

只有皇天后土知、

かくて水戸に到りかして、同藩此時大に紛亂し、事を執る者奸徒多く、源次郎が心づくしも容易に通ず可くもあらざるにぞ、不得已又京都に立歸りしに、此時既に妻は死し、困難愈々甚だしくなりゆきしかど、源次郎志聊かも屈せず、益々國事に奔走せる中、安政五年、尾張越前の藩主たち、水戸中納言の子息一橋刑部卿を以て、幕府の世繼に爲んと謀り、越前藩士橋本左内、先づ上京して源次郎を訪ひ、其周旋の事を托す源次郎乃ちかねて知れる、小林民部大輔以下と計り、首尾よく別勅を水戸家に下すを得たりしが幕府の怒りにふるゝに及び、皆盡く捕へられ源次郎も小倉藩邸に預けと爲り、折々呼出して鞫問に及ぶに、源次郎絶て屈せず、某た攘夷の大義を知り、此事に與かり候ふのみ、外に答ふべき筋候はずと言ふに、有司等大に其強硬を惡み、屢々苛酷の調べせし爲め、翌年九月十四日に至りつひに小倉の藩邸にて死せり時に年四十有四、其囚中詠せしうたといふに、

◎梅田源次郎



天の戸の押しあけかたの雲間より  
照らす日かげのくもらずもがな

橋本左内

橋本左内、名は綱紀、字は伯綱、別號を景岳といひしは、宋の岳飛を景慕せしによるとかや、又櫻花晴輝樓と名のりしは、本居宣長が歌意を取りしとぞ、世々越前福井藩の醫家なり、左内幼より、穎敏にして學を好み、十六歳の時、笈を負て京攝の間に遊び、緒方洪菴の門に入りしが、父の病める由聞て郷に歸り、安政元年また江戸にもきて、杉田成郷の門弟と爲り、深く醫道の奥を窮め、其明年國に歸り、藩主松平越前守慶永に擢用せられ、醫籍を出で親衛隊の士に列す、此頃外國人交々使を來らし、互市の要求ありけるに、幕議因循にして決する能はず、海内の士大にさむぎ立ち、頻に攘夷の論を發するが中、左内は少しく説を異にし、皇國忠孝の俗

を養成し、富強の基を建るはさる事ながら、廣く海外諸國に交はり、彼が長を採り用ひんも亦今日の急務なり、されば洋書を講ずる者、善く學ばば其利多く、惡く學ばば大害あり、一概には論ず可らずといへり、既にして國に歸りけるに、藩政時に改革の折とて、選にあたり學務をつかさどる事と爲りしかば、乃ち文武の二道を興し別に洋學の一科を設く、間も無く將軍家繼嗣の議起りけるに、藩主慶永は、もとより一橋刑部卿を建んとの説を懷きしまし、いそぎ左内を國元より呼び寄せ、侍讀に補して意中を尋ねらるゝに、左内また大に之を然りとし、やがて彼方此方に遊説するほど、幕府并びに諸藩の士共左袒する者少ならず、勘定奉行川路左衛門尉は幕吏中の俊傑と言れし者なるが、左内の説を聞きいたく感服し、或時其友に打向ひ、越前藩の橋本生は年猶若しと雖も見識高く、其議論は切實なり、吾多くの人に交はりたれども、未だかほどの人才を見ざりしと言ひ、又水戸の名臣武田伊賀守も、我友人藤田東湖は海内に二人と無き名士と思ひしに今橋本といへる、男を見て、世間

復一人の東湖あるを知りしと言ひしとぞ、とかくするほど時勢漸く迫り來りしかば、慶永乃ち左内を召し、汝いそぎ京都に上り、其様子を伺ひて、機に臨み變に應じ、よきに取計らへよとありしにぞ、左内委細畏り候とて、安政五年、正月江戸を立ち、姓名を桃井伊織とかへ、忍びて京都の地に入込み、内大臣三條實萬に謁し、又青蓮院宮法親王に伺候し、主人慶永の意見は、かやうく候ふと、詳かに述べしほど、親王御感斜めならず、つひに餘多の公卿方も、大方一橋慶喜を立んとの議に、賛同せられたりけるが、だゞ鷹司太閤政通、少しく異見を抱かると聞き、左内一計を案じ出し、慶司家の侍講三國大學といふは、もと越前の者にして同國のちなみあり、且は有志の者にもあれば、先づ之にたよりを求め、それより同家の執事たる、小林民部大輔に説き込み、それをして太閤に説かしめ、つひにまた左大臣近衛忠熙に内談あり、よろづ首尾よく運びしかば、左内も大に打喜び居しに大老井伊直弼が腹心の臣長野主膳ひそかに上京し、關白九條尚忠方に入込み、水戸家加擔の者共を、惡

しさまに説きしかば、尙忠つひに其詞を信じ、諸卿の中にもこれに同意する者多く、まして幕府有司のともからは一橋慶喜の英明を思ひ、幼主を立てんと欲する輩多かりければ、つひに左内等が苦心のかひ無く、紀伊家よりして織嗣入り、間も無くかの大獄起りて左内も町奉行石谷因幡守の調べを受け、越前藩邸に禁錮と爲り、翌六年十月七日、諸士と同く斬刑に處せらる、時に年二十六、左内獄中に在て資治通鑑を讀み居たりしが、漢紀にまで到りし時、刑に就く事を爲りしかば、起上りて二絶を賦し、其まゝ刑場に赴きしとぞ、其詩に

苦冤難洗恨難禁。 俯則痛悲仰則吟。 昨夜城中霜始隕。  
 誰知松栢後凋心。  
 二十六年如夢過。 願思平昔感滋多。 天祥大節嘗心折。  
 土窟猶吟正氣歌。

◎橋本左内

小林民部大輔

小林民部大輔、一に筑前守ともいふ、名は良典とて、世々鷹司家の諸大夫なり、其性剛邁にして武事を好み、又尊王の心篤く、常に其主を輔け、王政を復古せばやと心かけ、ひそかに青蓮院宮、及び近衛左大臣、三條内大臣、其外志ある公卿方の門に伺候し、また三國大學が手引にて、橋本左内、日下部伊三次等にあり、大に其説に同じ、尊攘の事計りけるに、其頃鷹司太閤政道、いかにしてか幕府に心を寄せられければ、こはゆゑしき大事なりと、三條家以下の人々、ひたすら之を憂ひ居たりしかば民部大輔心を決し、われ太閤を諫め參らせんと、ある夜忍びやかに御前に伺候し、いと思ひ入りたる面もちにて、殿下には長々御重職に在せられしが、首尾よく唯今の御境界に爲らせられ候事、返すぐも、めでたうこそ存じ候へ、臣も若年の頃よりして仕へまつり、最早年も老ひさらばひ、御奉公の間とても、早くは

ごも候はず、因てこたび一生の御願ひのさふらふなり、いかに御聽入あらせられんやと申しければ、そは又何事なりやと尋ね問はるに、民部大輔進みよりて辭をひそめ、餘の事にもさふらはす世は早くと相成り候ひつるに、當今には未だ御齡も長けさせたまはず、誰を頼みと思召たまふやらん殿下ならで誰かまた、御力になり奉る人あるべしとも存せず、さればひたすら朝廷の御爲めに御心を盡させたまはんと、是臣が一生の御願ひに候ふなりと述べければ太閤いたく感じ入りて、頻りに落涙ありければ、民部得たりと、猶様々に説勸めてまかでぬ、次の日三條家にゆきて、其様を物語りしほごに、人々大に喜び合ひ、青蓮院宮も自ら太閤方に御入ありて、又々説き勸めたまひしかば、太閤つひに志をひるがへしたりにける、されど安政五年九月橋本日下部初め、皆々召捕るゝに及び、民部大輔をも差出すべきむね、幕府より鷹司家に沙汰ありしかと太閤御用有之など、様々に言立て差出さず、幕吏因て一計を案じ鷹司邸のほとりなる、物商なふ家を借り、其中に隠れ居て、民部が外

◎小林民部大輔

に出るを窺ひ、やにはに捕へて町奉行所へ送る、民部大輔もとより剛氣もへ、奉行小笠原長門守に對し、更に怖るゝ體もなく、口を極めて之を罵り、ある時揚屋にもく途中、繩取りの小役人、なめげなる振舞ありしとて、いたく打腹立ち、足をあげてはたと蹴倒し、咎めんとならば長門を呼び來れ、吾いひ聞すべき仔細あり、汝等が知る所にあらずと、大音聲に罵りけるにぞ、打集りて之を宥め、漸くに揚屋へぞ送りける、かくてそれより江戸に到りて、榊原家の邸にあづけられ、次の年八月位官を奪ひ、遠島と罪定まりしが、未だ配所に赴かざる中、病にかゝりてつひに終りぬ、實に其年十一月十九日、年は五十二なりける、其獄中の詠を見ても、平生の剛氣想ふに餘りあり、

はしたかの猛き心をむらすため  
むらがりしとて知らるべきかは  
たをやめも國の爲めをば思ふなれ

なごますらをのあだに過ごせる

### 成就院忍向

成就院忍向、初めの名は宗久、又久丸とも云ふ、大阪の人玉井鼎齋といへるが長男なり、文政十年、父に従て京都に上り、清水寺の成就院に入り、剃髮して忍鎧と名のり又中將坊月照とも稱し、後に忍向とは改めぬ、同き十一年花園家の猶子と爲り、天保六年成就院の住職に進み、寶性院の院務を兼ね、安政の初めより、海内漸くさわがしく、尊攘の説起るに及び、忍向思ふ由やありけん、寺務を其弟信海に譲り、東北、諸國を歴遊し、ひそかに諸藩の動靜をうかゞひ、重ねて京都に立戻り、高臺寺々中なる春光院に寓し、廣く四方の志士に交はり、又和歌の會といひなして、諸公卿方の館に出入し、或は己が私財を捐て、ひそかに志ある浪士等を、かくまひおける事もあり、又ある時東福寺の山莊に於て、火食を斷て攘夷の祈念を爲し、

### ◎成就院忍向

七十八  
紺地金泥阿字の寶牋を書し、人を以てこれを朝廷に獻す、近衛左大臣、深く其志を嘉みし、更に清水寺に於て、祈誓せよと命せらる、忍向大に喜びしが、清水寺は喧騒の地にして、法を修するに便ならざればとて、弟信海と諸共に高野山に到りて祈らんと請ふに、朝廷これを聞及ばれ、其志の篤きをめでさせられ、勅して神鏡寶劍を附し、早速に高野に登るべきむね命せらる、忍向大に感激し、わが真心をあらはすは此時なりと、信海諸共血誠を抽で以て秘密の法を修す、此時忍向歌を作り、其志を表していふ、

君が爲め法の爲めには露の命

たゞこの時ぞすてごころなる

幾千代も御代は動かじひと筋に

ふたごゝろ無く君し守れば

朝廷此よし聞こしめし、いたく又愛でさせたまひ御衣井に御威の書を賜ふ、安政の

五年、鵜飼吉左衛門、頼三樹三郎、梅田源次郎等が、別勅を水戸家に下す折、忍向最も力を盡し、近衛家の老女村岡と謀り、ひそかに御同口より参内して、其事を取計ひければ、もとより僧徒の事なれば、怪み咎むる者も無し、九月鵜飼等捕はるゝに及び近衛左大臣いたく忍向の身を氣づかひ、密かに薩摩の士西郷吉之助、有村俊齋等に托し、西國に落せよと命せらる、幕府の捕吏等之を伺ひ、召捕へんとしたれども、西郷有村等の勇氣にや怖れけん、つひに手さしも爲さりけり、此くて此月二十三日、浪花浦邊より船出せしに、折ふし追風さわやかに、船の馳る箭の如くなりしかば、忍向取りあへず、

浪花江やあしのさわりは繁くとも

なほ世の爲めに身を盡してん

追風に箭を射る如く行くふねの

はやくもことを果してしかな

と詠じつゝ、神無月の朔日、早くも下關に至りけるに、折しも薩摩藩主が其國に歸るとてきのふしも此を過ぎ、筑前に入りしと聞き、吉之助乃ち忍向に打向ひ、それがしは先づ國に歸り、事の仔細を藩主に聞わあげ、しかして御身を迎へまをすべし、御身は暫く博多に止り、此あたりの様を見聞きし、それがしが便りを待ちたまへて、やがて藩主のあとを追ふ、忍向は先づ竹崎なる、白石正一郎が家にやどり、それよりまた博多にもぎ、北條右門が家に隠る、いくほども無く幕府の探索、下關まで來れりと聞き、忍向また博多を去り、上坐郡大庭村の竹内五百都が家に入り、爰にてはしなく平野次郎にあひ、かたみに前途の事申合せ、最早かの吉之助が、藩主に委細の由を告げ、われ等の到るを待つ頃なるべし、いさやかしこに赴かんとて、名を變じて靜溪院鐵水と稱し、次郎及び從者重助を、徒弟の姿に出で立たせ、筑後川を下りて久留米に至り、更に肥後を経て薩摩に入ると、市來の關を踰わまくせしに、關守怪み留めしほどに、路をかへて黒の濱を經、漸く鹿兒島の城下に入り先づ

西郷吉之助を尋ね、其模様を伺ひ聞くに、前の藩主齊彬みまかりてより、藩政ごみに一變し、老職島津豊後等は、ひたすら心を幕府に寄せ、頼みがひ無き事のみなりと言ふならば、先づ暫く其様を見んと、足を止め居るほどに、幕府の探索いよく厳しく、忍向此にも其身を置きかね、吉之助次郎諸共に、日向の國に通ればやと、船をやとひて御舟浦に至る、頃しも霜月の望の夜にて、浪風もさわわたり、月の影くまも無し、忍向船はたに立出で、懷紙とりあげ歌をかいつけ、吉之助に指示し、打語らふと見へけるが、忽ち互に手を取りかはし、海中にぞ飛入りぬ、次郎大に打驚き舟子に命じて引上げさせ、様々に介抱盡せしに、吉之助は助かりつれど、忍向はつひに蘇かへらず、年は四十六なりしとかや、其折吉之助に示せし歌、後日吉之助の懷中より出でたるに、かくなん書しありしとぞ、

大君の爲めには何か惜しからん

薩摩の瀬戸に身は沈むとも

くもり無き心の月ともろともに  
おきの浪間にやがて入りぬる  
弟信海よく兄を助け、頗る功勞ありけるが、こは捕はれて獄中に死せり、

梁川星巖

梁川星巖は、字を公圖。通稱を新十郎といふ、濃州安八郡曾根村の人、稻津長考といふが子なり、幼にして花溪寺の大隨和尚に就き、ふみ讀み字かく事學びしに、和尚其凡兒ならざるを知り、これを愛すること限り無し、十二歳の時父母を喪ひ、後數歳にして、家を舍弟長興に譲り、氏を梁川と改め、關東に遊學し、古賀精里、山本北山等の門に入りまた王子村なる、金輪寺に籠り居て、螢雪の功を積むこと十とせ餘り、つひに人の師と仰がるゝに至れり、此人天性詩作に長じ、當時の名家肩を并ぶるもの無し、其妻紅蘭といへるも亦同じ道にすぎ、また書をよくせしかば夫妻

相伴なひて鎮西諸國に遊び、人物を訪ひ地形を探り、歸途京都に入り、頼山陽、賀名海屋等と交はり、酒詩の遊びに日を送るうち、彦根藩の老臣木股右京、賓師の禮を以て招待せしかば、暫く彦根に寄寓しけるが、心よからぬ所ありしとて此を辭して江戸にもき神田於玉池に、塾を開きて玉池吟社といひ、大窪詩佛、菊池五山など等と互に相唱和して、名聲追々四方に聞え、來り學ぶ者甚だ多し、星巖これを講くに性情を本とし、勵ますに忠季氣節を以てし、世のつねの詩人が、ひたすら風月を弄ぶ者と、いたく其趣きを異にす、其頃佐久間象山も、近きほとりに卜居せしかば、折々に往きかよひ、密に經世の策を講じつるが、世に知る者は無かりけり、一とせ名所見物の爲めと言ひ立て、房總二州の海岸を巡り、其地形を觀て歸り、翌年元旦一首の詩を賦し、外思あるべき由を述べ、

滿城爭賀太平春。 梅柳雲霞共一新。 不信天西氛履燧。

妖鯨翻海欲揚塵。

◎ 梁川星巖

間も無く家を引きまどめ、上方に移らんとす、ある人其仔細を尋ぬるに、答へていふやう、江戸は民物繁庶にして、一月の食料、七八十萬石に下らず、然るに其米大方は房總諸國より運漕す、若し外國の軍艦、不意に寄せ來るならば、府下數百萬の生靈、飢餓に苦む事無しとは謂ふ可らず、我輩如き無用の遊民は、一人たりとも立去りて人口を減ずることよければ、俄に旅裝を整へて、京都鴨川のほとりに移り住む、其意うはへは斯くいひなし、誠は彼林子平、高野長英など等が、幕府の忌諱を蒙りて、奇禍にかゝりし覆轍を、踏まじとの心構へなりしとぞ、かくて歲月を經るほごに、案に違はず英米諸國の軍艦、かはるぐ渡來して、世の中さわがしく成り行くに、幕議朝旨に背く事多かりしほご、主上いたく宸襟を惱ましたまふに、星巖等忠憤やる方無く、頼三樹三郎、梅田源次郎、橋本左内等と、別勅を水戸家に申し下す事を計り、其事漸く成らんとするに及び、幕府のさびしき命令により、老中間部下總守詮勝、急に上京すると聞き、星巖もどより詮勝は知る人なれば、これを諫め止めんと詩二十五首を作りて贈る、其中に、

莫援水久元弘例。 事體方今迥不同。 皇上只要殲海恠。

未曾一刻外關東。

當年乃祖氣憑凌。 叱咤風雲卷地興。 今日不能除外讐。

征夷二字是虛稱。

普天率土仰相望。 葵藿心皆向天陽。 諸者何心梗朝命。

不知梗得自家亡。

なご心を籠めしものありしが、安政五年九月三日急に病さし起り、其翌つひに相果てぬ、時に年七十歳ほごなく詮勝上京し、餘多の浪士を召捕るに及び、星巖はもと知る人なれど彼等は最も巨魁なればと、捕吏を其家に差向けしに、前日病死せりと聞き、そは甚だ疑はしと、例の妻紅蘭を召捕へ、さまざまに糾問せしかど、言ふ所に偽り無かりければ、つひにはごなく赦されぬ、星巖一生の詩數千首、生前板行せ



るは、  
星巖集、同閨集、同戊集、香岩集、額天集  
其他猶若干、今遍く海内に行はる、

藤森弘菴

藤森弘菴、名は大雅、字は淳風、通稱は恭助、晩年の號を天山といふ、初め一柳家の臣なりしが、家老の一柳左京といふ者、我意に任せて國務を沙汰せしかば、弘菴これを憂ひ、諫書を奉りしかご用ひられず、却て不測の罪を得んとせしほごに、身の暇を乞ひて立去り、やがて生徒を集め教授せんとするに、其名未だ世に聞へざる事とて、來り學ぶ者少くなく、加之連年の饑饉に、米價頗に騰貴して、ほとく貧苦にせまりたれど性廉潔なるまゝ一介も人に取らず、所謂板下なる者を書て、わづかに口を糊する事を得たり、土浦藩主土屋相模守、其學徳を聞傳へ、招き寄せて賓

師とし、政事の得失を問はるゝに、答ふる所一々理に當れりとして、かりに郡奉行の職に補す、弘菴乃ち心を竭し、利を興し、害を除く事に務めしに、舊臣等の其中には、大に嫉む者もありて、讒口起らんとする様見へしにぞ、仕を致して土浦を去り、江戸に再び立還り、初め日本橋榭町に住み、後下谷三味線堀に移る、此頃は名漸く世に聞け、四方よりして來り學ぶ者多し、また諸侯の執政等、切に請ふて一面を求め政事の是非得失を問ふ者も少くならず、かゝる處に外國の軍艦漸く見へ初め、幕府に於て和戦の論區々なりしに、弘菴海防備論二卷を著はし、其意見を申し述べ、水戸前中納言齊昭も、藤田東湖をして弘菴方に來らしめ、十人扶持を給はりて、其議論を聴かまほしと云はれしにぞ、芻言と名づくる書、五卷を撰みてこれを奉る、齊昭いたく感歎し、手づから朱筆もて批點を加へ、常に座右に置かれしとなり、其後ある時の事なるが、松浦某といへる者、京都の縉紳家には知る方多きゆへ、先生何か申し試みんと思召事あらば、書きしるしたまへかし、其取次申すべしと來り説

藤森弘菴

く、弘菴乃ち一夜の中に、千餘言の文を綴る、其大意は朝廷早く詔を幕府に下し、外交を拒絶したまふならば、海内の人心一致して、勁敵と雖も恐るゝに足らじ、ねがはくは、早く此よし執奏したまへかしと云ふ、松浦いそぎ之を懐にし、夜を日に繼ぎて上京せしが、間もなく事のさわり出で来て、執奏に及ばれざりしかど、後日幕府の嫌疑を招きし、其禍根是等にも因りしとなん、安政戊午の歲、水戸家へ別勅の下りし事につき名ある儒士文人等、逮捕せらるゝ者いと多く、弘菴も其嫌疑者の中にありしが、其身はかくとも知らざれば、此年十月八日と云ふに、上野寛永寺の塔頭凌雲院にのみ書を講じ居たりしに、町奉行所附の與方同心、其留守宅に蹈込みて、手簡日記の類盡く取り揚げ歸りしかば、家の下部打驚き、走りもきて弘菴に告ぐ、弘菴乃ちいそぎ辭し、三橋のあたり迄來りし時あまたの同心集り圍み、やにはに町奉行所へ引立てもき、奉行池田播磨守立出で、水戸殿家人鶴飼幸吉が、持歸りし内勅に就ては、其方も周旋したる事あるべしと問はるに、一向さる事存せずと

答ふされど猶屢々一つこと、くり返して問はれしかば、後には弘菴大に怒り、知らざる事は何度問はるゝも、知らずと言ふより外候はずと、居丈高に爲て答へしに、播磨守も大に怒り、こは無禮の者共なりと、直ちに揚屋入り申附らる、其後罪案漸く定まり、十月二十七日に江戸追放申渡さる、因てそれより下總行徳に居を定め、此に住む事二年なりしに、櫻田の事有て世の様變り、弘菴の罪も放免と爲り、江戸に歸ることに及びしが、折ふし病て居たりしまゝ、本郷に住める其子脩藏が家に不取敢引取りし處病愈々重りもき文久二年十月十八日、六十四歳にしてつゝに終りぬ、弘菴文章、春雨樓詩鈔など、世に傳ふる者頗る多し、門下の才俊また少なからず、川田剛、依田百川、岸田吟香等、皆其門に出でたり、

吉田松蔭

吉田松蔭は、寅次郎と稱す、名は矩方、字は義卿、又二十一回猛士と號す、世々長

州毛利家の臣なり、松蔭天資、穎敏にして學を好み、叔父玉木文之進に就て經書を讀み又山田亦助に従ひて、長沼流の兵法を講ず、嘉永二年四月、萩城の東羽賀臺に於て、兵の調練ある時に、門生を率ゐて之に赴き、操習筈蹄、操習總論等を著はす、同三年藩主に従ひ江戸にもき、房相あたりの海岸を見巡り、慨然として謂へらく、たとひ外寇來り侵すとも、浦賀にて之を禦がんこと、爲し難きわざにはあらねど、東北の方の國々は土地廣く山壑險しく、若し兵備整はざれば、是もしき大事なり、いで彼邊を歴覽し、あらかじめ防禦の策めぐらさばやと、同志の友肥後の人宮部鼎藏と約し、遊歴の事、其筋に願ひ出でけるに、數日を経て未だ許されず、松蔭大にいら立て、さらば吾亡命せん、今日は法に背くとも、他日國に報ゆる折あるべしと、つぶやきつゝ江戸をぬけ出で、常陸にて宮部と一つになり、先づ奥州羽州に赴き、それより北越を経て佐渡に渡り、明年江戸に歸りしに、法を侵せし罪を以て、國元に追ひやり屏居せしめられしが、六年の秋赦されて、又々上府と爲りけるに、此時

外國の事愈々さわがしく、和戰の議論最中なれば、松蔭攘夷私議を著はし、之を藩主に奉る、此頃信州松代の藩士佐久間象山といへるは、洋學にも達したる大儒なるが、松蔭曾て此人に就て學びし事あるもへ、一日これを尋ね訪ひ、知彼知己は兵家の要務なるが、我國の人といへば、更に殊域に航海せし事なく、咫尺の外は如何なる物とも辨せざれば、一旦兵を交わんか、彼に打勝たん事、覺束無く候はずやと言へば、象山實にさなりとて、微臣別有伐謀策、安得風船下聖東といふ、句を書て示せしにぞ松蔭乃ち其意を悟りやがて支度を調へ出立せんとする時、象山が送別の詩に、

之子有靈骨。久厭鸞鸞辭。奮衣萬里道。心事未語人。雖則未語人。  
村度或有因。送行出郭門。孤鶴橫秋晏。環海何茫々。五洲自爲隣。  
周流究形勢。一見超百聞。智者貴投機。歸來須及君。不立非常功。  
身後誰能賓。

かく詠じたりしかば、松陰大に勇み立ち、いそぎ長崎に馳行きけれど、よき便りも無かりしを以て、其まゝに打過ぎ、あくる安政元年正月、米艦又もや下田にありと聞き門人金子重輔と、打つれて彼所に赴き、漁舟に取乗り彼等が本船に漕ぎつけ、外國に連れ行かん事請ひければ、彼等も其志を嘉みしたれど、今私に許し難し、重ねて来るやう論されしまゝ、不得已立歸りしに、此事幕吏の耳に入り、國の嚴禁を破りしとてつひに獄に入れしが、次の年國元へ遣はされ、己が家に禁錮せらるる其後三年ばかり経て、萩の城下松下村に家塾を開き、以て子弟を教授せり、五年幕府大に勢威を張り腹心の吏を京都に上せ、志ある公卿方をば、譴責するの有様なりと聞き、松陰以ての外に憤激し、門人諸友を呼び集め、十七人の同志を得ていふやう、江戸の事は既に人に先だゝれたれば、われは直様京都に上り、問部閣老を刺殺さん、若し運拙くして身を失ふとも、天下の義旗打擧り、闕に赴くの首唱と爲らば、義を取り仁を成すの道には當らん、いかで一死を惜まんやと、やがて其意を有司に

告げしに、有司等大に打驚き、召寄せて辯論の末、つひに野山の獄に入れらる、六年正月播磨の人高大次郎長州に來り、今京都の志ある公卿たち、長州藩主の上京を待ちわび、伏見あたり迄出迎への爲め、若侍を出しありと語りしかば、松陰大に憤慨し、其門人をひそかに呼び、汝等とく京都に往けや、一日早く上京しあらば、後日我君の素意を達する便りよからんと勵ましけるほど、入江九一、野村和作、先づ指圖に従て上京す、然るに忽ち京都に於て、あまたの志士召捕はるゝに及び、九一和作は藩吏の爲めに、國元に追返さる、かくて幕府愈々大獄を起し、松陰をも關東に送らしめ、傳馬町のひとやに繋ぐ三月ばかり、つひに其十月廿七日死刑に處す、時に年三十歳、松陰品行方正、假にも婦女に近附し事無し、然して廣く俊傑に交はり、門人を愛する子弟の如し、其後時勢一變して、多數の俊傑長州より出で、つひに中興の偉業を建てし事、實に松陰が首唱の功なりと謂ふも、亦過言にはあらずかし、其辭世とて傳ふる所に、

身はたとひ武藏の野邊に朽ちぬとも  
留めおかましましや、まことたましひ

### 浮田一蕙

浮田一蕙は、名を可爲といひ、浮田秀家七世の孫なり、一蕙人と爲り、豪爽にして、武事を好み氣節を尚ぶ、幼けなきより畫道に志し、尾張の田中訥言に從ひて其道を學び、後藤原信實が筆法を愛で、別に一種の機軸を出し、京都に於て門戸を開きしに、其名大に世に顯はる、家に一領の甲冑を持ち傳へたるが、常にそれに打向ひて、國に報じ家を興すには、實に汝に依ると言ひしとかや、嘉永以來、尊攘の論頻に起るに及び、一蕙慷慨志を熾んにし、是祖武をつぐの時節到來せり、されど鷹懲の大典を擧げん事は、名族巨藩に依頼せざれば、事成就し難かるべしと、長州藩に申し請ひ、其家の士籍に列するを得、安政元年米國の軍艦、又もや近海に出入すと聞

き、其子入郎をさしつかはし、そこらの地理形勢を、委しく繪圖にかきとらしめ、以て他日の用に備ふ、是より先京都に火災有て、内裏の宮殿、一棟ものこらず焼失せて、此頃漸く御造營と爲りけるに、一蕙此時畫院寄人の職なりしかば俄に召て御屏風に、畫かきて奉るべき仰せ蒙り、乃ち心を籠めてかきしたため、厚き褒賞をぞ賜はりぬ、其後外國の要求、日を追て切迫し、幕府の處分宜しからぬ事多かりければ、一蕙いたく打歎きて、時議一通を書きつたり、參政某公に提す、某公やがて納受ありて、叙覽に入れられしかば、天顏殊に麗はしく、其名を問はせたまひしに、さきに御屏風の畫、仕りし者なりと答へ奉りしとかや、一蕙これを聞き傳へ、感涙せきあへずして、益々義氣を振興し、これより繪事にことよせて、摺神家に入し、度々封事を上りて時勢を論ず、五年の秋圖らずも大獄起り、一蕙父子も坐せられて、縲維の苦を受け、また江戸に送られて大聖寺藩邸にあづけられ、ほどなく獄屋に入られぬ、此折京都の儒者池内陶所も、同じひとやの内在り、只一重の壁を隔つ、

### ◎浮田一蕙

或日同類のこりなく、白洲にひかれて鞠間に逢ふ、一蕙少しも怒るゝ色無く、理非明白に申立てしに、陶所は幕吏の權威にや恐れけん、其申し口何となく、諛ふさまの見へしかば獄に歸りて後壁を隔てゝ大音あげ、やよ陶所、汝は未練至極の者なり、世にますら雄たらん者、溝壑に陥ることも、節義はいかで屈すべきと、口を極めて罵りしこそ、次の年罪定まり、田宅を沒收し追放と申渡されしが、一蕙は獄屋の内にて、病を得てありしかば、獄を出ると間もなく、十一月十四日、六十五歳にてみまかりぬ、一蕙の人に書を教ゆる、必ず先づ孝經を授け、書は名教を補ふものにて、工執藝事以諫といふ本文あれば、縁を舐り紅を吮て、徒らに人目を悦ばすは、我徒に非ずといひ聞せたりとなり、はじめ内裏御造營の折、一蕙上書していふやう、慶元の頃造立の内裏は唯かりそめの御しつらひとて、未だ舊觀に復せざるも其咎ながら、其後寛政年間、松平越中守工事を督し、南殿の前庭取り廣めしかど、南門突出して見苦しく、其上宮垣の四隅かけたり、隅を缺くは不祥の事なり、かの火災のあ

りつると云ふも、是等のもへにやあらん云々とあり、其僅かの事にて、朝廷にかかる事といへば、心を用ゆるかくの如し、其勤王の志の篤かりし、是を以ても知らるゝなり、

櫻任三

櫻任三は、名を眞金、字を飛郷、初め相良六郎といひ、また村越芳太郎と稱す、常陸眞壁の人なり、其父は醫師なりしかど、任三其業を繼ぐことを欲せず、年十六七の頃水戸にもぎ、藤田東湖が塾に入りしが、酒を飲み人を罵り、或は劍を抜き柱を斫り或は歌ひ或は泣き、傍若無人の振舞多かりしを以て、人皆之を狂生といへり、されど人もし急難あれば、囊中に一錢のたぐわへ無しと雖も、衣を賣り物を鬻ぎて、これを救ひ、聊か惜む所無し、其頃潮來村の山中に大膳池と唱ふる沼あり、土地の者これを養魚池と爲し置きしに、夜なく妖怪出で來り、魚を取り食ふといふ説あり

りて、人々恐れ合ひたるに、任三之を聞き村の長に向ひ、吾に酒錢與へなば、池守と爲りてんと言ひしに、村民皆喜びて只管に頼みしにぞ、やがて此に庵を結び、唯一人書を讀みて二鼓ばかりこもり居たり、既にして高山彦九郎、蒲生君平、二人の事跡を慕ひつゝ、其古跡を尋ね訪んと、上野下野の兩國に遊歴し、天保の末江戸にゆき、松本來藏、尾藤高藏、藤森恭助などいふ、あまたの名士と交はりを結び、學業は日に進みつれどもとより赤貧洗ふが如く、其日のたつきに困めるまゝ、人の爲めに字を寫し、又は按摩を業とするに至りぬ、折ふし幕府の名吏川路左衛門尉、小普請奉行にてありけるが其清貧の様を見兼ね、小普請方の物書役に擧ぐ、任三漸く俸祿を得て、國にのこし置し母を迎へ養ひ、餘財あれば世の貧士等に分ち與ふを樂みとす、弘化元年水戸前中納言齊昭、讒口に由て押こめられしと聞き、任三折ふし病にかゝり居たりしかど、こは一番の興廢のみならず、天下の治亂に關係する大なり、救はざればある可らずとて、病を忘れて奔走し、阿部伊勢守が近臣石川和介

と云が、日頃より親しかりしを以て、此者につき齊昭が冤を伊勢守に説かしめ、漸くにして齊昭が幽閉とくるを得たりき、かゝる處に外國の軍艦不意に渡來し、幕府いたく其處置に苦しみしに、任三きつと思案を定め、又かの石川和介に向ひ、今の時勢を濟はんには水戸殿ならで、誰かまたあるべきと言ひしかば、和介これを伊勢守に勧め、つひに齊昭をして、軍國の大議に參預せしむるに至りぬ、安政二年の冬、江戸地大に震ひ、士民皆困窮せるに及び、齊昭命じて、米百俵を任三に贈り、其窮を慰問せらる、任三大に喜びて、明君の恩賜徒費す可きにあらずとて、盡くこれを窮民に施し、升合も家にとりめざりしかば齊昭ますます威稱し、又これに七人扶持を與へ、客禮を以て待遇せらる、五年堀田開老が京都に上るや、任三あどを追て上京し、公卿方に關東の情狀を告げ、勅許の事然る可らざる由申し張り、首尾よく遂げて江戸に歸りしに、恰も獄の起りし時にて、皆己を物色しありと聞き、形を變じて虎口を逃れ、關西諸國を遍歴し、翌年大坂に立歸り商家に潜みて時機を伺ひ居

たりしが七月六日俄に病て去たりぬ、時に年四十八、

金子孫二郎

金子孫二郎は、名を教孝といふ、世々水戸の藩士にて、川瀬七郎右衛門教徳の次男なるが、金子孫三郎能久の養子と爲る、天保年中、孫二郎歩目附たりしに、其頃藩士兩派に分れ、世に之を正黨奸黨の争ひといふ、孫二郎乃ち武田伊賀守等と大に正黨の爲めに力を盡す、後吟味役より、奥祐筆を経て郡奉行に進む、弘化三年齊昭議口にかゝりて、別邸に蟄居するに及び、孫二郎また食祿を褫ぎ官舎に禁錮せらるゝに至る、其後齊昭罪もるされ、孫二郎も家に歸るを得、嘉永六年また郡奉行となり、功勞を以て班を先手同心頭に進めらる、安政三年、國中大風雨ありて田穀實のらず、齊昭乃ち孫二郎を江戸邸に召し、其状を問はれしに、具にこれを陳し、救恤の策を上りしかば和歌を賜ひて其志を賞美せらる、孫二郎職に在ること前後十五年、

學校を興し田賦を均くし、部内よく治まれり、五年別勅の下るに及び、幕府の命を受け老中安藤對馬守、水戸邸に馳向ひ、勅書速に返納あるべしといふ、此事水戸表に聞ければ、正黨の人々大に怒り、主上我君を頼み思召し、別勅を賜はりしは、こよなき武門の面目なるに、何でう故なく返納する事やある、萬一さる勅詔あらんには、直に、朝廷にこそ返し奉るべけれ、幕府に差出すべき謂れ無しなごいひ争ふにぞ、藩吏之を制し兼ね、返納の期猶豫せられんこと、類に請ひしかご許さず、藩吏懼れて此趣水戸にいひ送り、つひに返納の議に決し、件の勅書を江戸に持ち行んとす、若侍等今はこらへ兼ね、途中に於て奪ひ取らんと、こゝかしこに屯集し、國中以ての外に騒動す、藩主大に打驚き、こは金子高橋ならで、誰かはこれを鎮靜すべきとて、孫二郎と高橋多一郎とに命じ、往て若侍等に説諭し、荒立ざるやう計らはせしに、二人の名望他にすぐれたれば一同一先づ鎮靜せり、されど二人も、内心には大老伊井直弼が所爲を、いたく憎み居たりしにぞ、内々相議していへらく、今

◎ 金子孫二郎



や奸臣、朝命を蔑如し、祖制を壊破し、外夷を親み義士を殺す、かくても猶やまたさるに於ては、徳川氏二百餘年の業も、忽ち地に墜ちん事疑ひあるべからず、今は奸臣を斬り禍根を断つべしとて、薩藩の志士岩下佐次右衛門、有村雄介、堀忠左衛門等を語らひ、其隙を窺ひけるほどに、齊昭間もなく水戸に移され、孫二郎も國元に歸るや否や、即ち其祿を褫ぎ蟄居せしめらる、かくてまた幕府命を傳へ、返勅の權促頻に至りしほど、孫二郎時來れりと、高橋多一郎と相議して、江戸の同志にかくと告ぐ、折ふし堀忠左衛門、薩摩に歸らんとする時なりしゆへ、暫し待ちたまはらば、同く事を共に爲んとありしに、否此機失ふ可らず、奸臣一人打取らんに、さのみ他方を頼むに及ばず、いつ迄猶豫すべき事かはと、かたみに心を勵ましつゝ、多一郎は西國方の同志を募り、關西に於て旗揚げ爲んと、先づ上方指して行く、孫二郎は明年三月三日を期し、江戸にて事を擧げんと約す、とかくする程に今茲も暮れて、次の年の二月十八日孫二郎我家を立出るとて、和歌二首を其室の唐紙に書きし

るして出づ、其和歌は、

ますかゝみ清きこゝろは玉の緒の

たわてし後ぞ世に知らるべき

君の爲め世の爲め盡すまごゝろは

二荒の神もみそなはすらん

それより間道を経て江戸にもぎ、有村雄介に對面して、しかぐと物語れば、雄介感ずる事大方ならず、然し奸魁を除くの後は、如何の策によりたまふやと問ふに、孫二郎打うなづき、されば我苦心は、其善後の方策にあり、奸魁一人打取りたればとて、勤王の兵起る事なからんには、全くの大業成就しがたからん、此度は先づ若共者が、手並のほごを試むべく、首尾よく仕をふせたらんには、某貴殿と共に都に趣き、機に乗じて義兵を擧げんと謂ふに、雄介げにもと感歎し、舍弟次左衛門兼清を呼び留めて斬奸の擧に加はらしむ、さて間もなく三月朔日になりぬれば、佐野竹

之助、齋藤監物等、孫二郎が隠れ家に會せしが、十餘人に過ぎざりしかば、如此無勢にてはと人少しく色めさしほどに孫二郎膝打たゞき、供人併せて皆打取らんとにはあらず、目ざす敵只一人、打取れば事済むなり、十餘人して一人を打ん事、何ほどの事かあらん、諸君覺束無しとならば、老ひたりと雖も拙者、真先かけて打入らんと勵ませしにぞ、一坐の人々腕を鳴し、如何にも御詞の如くなり、さりながら御手を下したまふ迄も無し、吾々身命を抛ちて、さつと打留め申すべし、貴殿はあとに留りて義兵を擧げんこそ肝要なれと、異口同音に返答す、孫二郎大に喜び、其勢にてかゝらんには、首を獲んこと、疑ひある可らず、獲たらば一人は首を持って走り、又一人は用意の訴狀をば、老中の邸に持入るべく、又一人は我方に來り、其場の有様注進せよ、此外別に言ふべき事も無し、今生の思ひ出なれば、今宵は夜と共に酌みかはさんと、夜一夜酒盛りし、翌朝別れて出立し、品川に到て宿をとり、首尾如何と待居たるに、三日の朝は時ならぬ大雪にて、同志の者共便りを得、首尾

よく大老を打取りぬ、孫二郎雄介かくと聞き、いざ此上はと夜を日につき、伊勢四日市迄到りし時薩藩の有司阪口某にあひしに、君命なれば同道せよと、雄介つひに之に伴ひ行かる孫二郎は乃ち立別れ、伏見の旅亭に留まりしに、櫻田の變漸く上方に聞へ、幕吏の探索さびしきより、かねて約せし同盟の人も、更に來り會する無し、孫二郎因て覺悟を定め、他人に累を及ぼさんかと思ふ書類は、悉く取り集めて之を焼捨て、靜かに待ち居たる處、果して其十五日、伏見奉行の捕手數十人、來りて嚴しく取圍む、孫二郎かねて期したる事なれば、端坐して其縛を受け、やがて江戸に赴きて、稻葉伊豫守にあづけられ、文久元年七月二十六日、つひに斬刑に處せられぬ、時に年五十八、

高橋多一郎

高橋多一郎、名は愛諸、字は敬卿といひ、水戸藩士高橋諸往の長子なり、天保の初

◎高橋多一郎

中納言齊昭、諸士の中に年若く行正しく、而して武藝に長ずる者、百人を選みて侍衛とし、これを牀几廻組と名づく、多一郎早く其選に當り、間もなく歩士目附より奥祐筆と爲る、齊昭幽囚せられし時、多一郎深く慨き、いかにもして其冤罪を解かばやと、晝夜心を碎く由聞はしに、執政の者共等之を思ひ、君側にあること停められしかば、多一郎憤恨やみ難く、紀藩は三家の随一なれば、歎き訴へ申して見んと、書を大納言治寶に上りて、某聞く、困窮して天に呼び、疾痛して父母に叫ぶは人の至情なり、今や一藩の危難此時に在り、某痛憤の餘り、不敬の罪を顧みず、衷情を左右に訴ふ、閣下は幕府の懿親におはしまし、徳望世に聞へたまへり、今三藩の親と高明の徳とを以て、中納言殿の冤枉を雪ぎたまはん事は、いと容易のわざなるべし、唯速かに一言をもて、國家の難を救はせたまへと陳じければ、治寶時勢をや憚りけん、又はまことに齊昭の所爲を、善からの事と思はれけん、答ふる旨も無かりけり、此頃又世子慶篤封を嗣ぎしが、年少くして事皆老臣に任せしに、老

臣中の門閥結城朝道權威につり、己に異なる者を惡み、大に藩政を亂せしかば、多一郎甚だ之を思ひ、ひそかに江戸に忍びゆき、老中阿部伊勢守、目附遠山左衛門尉に就て明らかに齊昭が冤を鳴らし、其救ひを求めしかど、誰も是を受引かず、いとつれ無くもて爲しけるほどに、爲ん方なく國に歸らんとせしが、忠憤の情やみ難く、或夜忍びて齊昭が幽居を訪ひ、思ふ所を述べけるに、齊昭其忠義を感じ、一首の和歌を興へらる、然るに此事奸臣等が耳に入り、職祿を奪ひ禁錮せらる、幾ほどなく、齊昭が冤解け、國政又舊に復し、諸士皆愁眉を開くに及び、是全く多一郎が力多きによれりて、藤田東湖大に之を賞し、至危の中に在て、至誠事に處し、剛柔緩急皆其宜きを得、至誠にして國を憂ふる者、まさに如此なるべしと書を贈りけるとなん、其後寺社郡奉行より、奥祐筆頭取に進む、時に結城朝道、禁錮せられて一室に在りしが、智慧たくましく男なれば、藤田東湖が、地震の災に死亡せしと聞き、時こそ來つれど、窃に其殘黨を語らひ、詭計をもて齊昭父子を離間し、己が志

を遂げんとす、多一郎其奸謀を悟り、これを糾問して其實狀を得しかば、朝道等陳するに由なく、盡く其罪に伏す、斯て水戸に歸り、國史軍務等の事を管理し、安政五年、小姓頭に進む、此時幕府の大老井伊直弼威權を専らにし、齊昭を蟄居せしむ、然るに朝廷水戸家に別勅を賜ひ、幕府の失政を匡救すべしとありしかば、一同大に打喜び、夷狄を掃ひ國勢を張り、奸吏を斥け君宛を雪むること、唯此一舉にありと勇み居たるに井伊直弼之を聞き、こはゆるしき大事なりと俄に上使を立て、其勅詔を停めしむ、多一郎等乃ち謂へらく、一番の力を以て、攘夷の功を奏せんこと覺束なければ、諸藩の士に同志を求めんと、關鐵之助、矢野長九郎等を、山陽山陰のたりに遣はす、されど直弼等の専横愈々勢を逞くし、慷慨國を憂ふる者ありと聞けば忽ちこれを獄に下す、多一郎乃ち金子孫二郎と議し、今は奸魁を屠戮し、天下の義氣を鼓舞するより外無しと、薩藩の士岩下佐次衛門等と計り、東西相應じて事を舉げんとせる中、幕吏つひに罪案を羅織し、齊昭を水戸に押籠め、剩へ勅書を返納

せよと責めはたる、多一郎大に憤り、奸賊の暴惡、其罪ゆるす可らずと、同志の者をそれぐ手分けし、其身も家を立出るとて、  
 死斯有日此生涯。 自蹈危機報國家。 六十餘州無一眼。  
 獨伸憂憤對梅花。  
 とりさへも今朝の別れや惜むらん  
 引き留めがほにうぐひすの鳴く  
 と云ふ詩歌を書き留め、木曾路よりして都に登らんとし、三月の三日、太田の驛に着さけるに、俄に時ならぬ大風雪にあふ、此日は同志の若者が、江戸にて事を擧ぐるの約なり、こは天道我輩の節義を憐み、此風雪を降して助けらるゝならんと、勇み喜びて大坂に到るに、此にも同志の士川崎孫四郎等、待受けてありしかば、それらと共にある公卿にたより、こたびの一擧は、かくくの趣意なる事、書きしるして天覽に供へしが、間もなく櫻田の變上方に聞え、幕吏さびしく其餘黨を、搜り索

る頻りなりと聞き、四天王寺に入りけるに、捕手あまた追通りしかば、今は早是迄なりと、とある茶店に走り入り、其子莊左衛門と諸共に、一文字に腹かさ切りしが、其家ごとに迷惑の様なるにぞ、布もて腹をしかと結び、そこを出て坊官小川欣次兵衛の家に赴き、其子細を具に語り、暫し一間を貸したまへと言ふ、欣次兵衛其止め難きを見て、是非無く奥の間にともなひしかば、多一郎父子大に喜び、腰なる一刀を取て之を欣次兵衛に與へ、多一郎自ら小指もて一首の歌を障子にかさしるし、心しづかに巻きたる布を解き、父子同じく自殺して失せぬ、多一郎年四十七、莊左衛門、年十九、多一郎が歌といふは、

鳥が啼くあづま武男がまごゝろは  
鹿島の里のあなたとは知れ

又莊左衛門がうたは、

今さらに何をか言はん言はずとも

盡すこゝろは神ぞ知るらん  
欣次兵衛乃ち假りにそこに葬りしが、後水戸に歸葬する事を得たり、

佐野竹之介

佐野竹之介、名は光明、水戸藩士兵左衛門光誠の子なり、幼にしてよく稗史野乘を讀み、古の武士が風を慕ひ、年や長じて劍術又砲術に達し、齊昭に寵用せられ、小姓と爲る、別勅の事起りて江戸に馳行さしに、折ふし幕府、齊昭を江戸に移さん爲めに、松平左兵衛督をして命を傳へしむ、竹之介思ふやう、幕府我君を疑ふこと深し、所詮これを斬殺して、幕吏の膽を懲らしめんと、腕を扼して之を待ちけるに、執政の人々聞附て大に驚き、詞を盡して論しけるにぞ、其結構はやめてける、されども容易ならぬ企てしつればとて其叔父の家に預けらる、竹之介元來氣早き男なれば忽ち叔父と口論し、そこにも居られず、那珂郡田谷村の、田尻新介が許にもきて

匿れしが、或時新介に打向ひ、あさましき世の有様かな、苟くも朝廷に忠を盡さんとする者あれば幕府捕へて皆嚴科に處す、是奸賊井伊が所爲に出でたり、われ身を捨て、彼を斬殺し以て王威を四海に輝かさんとす、御身は後にとまりて、國の護りとなりたへまど、金子孫二郎、高橋多一郎等が、忍びくんに事を計る由を聞き、速にこれが一味連判に連り、三月三日櫻田の折には、眞先かけて手いたく働さ、數ヶ所の創を負ひけれど、ちつとも屈せず刀を杖にし、老中脇坂家の門に走り入り、取次の士に對面して、件の始末を申し述るに、面色少しも變すること無く、其言語分明にして、聽く者皆耳を傾く、言終るや其まゝに、息絶わて伏しにける、時に年二十二、其襦衣に、誠忠の二字を書し、又歌二首をしるしたりとぞ、其歌は、

敷島の錦の御旗もちさるゝげ

すめら御軍の先がけやせん

櫻田の花と屍は散らせども

なに撓むべきやまどだましひ

### 關鐵之助

關鐵之助は、名を遠、字を士任、號を錦堆といひ、亦水戸藩士なり、少き時より讀書を好み大義に通ず、長じて郡吏と爲り、歩士に進み、郷校また農兵の事を掌る、安政五年北地開拓の命を受け、越後より箱館に赴き、將に蝦夷に入らんとする時、前中納言齊昭幽閉せられ、又京都より別勅の下りし事など、落ちもなく聞ければ、遠く開拓の業を起さんよりは、近く國難を救ふに如かずと、夜を日につぎて馳歸り、高橋多一郎と相商議し、同志の士を募集せん爲め、矢野長九郎等と共に、北陸より山陽山陰の諸道を歴めぐり、列藩の諸俊傑を尋ね、説き勤むるに勤王の大義を以てす、かくて明る年の春國に歸り、夏になりて江戸にゆき、多一郎及び金子孫二郎と、井伊大老を討ん事計畫し、鐵之助先づひとり京都に上り、栗田宮又近衛殿の邸に伺

候し、折を伺ひ一封の書を、近衛殿に奉りていへらく、近年夷船渡來、皇國の危急なる事旦夕にせまれり、然るに關東の寄執等、敎旨を畏こみ、忠節を盡さんとせず、大樹の幼弱なるに乗じ、一己の權威を擅まゝにし、公家武家にかゝはらず、精忠の人々をば押捕へ、無實の罪に陥る、誠に神人共に怒り、天地同く憤るの時なれば、今有志の大名に牒じ合せ、奸賊を誅戮して、宸襟を安じ奉らんとす、仰ぎ願はくは此事乙夜の窺覽に供へたまへ、猶後日申し請ふ事あるべし云々、又別に大老井伊直弼が罪狀書をも添へたりけるに、近衛殿大に驚き、今かゝる事言はゞ、幕府の嫌疑甚だしからん早々此を立去るべしと仰せられければ、詮方なく一先づ江戸に還りけるに、藩の役人等忽ちこれを捕へ、其まゝ禁錮と爲したりしに、翌萬延元年の春、金子孫二郎と示し合せ、忍びて水戸をぬけ出で江戸に匿れ、三月三日つひにかの事を果し、其まゝ其場をきり抜けて、因州に到り池田家にかくれ、又長州にもき、更に九州に渡り薩摩に入らんとせしに、國法嚴にして其封内に入るを得ざりしかば、

引返して諸所に潜伏し、猶も再擧をはかる中、文久元年越後國、上關村といふ所に捕はれ、あくる年の五月十一日、江戸に於て斬に處せらる、時に年三十九、其刑に就くの前、獄吏命じて口供の末に、花押を書せよと言ひけるに、よし心得たりと筆取りて、死休と二大字を達筆にしるしたりしとぞ、同獄の者に内藤文七といへる男ありしが、鐵之助刑場に赴く折、文七の前にて大音あげ、家郷千歳公論日、誰謂關東狂少年、と高らかに吟じて過ぎし、其様いかに勇ましかりしと、文七後獄を出て人に語りしとなん、

齋藤監物

齋藤監物は、名を一徳といひ、世々常陸那珂郡神社の祠官たり、前中納言齊昭が、讒にあひて蟄居せしめられし時、監物大に憤激し、直ちに江戸に赴き、老中阿部伊勢守に上書していふやう前中納言殿昨年五月致仕の命あり、國中の士民、驚き歎く

◎齋藤監物

事大方ならず、某身不肖には候へど、神明に仕へ奉ることよて國主の賢否は早く之を知れり、前中納言殿、平生報國の志深く、幕府に對して貳心を懷かるゝことを聞かすされば士民も其教へに従ひ、文武忠孝の道を守るより外無し、況や國政よく整ひたりとて、先年幕府よりも賞詞を蒙られたる事、海内知らぬ人も無し、然るに未だ二年を経ずして、俄に致仕せしめられしは、是いかなる故なるや、道路の風説にては前中納言殿釋氏を憎み、廢佛の令を行へりなど、言ふ者あれど決して然らず、先君威公義公の遺志を繼ぎ、神州の正道を崇め、寺社僧祝を論せず、法に違ふ者の罪を正されたるのみ、中には僧徒の戒律を犯し、命令に従はざる者ありしかば、其寺院を毀たれしこともありしかど、一概に除き去らんとの意にあらず、近年夷船渡來、世の中穩やかならざる折柄、藩屏輔翼の家にして、士民騒動せば、もよほしき御大事と存じ、不敬を顧みず愚意を陳すと述べたるに、越訴なりとて採りあげられず、却て水戸に禁錮せらる、其後齊昭幕命にて、永蟄居となりし事、全く大老井伊直弼

が所爲たるにより、金子孫二郎、高橋多一郎等これを討取ん結構ありと聞き、忽ち一味に加はりしが、わざと人目を避けん爲め、月花を友とし詩歌を賦し、飲酒に耽り居るほどに、世の人たれて其底意を、知る者とは無かりけり、さて櫻田の一擧には、敵あまた討取りて、其身も痛手負ひしかど、少しも屈せず細川家の邸に入り、事の始末を明らかに自訴し、つひに其邸にて終りにける、時に年三十九、其細川家の邸にありし時、ある人來りて、書を求めしに、痛手に病みて臥し居たりしが、つと起上りて筆を取りかくなんぞ書きのこしける、

國の爲め積る思ひもあまつ日に  
とけてうれしき今朝のあわ雪

蓮田市五郎

蓮田市五郎、名は正實、水戸藩、町方同心たりしが、幼けなき時父に後れ、家愈々



貧しくなりけれど、いたく學問を好めるまゝ、三たびの食を二度に爲し、其費を以て紙筆を購ひ、飢を忍び勉め學びしほど、聞く者皆感賞しこの子の他日、必らず觀るべきものあるべし、凡人の及ぶ所にあらずと言ひあへり、安政の初め、寺社方の手代と爲りしに、齋藤監物は神官なれば、屢々來りて社祠の事など議するより、殊の外親しく交はり、つひにかの一舉に與みし俱に櫻田にて本懐を遂げしが、事果て後、訴へ出で、本多修理亮に預けらる、幕府の有司等、かの始末を取調べんとするに、其徒多くは創を病みなごせる中、市五郎ひとりは、少しも病める所無かりしより、引出して之を糺問し、汝等徒黨を集め、上を犯したるの罪免る可らずと雖も、自首したるこそ神妙なれ、抑々君の祿を食む者、其命に従ふは理の當然たり、こたびの事、まのあたり君命を受けずとも、必らず傳へ聞く所ありて、前中納言殿の意を承けしならんと詰る、市五郎少しもおめたる色なく存じもよらぬ仰せかな、前中納言殿は上を敬せらるゝ事、よの常に超わたり、こたびの事を聞かせたまはば、驚

き憂へさせたまはん事、我等に於ても、心苦しき限りなれども、天下の爲め不得已思ひ立しのみ、若し仰せの如く君命によるならば、水戸の家臣數千人に下らず、何でう賤しき我々が、刺客の謀など用ふべきやと答ふ、有司重ねて、汝の言ふ所も一理なれど、君命を受けたりといふ方、名義正しきには當らずやとあるに、否井伊氏は天下の罪人なり、天下の浪士を以て天下の罪人を討つ、他人の差圖を受る事やあるべき、いかなる拷訊にあふとても、前中納言殿に無實の罪負せ參らする事は、決して得せじと言切てければ、有司も其忠誠をや感じけん、復問ふ事は無かりけり、かくて罪定まりつひに刑に就く、時に年二十九、獄中櫻の枝を差入れられし時、  
守る人のあはれみ無くば此春は  
なれしさくらをいかにで詠めん  
とよみし由、よく獄屋の役人にも、憫れまれしものと見ゆ、

### 大橋順藏

勤王百傑傳

大橋順藏は、名を正順、字を周道、別號を訥菴幽人、又屠龍居士といふ、其父は清水赤城とて、上野國群馬郡並榎村の郷士なるが、江戸に住み兵學の師と爲り、其名大に世に聞ゆ、諸侯乃ち高祿を以て、厚く招く者ありしかど、思ふ旨ありて仕官はせざりき、斯父にして斯子ありといふためしに違はず、順藏幼少の時より大志を懷き、其性深沈にして膽略あり、十二三歳の時、ある夜ひとり炭取出さんと、炭部屋に入りけるに一人の大男の、布もて面をつゝめるが居たり、己れ曲者といひもあへず、組附てちつとも離さず、とかくするほど家内の人々、其物音に驚き來り見るに、隣家なる戸川氏の奴、薪を盗まん爲めに來れる由なれば、後日を戒め放ちやりぬ、其氣象想ひやるべし、其後仔細有て、信州飯山に赴き、酒井某の養子と爲りしが、心にそまずして立歸り、二十歳ばかりの時、佐藤一齋の門に入り、貧窮にして書籍

勤王百傑傳

等、購ふべき資無きまゝ、人より借りて之を讀むに、一度眼を通せしものは、絶て忘るゝといふ事無かりしかば、忽ちにして其業大に進み、今は別に門戸を開き、子弟を集め然る可しと、いふ者の多かりしに、順藏首打ふり、否財無くては人を集む可らず、古へより儒者が清貧を樂むといふは、不得巳の遁辭なり、其身の衣食たも足らず、いかでか人を養ははんや、あはれ富豪の助勢する者あれかし、我其方に依りて、國家の爲めに人才を養育せんといひければ、實にさなりと言ふ人もあり、あきれて笑ふ者も多かりき、其頃大橋淡雅といひしは、世に知られし富家にして、然かも見識人にすぐれたるが、ある日一齋が訪ひ來ての談に己れ年頃金穀を施し、あまたの窮民を救ひつれど、彼等は皆無智文盲、何の用にも足らざるなり、つらく世の有様を見るに、財有る者は學無く、學有る者は財無し、若し然るべき學者に財産を分け與へ、廣く其道を行なはしめば、世の利益たるべしと思ふが、如何あるべからんと言ふ、一齋はたと手を拍て、こは面白き暗合なり、我門下にかゝる人物あ

### ◎大橋順藏

りて、順藏を引合せければ、淡雅大に打喜び、これを養ひ己が長女にあはせ、大橋氏をそ名のらせける、此時順藏年廿六、やがて兩國村松町に塾を開きけるに、生徒遠近より來りつごひ、名望漸く世に高く、大藩諸侯聘を厚くして、之を召抱へんとする者多かりしかど、養父淡雅が領主たる因みに由り、宇都宮藩の士籍に列す、かくて嘉永六年、外國船渡來せしより、朝野の間、議論かまびすしく、幕府亦命を發し、諸藩並びに草莽の士に至るまで、意見あらば申出でよと、ふれけるほどに、順藏乃ち上書して、因循姑息の害を辯じ、又元寇絶略を著はし、戰の勝敗は兵の多少によらざる證を舉げしに、人々其説の痛快なるを喜びて、海内の士氣、これが爲めに振起せしもの少なからず、安政の初め、江東小梅の郷に居を卜し、關邪小言四卷を著はし、いたく洋人の詭詐にして、信す可らざる事を論じけるに、此書亦頗る世に行はる、安政五年黨獄の起るに及び、名儒頼山陽の子三樹三郎死刑に處せられしに、世の人嫌疑を憚り懼れ、誰有て其屍を引取る者無かりしに、順藏金を捐て

て厚く葬りしかば、四方の志士其高義を慕ひ來り訪ふもの頗る多し、順藏つらく世の有様を考ふるに、幕威内に衰へ、強寇外に逼る、所詮王政の昔に立返り、兵權を天朝に歸するにあらざれば、何事も成らじとて、文久元年九月、門人掠木八太郎といふに命じ、忍びやかに上京して、正親町三條家、及び岩倉卿に就き、王權恢復の秘策なる者を獻せしむ、折しも妻の弟菊池教中宇都宮にありしが、下野の人兒島強介、水戸の人平山兵介が、老中安藤信正を討取らんと企てに與力しければ件の二人順藏の許に來り、内々其指揮を請ふ、折柄また長州の浪人多賀谷勇、武州の郷士尾高長七といへる者來り訪ひ、先生未だ聞給はずや、只今輪王寺の宮日光におはしますが、左右にさるべき人も無し、因て某等馳向ひ之を奪ひ奉り、菊池教中君を輔佐と爲し、水戸結城あたりの兵を集めなば、宮に向つて弓ひく者、またあるべしとも覺へず、是實に勤王攘夷の唱首たらん、あはれ先生帷幄に坐して、軍慮を運らしたまへかして、事もなげに言ひければ、順藏首打振りて、いやとよ今暫く待らた

まへと固く戒め止めつれど、はやり雄のくせとして、二人は猶思ひ止り兼ね、翌日江戸を立去て、近國を走り廻り、同志の者を募るほどに、世を憤り事を好むともがら、忍びて江戸に馳集り、霜月の八日の夜、件の多賀谷尾高を先に、下野の河野三、同く小山鼎吉、横田藤四郎下總の川連虎一郎、國分五郎、肥前の中野方藏、薩摩の鮫島雲城、筑後の松浦八郎、伊豫の得能淡雲、長州の吉田榮次郎など、數十人の若者共、いざ旗揚げをと通りたれど、順藏猶も同意せず、各々は只血氣にはやりて時機を知らず、時機を知るは識者にあり、誠に時節到来せば、吾亦いかで起ざらんや、いでや機密の計を告げ示さん、先頃吾門人某を上京させ、内々一策を奉りたれば、朝廷之を御採用あらんには、海内一般有志の徒に、攘夷の詔下し玉ふべし、其詔の下ると同時に各々は輪王寺の宮を推立參らせよ、拙者亦其時は西上して、關西諸侯に遊説し、京都に於て旗を揚げん、かくする時は幕府を倒し、王權を恢復し、外寇にも當らん事、いとも心易かるべし、たとひ宮を奪ひ奉ることも、今各

々の言るゝ如くにては、叛逆同然の様たるべし、是勞して功無きなり、めめくはやる事なかれど、懇ろに諭しければ人々返す詞も無く、後期を契りて立去りぬ、かくて次の月になるや、かの平山兵介等、安藤閣老を討たんと志せる徒、又々來りて指揮を請ふ、順藏乃ち謂へらく、擧兵の事は時機猶早きが、斬奸の事は同志さへに集らば、爲し難きわざにあらじと、其請へるまゝ一通の書を書き綴り、斬奸趣意書と名を附し與へければ、二人大に打喜び、ひたすら同志を募り居たり、とかくするほどに今歳も暮て、次の年正月となりけるに、此頃また宇都宮藩士に、岡田眞吾、松木鉄太郎といふ者あり、こは一橋刑部卿を誘き出し、これを以て大將と仰ぎ、水戸の諸士を語らひ、旗揚げ爲んと思ひ立ち、一通の上書を認め、來りて順藏に其紹介を請ふ、順藏乃ち受取り見るに、さして不都合なき書振なれば、よし拙者取次得させんと豫て面識ある一橋家の近習山木繁三郎といへるに托し、刑部卿の手に差出さん事依頼せしに、繁三郎一たびは諾ひつれど、猶心中に疑懼を懷き、まづ老臣

某に告げしかば、老臣等とは容易ならずと其書を以て幕府に訴ふ、幕府もとより順藏に眼を着け居たる折柄なれば、其月十二日、俄に捕へて禁獄す、平山兵介等之を聞き、今や片時も猶豫すべからずと、同き十五日、僅かに榮りし數人と、坂下門の外に於て、安藤信正に討か入りしが、衆寡敵せず皆命を落す、此に於て幕吏愈々順藏を疑ひ、町奉行黒川備中守をして、此度坂下の一件も、其方が差圖せしなるべしと糾問せしむ、順藏少しも驚く色なく、岡田松本等が請ひしより、一橋家に上書の取次爲しは、御尋ねの如くに候へど坂下の事などは拙者少しも關係不仕但し拙者が一味せしと云ふ證據あらば御見せたまはるべしと答ふ、こは順藏豫て萬一を計り、證據と爲るべき物は悉く匿し置きしもへ、かくは靜かに答へしなりき、此に於て幕吏共は何か證據見出さんと、小梅の家に踏込來り、家内くまなく搜索せるに、爰に順藏の妻の卷子は、こたびの變事起るや否や、少しにても證據の端と爲るべく思はるゝものは盡く取隠してありけるに、果して幕吏大勢が、力を盡して搜せしか

ど、何一つ證と爲るべき物なきもへ、此上はとて卷子を呼出して詰るに、卷子容を改めて、夫にて候ふ者は、諸人の師範と仰がれし身なれば徒らに無謀の擧など企つべくも覺へ侍らず、よし又企てありしにせよ、何とて婦女子に大事をあかし申すべきやと述べければ、其後は再び問ふ事も無かりけり、さて又安藤信正は、一旦危さを免れしが、其後は威權衰へ、長州藩等などよりして、頻に幕府に通りしかば忽ち其職を褫れ、又勅使大原左衛門督下向ありて、幕府改革のさたなど言れしほど、七月七日といふに、順藏以下皆獄を出づ、されど順藏其前より病にか入り居しにぞ、間もなく其月十二日、四十七歳を一期として終りぬ、順藏學術、初めは王氏を主とし後朱氏に歸す、其書を講ずるや、辯舌流るゝ如く、聽者心酔して倦む事無し、生徒を教ゆるに誹責を加へず、諄々としてこれを誘導し、自然に正路に赴き忠孝氣節を勵ましむ、されば後日大和筑波京都の變などに、尊攘を唱へて身を擲ちし者、順藏の門人頗る多かりき、是に附ても其薰陶の功、大なる事を知るべしと、世の人舉

つて言ひあへり、

菊池介之助

菊池介之助、一に介司ともいふ、名は教中、字は介石、澹如と號す、下野の人なり、父は大橋知良、別號淡雅とて、下野栗官の人にて、宇都宮の商家菊池治右衛門の養子と爲りしが晩年家を介之助に譲り、本性大橋氏に復して隱居す、此人殖産の道に賢く、其身一代にして、富巨萬を積みしかど、更に鄙吝の行ひ無く、よく世の爲めに財を散じ、窮民を恤み、貧士を救ひ、荒蕪の地を開き、道路橋梁を修むる等、種々の善行あげて數ふ可らず、介之助父に似て器量人にすぐれ、書を讀み文藝を習ひ、また武事にも疎からず、宇都宮藩主其才器すぐれたるを知り、擢で士籍に列せしめり、介之助つらく時勢を察するに、安政以來、幕府政を失ひ、外患内訌頻りなれば、いつかは戰國の姿と爲るも知れ難し、さすれば多く金銭を貯ることも、

聊か待むに足らずとて宇都宮藩主に請ひ、城北絹川のほとりなる岡本桑島の荒地を開墾す、介之助自ら役夫に先立ち、耨犁を執り、畚鍤を荷ひ荊棘を伐り堤防を築き、近郷の民六十餘戸を移住せしむ、是然しながら唯子孫の爲めに、産業を興すのみならず、勞働に習ひ筋骨を固め、一朝の變に應せんの下心なりしなるべし、此時兒島強介、河野顯三等、幕府の權臣安藤信正を討取らんとて先づ是を介之助に計る、介之助また是を姉婿大橋順藏に告げたるに、千金之子不睡堂といふ本文を引き、頼りに其輕舉を誡しむ、爰にまた其頃長州藩の一族毛利筑前が家の子に、多賀谷勇といふ者のあり、武州本庄の郷士尾高長七といへると共に、日光より輪王寺の宮を奪ひ取り、介之助を以て其輔佐とし攘夷の魁け爲ん事企つ、介之助乃ち手筈を與へ、江戸に行かじめ順藏に説くに、順藏是亦時機早しとて同意せず、其後兒島等愈々斬奸の事擧げんと決すると同時に、宇都宮藩士岡田眞吾、松本鎮太郎、一橋家に上書し義兵を擧げんと企てゐるに、此事はしなく露顯に及び、順藏初め一味の人々皆召捕ら

菊池介之助

れ、介之助も宇都宮より江戸に送りて禁獄せらる、既にして幕府の執政入替り、時勢忽ち一變し、介之助も獄を出で、宇都宮藩邸にあづけられしが、八月の初め病にかかり、其月八日、年三十五にして失せしこそ是非なけれ、介之助いたく文墨を好み、廣く當世の名流に交はり、あまたの古書畫を收藏す、其身も頗る畫をよくし、専門名家の一人に數へらる、又詩作にも拙なからずして、澹如詩集と名づくる者四卷、佐藤一齋、野田笛浦、藤森弘菴等批評を加へ板行して世に傳はれり、さりながら風流韻事の爲めに、聊か家業を懈らす、而して業務の暇には、召使ふ手代若者どもに、書を読み字を習はしむるなど、尋常商人の類にあらず、されば介之助亡くなりし後其子皆幼けなかりしかど、いとまめやかに勤め勵み、以前に替らす家政繁榮せり、一とせ米價高くして、宇都宮城下の民、饑寒に苦しむ者多かりければ、介之助夜なしく忍びて市街を巡り、戸毎に金錢を投げ入れて之を救ひしに、後年に至りて、人々漸く介之助が所爲なる事を知り、彼の家は今に富み榮ゆるは、是陰徳の報なりと、皆言ひ立て、譽めそやしぬ、

平山兵介

平山兵介、名は繁善、水戸藩の士、新番組同苗兵藏の子なり、膂力人にすぐれ、諸般の武藝に通達せしが、わきて劍術に長じたり、安政の末勅書奉還の事起りしより、群議まち／＼にして決せず、兵介内々、其友住谷信、中島高政等と示し合せ、同志の士を募らん爲め本國を逃れ出で、諸國を經巡り、萬延元年の冬、四國に渡り、淡路の洲本に暫く足を止め居し處、住谷中島の二人京都に向う途中、幕吏の手に捕はれしと聞き、兵介は危ふしと、髪を削り形を變じ、間道を経て江戸に歸り見るに、此時安藤對馬守信政、老中筆頭と爲り、井伊大老の後を承け、外國の事務に專任し、條約も取結びしと聞ければ、兵介つらく思ひ煩ひ、井伊死すと雖も安藤猶在り、櫻田の一擧に續ぐ者なければ、外患つひに止む可らずとて、再び水戸に立歸り、同

志の友小田彦二郎、川邊佐治衛門等に向ひ、今や安藤勢を得て、朝旨を蔑如し奉り、世の公論を顧りみず、かくては先年金子高橋兩氏が、命を捨て、義を取りし、苦心も其効無きに似たり、とてもかくても一たびは、御國の爲めに棄る身なり、いでや彼等を斬てすて、天下の目を醒させんかと言語らふ折柄、下野の人兒島強介、同く其志を抱き同志を求めんとて來り訪ひしかば、こは暗合ありと打喜び、打つれて宇都宮にゆき、菊池介之助の紹介書を得、江戸に出で、大橋順藏にあひ、萬端其手筈を問ひ居る中、順藏等幕吏の手に捕はれしにぞ、今は早猶豫し難しと、文久二年正月十五日、兵介彦二郎を初めとし、黒澤五郎、高島總次郎、河野顯三、川本杜太郎、以上僅かに六人にて、坂下門の外に潜伏し、安藤對馬守が登城の途を襲ひ、乗物目かけて走りよるに、彼も亦豫て戒心あり、武藝にすぐれし者共を、數十人ゑらみ出し、身の衛りにしたりしかば、抜合せて遮り戦ふ、其ひまに對馬守ひとり、坂下門を指て走り行くを、見るより兵介大にいら立ち、支ゆる者を切拂ひ、一太刀

は對馬守に創つけしかど、淺手なれば對馬守、倒れもせず逃げ出すを、己れのがさじと血刀打ふり、あはや一刀の下に討果さるべう見へし時、衛士等多勢馳集り、前後より取圍みしかば、兵介つひに亂刀のもとに斫倒されぬ、時に年二十二なりしとぞ、

### 川本杜太郎

川本杜太郎は、名を惟一、字を貫之、別號を章菴といふ、越後魚沼郡十日町の人なり父は醫師にて柳玄と稱す、杜太郎性豪放にして、父の業を嗣ぐを欲せず、初め江戸に出で、尾臺良策の門に入りたれど、更に醫書を読み事無し、更に時の名儒芳野金陵に従ひ、經子諸書に涉獵し、略ぼ其大意を領したれど、深く章句訓話を講究せず、折々、講席に侍すと雖も居睡りて之を聴くこと無し、されど時務を論じ、外國と和戦の利害に及べば、辭をいら立て拳を握り、當路の人を罵り論じ、聞く者をし

◎ 川本杜太郎



て耳を掩ひ避けしむるに至る、金陵いたく其輕謀を戒めしにより、其後は餘り甚だしき事は言はざりしかど、猶夜中にふと起き出で、腰刀を抜き放ち、己が机案を研る事なごあり、同舎の生徒これを怪み、いかなる仔細にやと問へど、別に何の返答も爲されば、後にはかゝる事ありても、又例の癖なりとて、咎むる者も無きに至りぬ、杜太郎又其頃劍法の達人と聞けし、伊庭軍兵衛の門下と爲り、修業する事茲に數年、いかなる寒暑の時と雖も、更に怠るといふこと無し、軍兵衛大に感賞し、免許の狀を授けんといひけるに、固く辭して之を受けず、某此術を學ぶこと、只敵を防がん爲めなれば、免狀の必要無しと言ふ、かくて書籍を賣却し、一振の名刀を買ひ來り常に之を振り試み、日頃悪しと思ふ國賊を、斬るべき物は是なりなど罵れど、人皆例の氣狂ひよとて、更に耳にもかけざりしが、一日ある人と口論し、己が説に従はざるを怒り、件の刀引抜きて、直ちに之を斬らんとす、金陵大にあきれ果て、かゝる亂暴のしれ者は、一日も我塾に置き難しとて、惜みつゝも逐出せり、杜

太郎今はよるべなく、一軒のあれ家を借り入れて、草履草鞋の類を作り、これを賣らんと欲せしに、誰とて之を買ふ者無し、杜太郎大に打腹立ち、呉服橋を過ぐる折、盡く之を水中に投入る、通行の人々之を見て、笑ひ罵る其中に、一人の武士進みより、賣れぬも道理か、和主が草履は、履には似ずして箕に似たりといふ、杜太郎驚きこれをみれば、かねて一たび金陵門にてあへる、長州藩士久坂通武なり、通武更に詞を改め、めづらしや川本氏、物乏くばなご吾に告げざる、いざ來たまへ、ともかくも、衣食を共にすべしとて、伴ひ歸りて養ひ置きぬ、其後通武も國に歸り、外によるへの無かりしまゝ、前年暫し寄食し居たりし、尾臺良策の方にたより、そが紹介もて大橋順藏方にもき、其素心を述べけるに、順藏其氣概を愛し、機密を傳へて上京せしむ、かしこに在ること半年ばかり、文久元年の十二月、又江戸に立歸り、順藏方にもきけるに、折ふし平山兵介等が、安藤閣老を討たんと計り、死士を募るの時なりしかば、一議も無く之に同じ、姓名を豊原邦之助と改め、正月十五日の一

舉には眞先かけて進み戦ひ、一太刀安藤に切りつけしが、多勢に圍まれ、つひに闘死す、時に年二十三、杜太郎も詩歌を好めるが世に遺る者多からず、其京都より江戸に立歸りし時作りたりといふにかなん、

西去東來何所爲。 逢人只說攘蠻夷。 即今又到江城見。

滿目妖氛非舊時。

かぞいろのそだてし身をも君が爲め

世々の恵みに捨てんとぞ思ふ

小史曰く、此坂下一擧の事、坊間傳ふる所の書、頗る誤謬多きもへ、因に一言すべくになん、其傳ふる所には、堀織部正利熙、安藤閣老と論合すして自殺せしかば、其臣三島三郎等、主の意を嗣ぎ安藤を襲ひしとあるが、是甚だ誤謬にて、堀織部正初めより此事に關係無く、又其臣に三島三郎といふ者も無し、但烈士の一人河野顯三、一時變名して三島三郎

と名乗しが彼は野州の郷士にして堀家の臣に非ず、此他豊原とは本名川本、細谷忠齋は本名平山、朝田儀助とは本名小田彦二郎、吉野政助とは本名黒澤五郎、相田千之允とは本名高畠總次郎なり、以上六人其場に闘死せし者、坊間の書などには猶數人ある如く書けるは、本名と變名錯雜して傳へしなり、猶最も今一人、川邊佐次衛門、變名内田萬之介といひしは、一步後れて間に合ざりしが、斬奸趣意書の世に出でざらんを憂ひ、長州邸に入り桂小五郎にあひ、趣意書を托して其身は自殺す、又初めより周旋の勞を取りし、見島強介といひたるは、一擧の少し前病にかゝり、一擧の後捕はれて獄中に死す、以上即ち此事の大略なり、

有馬新七

有馬新七は、名を正義といふ、一に武磨とも名のれり、薩州の藩士にして、父を楯

四郎兵衛といへり、同藩有馬某死して嗣無し、四郎兵衛請はれて其家を嗣ぐ、因て新七も亦有馬氏を稱す、新七少壯よりして、山崎闇齋の學を修め、兼て國學をも爲し和歌をもよくす、又叔父六郎に従ひて心影流の劍法を練磨し、頗る其術の妙に達す、安政五年異人將軍に謁して、通商貿易の條約を取結べる由遠近に聞け、天下の志士憤る者多かりしかど、幕吏因循にして如何ともすること無し、時に新七江戸にあり、憤慨の情已み難く、同志の人々と相謀り、關東の事情を朝廷に奏し、奸吏を除き夷狄を攘ひ、以て藩主島津齋彬が宿志を達せんと企つ、乃ち先づ日下部伊三次の家を訪ひ、水戸藩の鮎澤伊大夫、江戸の勝野豊作等と逢ひ、ひそかに謀る所あり、相携へて京都に入るに折ふし同藩海江田武次、伊地知壯之丞、西郷吉之助の三氏も、上京して四條の旅舎にありしかば、新七往て之を訪ふに、吉之助大に喜び、清水の僧月照を招き、以て新七に會見せしむ、新七乃ち關東の事情、及び天下の形勢を、こまぐと書きつゝりて、これを月照に示せしかば、月照やがて懷中に取り納め、

近衛左大臣家に至り、つひに窺覽に供せしとなん、新七又ある日、月照に語りていひけるやう、方今天下の危機既に迫れり、宜く勅諭を諸侯に下し、以て幕府の奸吏を除くべし、越前土佐の如きは、内旨の水戸に下るを聞き、皆大に憤慨し、せめてこれが寫しなりとも、拜見せばやと奮起し居れりと聞ゆ、然らば則ち今、斷然勅諭を天下の諸侯に下され然るべし、長州因州の如きは、首として事を擧げ、以て奸徒を除かん事、拳を覆すよりも易からんと述るに、月照大に其言を是とし、つひに近衛左大臣に説き、新七がいへる如く、勅書の寫しを有志の諸侯に下す事とし、新七をして之に當らしむ、然るに間もなく幕吏の黨勢を逞ふし、日下部伊三次等皆捕はれ、勤王の義を唱ふる者は、一人だも免れ難く見へしにぞ、新七怒て同志の輩と議し、我黨の士早く決する所なくんば、天下誠忠の士、空く奸吏の爲めに絶滅せられん、今や間部下總、酒井若狹の輩をして勢力を逞ふせしめば、天下の事また知るべからず、早くこれが策をなすに如かずと、をさくこれが計畫懈らざりしが、忽

ち歸國を命ぜられ、是非無く一先づ藩に歸りしに、其後文久二年の春、島津三郎久光が上京する事を爲りしかば、新七また、請ふて其供人の列に加はり、伏見に到り着くや否や、同志の者を呼び集め、他に先達て義兵を擧げんと、其志を述べけるほど、柴山愛次郎、橋口傳藏等、第一番に之に同ず、乃ち寺田屋といへる旅店を以て集會所とし、日を期して兵を擧げ、一手は九條關白を襲ひ、一手は酒井所司代を討ち以て勤王の旗を翻へさんと、長州土州其他志士のある藩々へ檄し、大に人を集めしにぞ、島津久光時に京都にありしが、これを聞て大に驚き、近臣奈良原幸五郎を呼び、吾辱けなくも浪士鎮撫の重任に膺りあるに、苟くも吾の藩臣にして、穩かならぬ企てする者あらば、何の辭を以て其罪を謝せんや、汝とく往て之を鎮むべし、若し其命に違ふ者あるならば、汝が意の如く處分せよと命ず、幸五郎乃ち同役道島五郎兵衛、江夏仲左衛門、山口金之進、鈴木勇右衛門、同く昌之助、大山格之助、森岡善助と以上八人四月廿三日の夕暮伏見寺田屋なる樓上に来り、主人久光が意を

述べて、こたびの一擧、思ひ止るべきを説くに、此方は新七初め田中謙助、柴山愛次郎、橋口傳藏、同く莊助、弟子丸龍助、西田直五郎、森山新五右衛門、以上亦八人いつかな之を聞き入れず、つひに双方抜き合せ、はげしく此に打戦ひ、新七初め八人皆之に死す、かなたも道島五郎兵衛以下、死傷亦少なからず、世にこれを寺田屋騒動と云ふ、新七時に年三十八、新七人と爲り慷慨、言ふ迄も無き事ながら、其和學に達せし一通りならず、今猶貴權某伯爵が藏せるものに、柴山橋口二氏が江戸に勤番の時、作りて送れる左の長歌あり、

天雲の向か伏す國の丈夫の、思ひ充滿す眞心は、霞と共に大空に、立渡りける隼人の、早くも急ぎ鳥が啼く、東の國に行向ひ、千々に心を盡しつゝ荒びなす醜の醜草打拂ひ、功業立てなん其時に、われもやがて敷島の、平の都に馳參り、錦の御旗大内の、御山おろしに吹塵かせ、我大君の大御心靖め奉りて大御代の、御代の光りを外國に、いや輝かし常しへ

に動きなくしも仕へ奉らん、

同く短歌

外國も承けがい奉れ大君の

御稜威のひかり徹るかぎりは

田中河内介

田中河内介、名は綏猷、字は士德、別號を恭堂また臥龍といふ、但馬の國の人なり、寺田屋の一擧は、全く此人が首唱に出でたり、初め賢次郎と呼び、出石在の醫者小森正造といふ者の子なりしが人と爲り魁偉、慷慨國を憂ふるの念厚く、早くより皇朝の學に志し、井上靜軒といへるに従ひ國典は勿論、漢土の書籍も讀み窮め、天保十一年の春、初めて京都に上り、中山家の仕へ人と爲りしに、其家の諸大夫田中氏に養はれ、河内介に任じ、從六位に叙せらる、嘉永の末外國の事起りしより、幕

府の所置いよく専横に涉り、欲慮頗る安からざるよし傳へ聞きしかば、河内介大に患ひ何とかして夷狄を攘はんものと、士民の間に奔走して、謀る所ありしかど、主家の煩ひかけんことを恐れ、公子なる忠光にのみ其意見のほごを述べ、つひに其職祿を辭し、暫く己が家に隱居す、其時作れる詩歌に、

世の中に浮き沈むとも白河の

清き流れに枕してねん

夢裡空過四十春。被欺群小誤此身。一朝覺悟掛冠去。

直作醉吟豪放人。

かくするうち諸國の浪士共、訪ひ來る者多かりしかば、つひに幕吏の怪む所と爲り、追捕のされ有らんと聞き、文久二年の春、京を抜け出で大阪に下り、薩州の藩邸に隠れ忍び、ひそかに柴山愛次郎、橋口壯助、及び其他の志士に交はり、詞を盡して勤王の大義を説きしにぞ其詞に勵まされて、同意する者少なからず、既にして又島

◎ 田中河内之介

津久光が上京し、来る由を聞き、平野次郎、海賀宮門と、久光を其途中に待ち受け、此度上京あらせられなば、速かに尊攘の議を建てられ、御親征の御布令を促がしたまふやう、願はしけれと言ひしかば、久光其志を嘉みし、厚く勞ぎらひて伏見まで同行せしに、思ひの外事破れ、同士の徒皆吉田屋にて討れ、其場に居合せざりし人々は皆其藩々に引渡され、河内介及び其子左馬介、又海賀宮門とは、薩州に送らるゝ事を爲りて、薩人あまたこれを護し、船にのせて立出でけるに、薩藩の有志共、相議して、いへるやう、此者こそ此度の謀主なれ、今又これを本藩に送らばいかなる事を仕出さんも測られず、途中に於て人知れず、殺すに不如と一決し、其むね護送の者に言合めしにより、其船中國の沖を過る頃、不意に起てこれを殺す、此時河内介少しも騒がず、

ながらへて變らぬ月を見るよりも  
死して拂はん世々のうき雲

と一首の歌詠じて死しぬ、こは文久三年五月二日の事にて、年四十餘なりしと傳ふ、子左馬介もまた同く殺さる、こは僅に十八歳なりけるが、其曾てよめる歌に、

武士の思ひ定めて放つ箭は

かねもいはをも通すべらなり

海賀宮門も亦薩人の手にかゝり、無慘の最期を遂げし由、然るに此手を下せし薩人、後日皆善らぬ終りを爲せしかば、こは此三人の祟りなりと、語り傳へけるとなん、

### 宮部鼎藏

宮部鼎藏、名は増實、肥後の國益城郡田城村の人、家は代々醫師なりしが、鼎藏幼にして大志あり、山鹿流の兵法を學び、大に其道に達せしかば、藩主細川侯に召出されて擧げ用ひらる、されど鼎藏學猶足らずとて、暫く暇を請ひ諸國に遊歴し、長州の人吉田寅次郎と最も親く交はり、乃ちこれと心を合せ、打つれて旅立し、常陸

越後より陸奥出羽を過ぎ、北の方蝦夷の境までも見巡り、それより國に歸りて又兵學を修め、更に皇朝の古典をも講究す、外國と交易の事起りてより、憂憤の情やる方無く、再び暇を乞て江戸に往き、時の宿儒老師を訪ひ、大に攻守和戦の策を論ずるに、人皆是を感賞し、到る處に敬畏せらる、されど幕吏は姑息にして、鼎藏等唱ふる所の、正義の説は用ひらるべうも見ねば、是非無く又國に歸り、一室に閉ぢこもりて、曾て世人に交はらでありしに、文久二年の頃出羽の人清川八郎訪ひ來り、近頃關東奸臣はびこり、敢て勅旨を導奉せず、朝廷因て大にこれを患ひたまひ、四方の俊傑を集めらると聞く、御邊は何とて此際に安閑として日を送らるゝぞと言ひければ、鼎藏聞きもあへず言葉の下に、

いさ子ごも馬に鞍おけ九重の  
御はしのさくら散らぬ其間に

と一首の歌よみすて、門人誰彼を伴ひて出で、直様都に馳上り、名ある公卿方

館に伺候し、思ふ所を委さに述べ、又引返して薩摩に赴き、有馬新七、田中謙助等と打語らひ、伏見義舉の内議を一決し、又熊本に歸りて同志と謀り、意見封事を藩主に捧げしに、藩主もげにと思はれけん、禁闕護衛の下心にて、其弟護美に兵士をさし添へ、鼎藏と共に上京せしむ、折しも異船あまた、浪花の海近く寄來る由、風聞頻なりしかば、都近くの人民等、上を下へと狼狽す、朝廷乃ち在京の諸侯に、防禦の策を御下問あり、鼎藏此時護美の命を受け、攝津和泉の海岸を巡視し、防禦策をも作りて差出せしが、それより別に事も無かりしにぞ、明年二月護美ともぐ、一先づ歸國爲しけるに間もなく京都より御きたにて、志ある諸大名へ、御親兵差出すべき旨勅諭あり、鼎藏乃ち志士五十餘人を率ゐ、又もや都に馳登るに、此時國々より召に應じて、來り集る者三千人、鼎藏これが總督にゐらばる、此年七月、主上みづから親兵を召具し、伊勢神宮に詣で、引つゞき御親征あらせたまふ由仰せ出されしが、朝議俄に一變し、三條中納言初め、七卿の方々長門路さして落延られ、鼎

◎松田重助

藏も隨ひて都を出で、途中より四國に渡り、土州の方に赴かんとせしに、國境に關門すね、他國の人をあへて入れねば、是非なく又長州にもき、暫く此に滯留し、明年の夏に及び、又思ひ起して都に上り、三條小橋の西なる、池田屋といふ旅店に入り、同志の者等を集め居たるに、其六月五日の夜、會津藩巡廻の兵士、やには此に襲ひ來り、居合す、浪士を片端より、皆からめ捕へんとせしにぞ、鼎藏今は是迄なりと、大音あげて捕手に向ひ、大丈夫いかで汝等が細目にかゝらんやと呼はりつ小刀拔放し、腹かき切て相果てぬ、年は四十五とぞ聞けし、

松田重助

松田重助、名は範義、肥後の國熊本の藩士なり、性勇敢にして權略あり、同藩の宮部鼎藏を義兄とし、これに就て兵法を學び、年十七の時小吏と爲る、然るに重助性剛邁なるまゝに、己が吏務をさしおきて、屢々天下の士事を論せしかば、身のほど

知らぬ者なりとて、つひに其役を召上げ、二丸の支關番といふに移さる、二丸は藩主の舍弟護久が居る所なれば、重助心に打ち喜び、公子は英才の聞あり、これに近附ば大事を爲すにたよりよけんと期し居たるに、ある日奥殿の方に當つて、かしましく人聲のしければ、何事ならんと伺ひ聽くに、近習の者等護久を取巻き、能樂の催し爲すにてぞありける、重助大にあきれ果て、涙を垂れて見居たりしを、護久早くも見つけん、目通りに引出し、其子細を尋ね問ふに、重助頭を地につけて、君の爲めに泣きしのみと答ふ、護久心に悟る所あり、其日は別に再び問はず、數日の後野邊に遊びし時、護久自ら真先に立ち、足早き者あらば吾につれけと、言ひすて、馳出すに、心得候ふと重助一人、後れず之に走りつく、護久乃ち木陰に立より、先頃汝能樂を見て、涙を垂れしは何故ぞと尋ぬるに、重助直ちに進みより、近年幕府武威衰へ、國家の大亂目前にあり、是志士仁人の夜晝分かす、憂慮すべきの秋に候はずや、然るに近臣たる徒ら遊戯をすゝめて君に諛ひ、時勢を思ふ人無き事、い

松田重助



と歎かはしく覺へしまふ、不思涙に及び候ひしのみ、願はくは公子此を思召よく、心を附けたまへかしといらへしかば、護久深く感賞せしとぞ、間もなく世の中亂れ初め世に心ある人々は、幕議の優柔不斷なるを憤り、或は豪遊に事よせて、ひそかに謀る所あり、重助乃ち一首の歌よみ、心のほどを顯はしけり、

一すぢに思ひこめてし真心は

神もたのます人もたのます

安政の初めつ方江戸にありしが、同二年江戸を立去り、東海東山の國々をめぐる、それより都に登り来て、梅田源次郎がもとに暫し假居し、又西ヶ岡、十津川、高野山など、行きかひして義徒を募り、京都に入ては青蓮院宮の近侍にたより、叙慮のほどを聞き出し、やがて江戸に馳下り、同藩魚住良之にあひ、方今夷狄通り來るに、幕府其處置を誤まれるまふ、恐れ多くも至尊これを憂ひたまひ、志深き諸侯に向ひて、内々其意見を御下問あるべき由承り及びぬ、されど我藩、水戸長州と心を合

せ宸襟を安じ奉らしむべしとて、先づ長州の桂小五郎に其意を告ぐ、折柄老中間部下總守上京し、志士を召捕へんとの風説を聞き、同行の者共等には、跡を晦まして遁れさせ、己はひとり高野山に入るに、捕手あまた追來りしかば、山僧いたく恐れしに、重助少しも驚かず、汝等僧侶危く思はれ、速かに捕手を誘へよと言ふ、山僧乃ち捕手に向ひ重助がありかを密告す、されど重助が勇氣にや恐れけん、近寄る捕手一人も無し、因て靜かに山を下り、中國四國のあたりを巡り、又京都に立歸るに、到る處の旅店の壁に、己が人相書はり附てあり、重助からくと打笑ひ、わざと本名を明かに名のり、數日がほど滯留して居たれど、追捕のさたも已みしかば、河内の富田林にゆき、家塾を取立て生徒を築め居たるに、ある夜門前さわがしく怪しと思ふひまも無く、門人あわたりしく馳來り、先生早く逃げたまへ、捕手入込み來れりと告ぐ、重助さわがす門の戸推あけ、吾こそ此のあるじなれ、寄せ來し者は何者ぞと、いひもあへず躍り出でしに、其勢い凄まじかりければ、皆逃げ失せたり

にける、それより又々諸國を巡り又の年都に上る折から、大和行幸の仰せ下りしかば、欣然として打喜び、其徒を集め居たるほど、中山忠光大和に兵を舉げしかば、重助またこれが周旋し、己は別に餘衆を引き連れ、丹波路の方に趣き、數日を経て都に立戻るに、此時廟議一變し、七卿のかたぐ、中國さして落延びんとするに行きあひたれば、そこより直ちに随ひゆき、あくれば元治元年六月、宮部鼎藏等と共に都に入り三條橋の西なる池田屋方に宿りしに會津の討手に取圍まれ、烈しく闘ひたりけれど、衆寡の勢ひ敵し難く、重助もつひに討る、年は三十五とぞ聞わし、初め長州に留り居し時、弟山田十郎信道にあひて、汝はとく國に歸れよ、吾は盤下に死なんと思ふ、されど魂魄は必ず家山にて再び會せんといひつゝ別れしが、つひに其詞に違はざりき。

此時宮部松田と同居死せしは、長州の吉田年磨、杉山松介、吉岡庄助、廣岡浪秀、又土州の望月龜彌太、藤崎八郎、所山五六郎、石川潤次郎、北副信摩、周防の佐伯

稜威雄、京都の西川耕蔵、池田屋惣兵衛、近江の古高俊太郎、備中の大高又次郎、等にて、右を池田屋騒動とはいふなり。

長尾郁三郎

長尾郁三郎、名は武雄とて、京都三條西洞院鹽屋町のあき人、小兵衛といふが次男なるが幼けなき頃、四書五經の素讀しつる折、ひとり自から思へるやう、是皆異國の書籍なり、いかで我國のふみながらんと、それより井澤長秀、本居宣長が著書を讀み、つひに復古の心を起し、ほどなく江戸に赴きて、野々口隆正、平田鐵胤の門に遊び、専ら國典を研究し、ひたすら朝廷の事を心かけ居たるに、政權久く幕府の握る所と爲り、朝綱は次第に廢弛し、且は近來尊王攘夷の志ある者ともいへば忽ち罪科に陥る事多かるを見て、郁三郎はいと感慨に堪へず、同志の友三輪田綱一郎、師岡節齋、宮和田勇太郎なんざらと、密々志を語り合ひ居けるに、因州

の浪人仙石定雄、信州の郷士高松平十郎等が、三輪田の住宅二條衣棚に尋ね来るにあひ、乃ち一同相謀り、先づ勤王の祭りとして、昔の奸雄を辱かしめんと、文久三年二月二十三日、洛西等持院に亂入し、足利尊氏、同く義詮、同く義満、以上三人の木像引出し、其首をば引抜きつ、これを三條河原に持て出で梟木にかけ、同所の橋の上に札建て、

此者共惡逆は既に先哲の所辯駁、萬人の能く知る所にて、今更に云に及ばず、因て此影像を今斬裂、(中略)今彼等の遺物を見るに至ても、眞に不堪憤激、我々不敏なりと雖も、五百年往昔の世に出たらんには、生首引抜ん者をと、握拳切齒片時も不能止(略)然るに夫より爾來今世に至り、此奸賊に猶超過する者あり、其黨許多にして其罪惡足利等の右に出づ、滿天下の有志、追々大舉して、可糺罪科者也云々、

と暗に徳川幕府の事を指て罵りしにぞ、會津中將大に怒り、遽に捕手を差向けて、

衣棚なる三輪田が家を取圍みしに、仙石定雄は腹切て死し、高松平十郎は打戦ひて殺され、郁三郎及び三輪田、宮和田、師岡などは、繩目にかゝりて獄に繋かれしが、中にも郁三郎は此黨の巨魁なりと目ざされて、有司さまぐ詰問するに、郁三郎更に屈する色無く、屢々有司をやり込めしかば、取わけ憎まれたりにけん、他は赦されしに、獨りのこされ元治元年の亂の時、やにはに殺さる、年二十八、

中山侍従

中山忠光は、正二位大納言忠能が第三の子、元服して従四位下に叙し侍従に任ず、幼けなき頃より文武の才あり、義侠を好み志士に交はり、其所行たけぐしく、始めてこれに出逢ふ者は、誰有て其精神家の公達なるを信するもの無し、文久三年夏の頃、忠光ひそかに都をぬけ出で、長門の國赤間關なる、白石資風が忍び居けるが、思ふむねありて、官位を朝廷に返し奉り、父大納言と親子の縁を絶ち、わざと

浮浪の身となりて、かしこの兵士と諸共に、異船を鹽の浦に討ちしにぞ、人皆其勇氣に感じあへり、ほごなく都に立歸りしに、大和行幸攘夷の御軍議あらせらるべき由を漏れ聞き、松本謙三郎、吉村寅太郎等が勤めに従ひ、壯士三十餘人を引具し、八月十五日、大阪に趨き、常安橋なる逆旅にて、早船二艘しつらひさせ、兵器彈藥など積載せしめ、此度長州へ差立てらるゝ、勅使の先手なりといひなし、いそぎとも網解きて、天保山のほとりを漕ぎ離るゝほごに、俄に泉州堺の方へ舳先をさし向けさす、折しも順風の事とて、船の馳ることいと早きに、望月の光りさへ、隈なく照り渡りければ、松本謙三郎船はたに立ち上りて、  
海の面月のいざよふ間も待たず  
と高聲に打吟するに、忠光聲に應じて、

早乗りぬけよ木津川の口  
とぞ詠じける、其昔源の頼朝と、梶原景季とが、名取川にて連歌よみたる、古例

など思ひ出でられて、皆々大に勇み立ち、同盟して天誅組と名のり、先づ其軍令書を作りて、一同にさし示す、其文に、

- 一 此舉元來武家の異政、夷狄の猖獗によつて、庶民の苦限りなく候を深く宸襟を惱され候事、傍觀に堪へず止む事を得ざる處なれば、假令敵地の賊民といへども、本來御民の事なれば、亂暴狼藉、貨財を貪り婦女を奸淫し、みだりに神社家宇等を放火する事、又私に降人を殺すこと有之間敷事、
- 一 恐れ多き事に候へども、諸軍共毎朝伊勢大神宮、并に京都禁裏御所に向ひ遙拜致し、報効の外は、一點も私心を狹まざる事、深く誓ひ申す可き事、
- 一 戦場に於ては、たとひ私の遺恨有之とも、宜く見捨て申す可く、もとより味方の勝敗に拘はり候へば、可爲嚴科事、

一 敵地往來は勿論、我親族たりとも、私に文通致し候義、堅く禁制たるべし、若し敵中より書狀指越し候はば、封のまゝ其部將共に見せ、監察方にて開封の上、事實密に言上可致事、

一 進退言語互に禮節を守り、僧上不敬、我意を推立て、功を争ひ名を競ひ、不和を生じて果し合等致し候義は、其害其罪賊に准ず可し、

右の條々堅く相守り可申候、一心公平無私、土地を得ては天朝に歸し、功あらば神徳に歸し、功を有する事ある可らず、吾等若し此義に違ひ候はば、皇祖天神の冥罰を蒙り、民人共に放れん、汝等よろしく此義を存し、其罪を犯す事勿れ、此に皇祖天神に誓ひ、將軍士卒に告ぐ、

かくて堺の浦に着き、直ちに河内路さして發向す、翌日狭山なる北條相模守が陣屋へ吉村寅太郎、尾崎健三等を使者として差つかはしけるに、相模守は病ひの由にて、其老臣等出で、對面す、寅太郎等乃ち言へるやう、かしこくも此度、御親征攘夷の

旨仰せ下されたるより大和路に義兵を募りて、御くるまを迎へ奉らんの手筈なれば北條殿にも、味方に加はり、然るべく、けふは甲田村なる、水郡小隼人が方に宿るに、それが方迄返答せらるべしと言ひすて、人々水郡方にゆき、そこにて菊の御紋染出したる旗幟など造りたて、十七日には觀心寺に詣り、後村上天皇の御陵、及び楠木正成の首塚を拜し、甲冑一領社頭に納む、此日大阪にて一歩後れたる、藤本鐵石、同志あまた引具して、陸路より馳せ附きぬ、然るに此頃大和五條には、幕府の代官鈴木源内初め、數多の吏員權威に募り、少しにても朝廷に心を入る者ぞ聞けば、虐ぐることを甚だしといへる由知りしにぞ、いでこれを誅戮せんと、たそかれ頃不意に押し寄せ、上田宗見、島浪間、飛入りて源内の首を落し、其下役たる、長谷川泰助、木村祐次郎、恒川正次郎、黒澤儀助等、皆盡く首を刎ね、あくる十八日其首ごもを梟木にかけ、其罪狀書きたる札一ひらを傍に建て、近郷近村の者共に、討幕の旨趣ふれ示しなごせるに、此時都かたにては、何がしの宮及び、一二の精神

等、幕府の方に心を寄せ、國事掛の參朝をさし止め、猶さまぐと御親征の妨げ爲しければ、これが爲めにあはれ廟議一變し、殊に守護職會津中將より紀州和歌山、及び津の藤堂、彦根の井伊家以下近國の諸藩に令し、

一 もこの中山侍従事、去る五日出奔（中略）無謀の所業有之由に候へども、勅諭の旨を相唱へ候もへ、致辯酌候者も有之やに相聞へ候が當時稱し候官命は全く偽名（中略）從朝廷被仰出候者には一切無之候間、早々討取可然、此段討手の面々へ不洩様可被達事

と聞へければ、此上は一先づ陣を引き、險に據て謀議をめぐらす可しと、十津川谷の奥、天之川の要害に本陣を据へ、猶も近郷の志士を募るに、當國第一の要害と聞へし高取城には、城主植村駿河守、きびしく籠城の用意せると聞き、忠光自から衆に先立ち烈く攻立てたりけれど敵またよく防ぎて勝負無く、因て又もや天之川の本陣に引揚げしに、如何せん都方の趣旨全く變りし事とて、味方は追々減するに、敵

は愈々勢を増し、所詮勝算覺束無しと思はれしかば、此上は一たび中國路へのがれ、又再舉の折あるべしと、是より數十日の間、こゝかしこの敵兵と戦ひ、つひに圍みを破りて大阪に出で、長州藩の邸内に、暫しがほご隠れ忍び、やがて夜に入り茶船に打乗り船路より長州豊浦につき、此に暫く身を潛み居たるに、幕府にても此ことを探り知り、きびしく其ありかを索むる由もへ、長州藩士の計らいとして上畑村、大河内村、川棚村、延行村と、各所の間をもきよして、世の様を伺ひ居けるが、あくる元治元年の十一月十五日、遽に終りたりにける、一説にては病死といひ、一説にては毒殺されしなりとも云ふ、其飄泊中作られし歌といへるに、

思ひさや小田の案山子の竹の弓  
ひくことも無く朽ち果てんとは  
年は僅かに二十二なりしとかな

◎中山侍従

### 藤本鐵石

藤本鐵石は、名を眞金、字は鑄公、通稱を津之助と云ふ、元來畫をよくせるまゝ、別號を鐵石齋、又鐵寒心史といひしが、鐵石の號最も世に顯はる、備前の國御野郡東河原村の人、片山佐吉といふが次男なり、天保年中、同郡の人藤本彦右衛門の義子と爲て藤本氏を嗣ぐ、かくて農事掛の手代役を勤めしが、故有て職をやめ、故郷を出て、京都に寓し、畫家を以て生活とす、其畫北宗より南宗に入り、後自づから一生面を開き、最も山水花鳥に巧みなり、されど頗る國典に委しく、勤王の志深かるまゝ、畫家を以て世に立つ志あらず、折ふし文久三年八月、同志の友松本謙三郎吉村寅太郎等が、中山侍從忠光を推して、義兵を擧げんこと計りける處、鐵石が門下の一人因州浪士尾崎健三、擧兵に先立ち、先づ奸曲の公卿方を斬殺せんと企てるにまた、其同盟者の飯居簡平なる者、これを他の者に漏し、と聞き、健三怒て

簡平を詰り、つひに相争ふて、果し合ひに及ばんとせしほど、藤井少進双方をなだめ、同志空く争ふも亦益無からん、宜く之を藤本先生に質し、以て其裁決を請はんと打つれ來りて鐵石に問ふ、鐵石因て双方を諭し、今此に死すべき命を以て、勤王の周旋に力を盡すべし、其周旋の方法は、先づ志ある公卿方に説き詔勅を申し下し、九州の大藩を召し上し、以て闕下を守護せしめ、其間を以て又一方に、近畿の方に旗揚げし、此に尊攘の實を成すを要とす、今や我輩大和に事を起すにより、御身達は先づ此周旋を仕遂げよと命ず、二人乃ち其旨を領し、暇を告げて去りにける、此事とみには行なはれざりしが、後年九州諸藩の有志、上京するに至りしは、全く鐵石が遺策によれりとかや、かくて間もなく松本謙三郎、吉村寅太郎、つひに大和に事を起しければ、一步後れて鐵石馳せつきしに、鐵石即ち其總裁を命せられ、松本吉村副總裁と爲る、それより一同河内狭山藩に立越り、武器其他を借り受け、大和路さして押出し、先づ五條の代官所に討入り、代官鈴木源内、及び小吏長谷川泰

### ◎藤本鐵石

次等、數人を斬り殺し、糧食調度ごも取り上げて、暫しがほごをそこに打こぞりてあり、折しも傳奏議奏の國事方より、御使として學習院出仕平野次郎國臣を差しつかはされ、近日御親征の御さたあるべきによりて、輕忽疎暴の振舞せず、靜かに待つべき旨仰せ下さる、因て皆々かしこみて、鎮まり居たるに、こはいかに廟議俄に一變し、幕府より追討のいくさ、差し向けらるゝと聞ければ、此上は早詮方無し、おめくとして誅に就くも甚だ詮無き仕わざなり、いでや一世の思ひ出に、飽迄も奮撃突戦して、名を萬代に輝かさんと、勇を勵まし死を争ひ、其英氣前日に百倍せるまゝ、總勢三百餘人、高取城を乗取らんと攻めかゝりしかど、糧食軍器足らずして、思ふ如くに成らざるをもて、天の川指て引退きしに、案に違はず、幕府の指麾を承けたまはりし和歌山、彦根、及び津の三藩、又近國の諸大名等、引きもさらす指し向ひたり、されど鐵石等一同は、飽迄も大義を唱へ、身命を露ばかりも惜しまず、奮闘激戦日を累ね、いつ果つべしとも見わさりけるが、つひに前後を遮られ、

到底勝算覺束無しと思はれしにぞ、中山侍従をばひそかに落し參らせ、鐵石及び松本謙三郎、部下の勇士を左右に隨がへ、鷲家口に蹈止まり、五月二十五日、快く此に打戦ひ、つひに討死したりける、鐵石年四十八、郎等福浦元吉といへる者、始終鐵石の傍を離れず、よく力を盡しけるが、是も同く此に死せしを、人々皆感歎したりとなん、鐵石平生和歌を好み、詠する所多く古體を以てす、其よめる所の一つ二つ、

大橋氏に寄し數首の中

葛城の白雲かくりゆく水の

岩にむせびていにし思ほゆ

鷲家口にて

雲をふみ巖さくらん武士の

鎧の袖にもみぢかつ散る

◎藤本鐵石



### 松本謙三郎

松本謙三郎、名は衡、字は士權、奎堂と號す、三州刈谷の藩士、印南維成が次男にて同族松本氏に養はる、謙三郎人と爲り英邁、小節に拘はらず、弱を助け強を挫き、衆人を容るゝの器量あり、幼少の時より學を好みしが、其記憶衆に超わ、十歳にして詩文を作りしかば、人皆これを神童と言ひあへり、さて此三河の國は、徳川氏創業の地なれば、此國の人々共、皆其功を賞賛するは勿論なるに、謙三郎のみは幼けなき頃より、いたく皇室を尊崇して、徳川氏を稱するをば、ことごとく耻らへりしとぞ。父維成はかねてより、一藩の若侍等に、文武の師と仰がれて、教を受ける者多かりければ謙三郎も父を助けて、其弟子等を教授するに、聊かも倦める色無し、然るに年十八の頃なりけん、演武場に於て槍術を試みし時、誤つて道具損じ、眼一つ突かれて眼球を潰しけるにぞ、醫をして療治させつれど、つひに愈むるに至りし

かば、人々皆心苦しく思ひけるに、謙三郎打笑ひて、

二百餘年屬小康。暖衣飽食是其常。如何那厭茲微恙。

武士本來皆戰場。

と聲さわやかにこれを吟せしとなん、其氣象想ひやるべし、それより又文學の道にも心を潜めければ、藩主大にこれを賞し、學資を興へて江戸に遊學させぬ、因て直ぐ様江戸に到りしに、其頃仙臺の儒士大槻磐溪、其名ことに高かりしかば、賢を執て一たび其門に入りしかど、意見大に合はざりければ、速かに此を立去り、羽倉簡堂の家にてより、苦學する事久しかりし、それより昌平校に入りしに、程なく擧げられて、舎長と爲る、安政五年に至り、一先づ國に歸らんとし、途中駿州久能山に登り、東照宮の廟前にいたり、手を戟にし罵りていへらく、汝家康老猶惡むべし、吾他日志を得ば、必ず汝が墓をあばき、汝が骨を鞭たんとすとて、即坐に

石磴磐回老樹間。此中何事設重關。鐵槌難入三泉底。

◎松本謙三郎

知是祖龍埋骨山。

と口ずさみたるに、居合す人々あきれ果て、皆狂人かと言ひあへりける、かくて瀝に歸り來るや、直ちに教授職にあげられ、侍讀をも兼ねけるが、其論常に長官と合はざるまゝ、職を辭して尾張の名古屋にゆき、私塾を開きて子弟を教授す、從ひ學ぶ者共多きが中、故司法判事丹羽賢など其一人たり、既にして徳川幕府の處置、朝廷の思召に違ふこと多かりしほど、謙三郎之を聞き、憂憤の情やる方無く、臂を攘げ齒を噛み鳴し、ほごく寢食を打忘れ、つひに妻子門弟等を親族方に托し、ひとり浪花にもさけるに、折しも曾て昌平校にて親く交はりし、仙臺の岡啓助、大村の松林廉之助などが、田養橋のほとりに、假住みしてありしかば、これを暫く一つに居り、猶また其身は京都にもき、東洞院の邊に寓居し、此にて藤本鐵石、吉村寅太郎、穴戸彌四郎等に相會し、ひそかに計る事ありけるに、時、精神達聞知て、其議に加はる者亦多し、又其頃攘夷の事議せられん爲め、大和行幸あるべき由聞へけ

れば、謙三郎乃ち藤本鐵石と、中山忠光に申し勸め、これを推て首將とし、十津川に到りて義旗を擧げしに、衆皆相議し、鐵石及び謙三郎に、總裁の任負はせけり、かくて幕府の催促に従ひ、差出したる諸藩の兵を引受け、奇計を用ひ、手痛く戦ひ、一旦は追退けしかども、衆寡の勢い敵し難く、味方も日に減少し、其身も創を蒙りしかば、

君が爲めみまかりにきと世の人に

語りつぎてよ峰の松風

と辭世の歌よみ、三十三歳を一期として、自及して失せにけり、是文久三年五月二十五日の事を聞けし、王政維新の後に及び、朝廷其忠節を賞し、京都懸山の招魂所に祀られしに、舊藩主も亦人を出し、其埋れたる首級を探り索めさせ、其國なる招魂所の傍におきて葬りのわざ厚く營みけり、遺稿二卷、圭堂遺稿と題して、皆木に刻し、今猶世に廣まれり、初め名古屋にありし頃、犬山藩士森島氏の女を娶りし

が、故有て離別し、其後京都にて娶りつる後妻は、明治の中頃迄ながらへ居りし由、家督は其姪清三郎といふが繼ぎて今猶榮にありとぞ、

### 吉村寅太郎

吉村寅太郎は名を重郷といふ、土佐の國土佐郡橋原村の里正太平と云者の子なり、人と爲り果毅勇決、慷慨世を思ふるの志深く、間崎哲馬の門に入て勉學し、又中國九州を遊歴して歸り、文久二年、又もや故郷を出でんとするに、世の中ものさわがしく國境を出入する者を、誰何すること嚴重なりと聞き、寅太郎忽ち一計を案じ出し、武器調度取りあつめ、こたひ薩州へ使者の役目申附られし由披露し、馬に跨り槍たてさせ、眞晝中に西の川口番所を立出るに、誰有て咎むる者も無かりき、かくていそぎ京都に赴き、同志の士誰彼と、親しくも交らひて、頼に尊王攘夷の大義を唱ふ、其年四月、薩摩藩主の父島津久光、江戸に赴かんとて播磨路を過ぐる由

聞き、平野次郎とこれを大倉谷に待ち受け、思ふ所を申し出づ、久光うべなひて入京し、其筋へ聞へあげゝるに、近衛左大臣大に氣づかひ、久光に命じて、浪士どもを鎮撫せよとありければ、久光やがて己が召具したる者をして、鎮壓の事行はしめんとし、つひに彼寺田屋の變を生ず、間もなく又朝命なりとて、京攝の間に徘徊せる浪士等、悉く其國に追歸さる、寅太郎も亦藩地にやられ、五月二十日高知につぎ、暫く禁獄させられけるが、猶宿志已み難く、三年三月、又々國を出で、京都にもきたるに、其頃諸國の浪士共、洛西等持院なる、足利尊氏等の木像が首引拔き、三條橋ぎはにさらしたるより、幕吏其浪士を召捕へて、罪に行はんとのさわざあり、寅太郎乃ち同志の人々と連署し、彼等が罪ゆるされんこと、其筋へ上申したれど聽かれず、然るに此年八月に到り、攘夷の廟謨早く決定せられ、遠からず大和國に行幸し、橿原の陵に詣でられ、それより又春日の社にて、親征の御軍議あらせられる由聞傳へければ、いで車駕より先に義兵をあげんと、八月の十四日、中山侍従を

### ◎ 吉村寅太郎

推して首帥とし、諸共に都をぬけ出る時、母がもとへ書き送りし消息に曰く、

兩度の尊書雖有拜見仕り候、仰の趣承知致し候へども、人に後れ候ては家を捨て國を去り、申譯無御坐と奉存候、此度天朝の御爲め、中山公を大將として、義兵を揚げ候間、追々御承悦可被仰付、何卒人を御恨み被遊間敷、御機嫌よく千年も萬年も、御長壽の程、只々祈申上候、久萬彌事文武出精仕候様、不斷御教諭願候、出陣懸け右而已申殘候、

八月十四日

寅太郎

御母上様

かくて大和に趣き軍勢を募りけるに、これを聞き傳へて彼方此方より、集り來りて味方の勢に、馳加はる者其數五百餘人、寅太郎先づ狭山城にもぎ、北條相模守に説き、軍器調度ども借り受け、直ちに五條代官所に討入り、代官鈴木源内、屬吏長谷川泰助等五人を斬り殺し、糧食兵仗を奪ひ取り、櫻井寺にたてこもる、されど都

方の形勢、俄に一變し、幕府の討手差し向けらると聞き、さらば此方より先立んものと、其月二十七日の朝まだき、當國第一の要害と稱せる、高取城に攻めかゝりけるに、城中にも十分兵備あり堅く拒ぎ戦ふほどに、さしも勇み進める壯士等も攻めあぐみて引退く、寅太郎いたく憤り、此上は夜討をかけて見んと、十餘人の勢を引具し、忍びく間に間道より、暗やみにまぎれ城に近づき、あはや火をさゝんとしけるに、敵の巡邏に見咎められしかば、寅太郎いらつて槍引しごとき、巡邏の隊長杉野四郎助に渡り合ひ、つひに是を突落し、首かき切らんとしたる折、誤て味方の砲丸に傷つけられ、因て其夜の火攻はやめ、一たび五條まで引退き、それより後猶諸所にて、屈せず戦ひたりけれど、つひに勢い盡き果て、皆々四方へ散亂するに及び、寅太郎さきの創又再發し歩行する事能はざるまゝ、山篋籠に打乗りて、山間の村々打過ぎつ、とある茶店の前に止り、暫く休らひ居たりけるに、茶店の老婆これを怪み、走りて近きほとりに屯らせる、津藩の軍に訴へしかば、津藩の兵忽ち馳來り、

◎吉村寅太郎

其まほりを取圍む、寅太郎乃ちきつと覺悟し、懷中せし書類は盡く破り棄て、駕籠  
の中にて自殺せり、時に年二十六なりしとかや、長州の高杉晋作は、かねてより寅  
太郎と河上彌一をば、畏友として敬慕し居たりしに、二人とも中道に空く死し、晋  
作自身も幽囚の身と爲りしにぞ、囚中二人を懷ふとて、

知己從來懐二君。 繫囚不得拜双墳。 日本正氣冠天地。

休説張巡與霽雲。

といふ一絶を作りしは、げによく二人を評し得て、盡したる佳作なりと、人々譽め  
賞へたりといへり、

### 伴林六郎

伴林六郎は、名を光平といふが、其初めは僧侶にして、河内の國志紀郡林村なる、  
尊光寺に生る、六歳の時同國丹南郡野村の西願寺に養はれ、長じて和州薬師寺に入

り、又法隆寺塔頭曉孝院に就き、佛典及び漢籍を學び居けるに、天保九年の秋、攝  
州河邊郡に、無盡と名のる僧來り寓し、皇國ぶりの學教ふると聞き、やがて尋ね行  
て業を問ひ、また彼が勸むるまゝに、因幡の國氣多郡勝宿なる、加知彌神社の祠官  
飯田秀雄が家に身を寄せ、専ら國典を讀み、歌道をも修業す、秀雄が子七郎年平と  
いへるは、亦志高き者なるにぞ、同氣相求むるならひにて、いつしか是と真逆の  
交はり爲しぬ、此頃は猶大雲坊周榮といひて、圓頂黒衣の姿なりけるが、或時年平  
に打向ひ、おのれも今は佛道を捨て、ひたすら皇國の古典に身を潜め居るに、尙僧  
家の稱號を用ひん事然るべからず、あはれ我爲めに、姓名を撰びたまはれとありけ  
れば、年平暫し打按じ、御身が故郷の産土神は、伴林明神とこそ聞きつれ、さらば  
伴林を氏と爲し、此七郎が兄とし事ふる所なれば、六郎光平と名のりたまはんは如  
何と言ふ、周榮大に喜び勇みやがて其いふ如く名のりたりぬ、其後ほごへて或日秀  
雄、六郎に打向ひて、汝が學問既に我堂に昇れり、此上は紀州和歌山にゆき、加納

諸平に就て修業せよと勤めしかば即日發足して諸平がり尋ね往き、それより又江戸に下り、伴信友が弟子と爲りぬ、是より先き眞宗本山にては、六郎が私に還俗せしを、安からぬ事と思ひ居たるに、今は伴氏の門下にありと聞き、人をつかはし、強て國元に呼び戻し、再び剃髮して佛門に歸せしむ。されど六郎其志ならねば、いつしか又法衣をぬぎ捨て、文久二年その月中宮寺宮の家士と爲るとて、其寺の門の柱に、

本是神州清潔民。 誤爲佛奴說同塵。 如今棄佛佛休咎。

本是神州清潔民。

と一首のからうた書きつけ、つひに去て復寺に還らず、かくてそれより畿内近國を打巡り、代々の御陵拜し奉り、此年八月大阪薩摩堀の或家に寓し居けるに、夜半の頃ほひ、門人牧岡武夫より一書を寄せ、大和行幸の御軍議決せられし事、及び前の侍從中山忠光を奉じ、義旗を擧ぐるの企て報じければ、六郎速かに領承し、其まよ

直ちに打立て、十里がほど晝夜に馳せ行き、和州櫻井にて忠光に見へ、即座に記録方及び又參謀をも命せらる、是より諸方への檄文告諭など、皆六郎が手に草するが、其文の巧妙なる、人々皆賞しあへりとぞ、さて此所彼所の戦ひに日敷を重ね、九月の九日となりければ、けふは重陽の佳節なりと、人々話しあへる折、敵方彦根の兵、銀峰山のほとりに寄せ來りしと聞へしかば、すは踏散らせといふほどこそあれ、われ先きにと馳せ出す、六郎も亦槍押取り、立出でんとする折しも、垣根の下

の菊の花、今を盛りと咲き出でたるを見、一枝を手折りて上帯に挿し、身を捨て、千代を祈らぬ大丈夫も

さすがに菊を折かさしつゝ

とよみ捨て、走り行き、明る十日、つひに敵を打破り、下市驛まで追ひ討らし、其陣營を焼拂ひ、火焰の立ちあがるを見て、

吉野山みねの梢やいかならん

もみちになりぬ谷のいへむら  
なご口すさみ、其歸るさに、夜中嶺といふ所を過ぎ行く、此は昔大塔宮護良親王が、隠れたまひし古跡なれば、

其かみを掲げて見べき人も無し

夜中の里のよはのともし火

とぞ詠じける、かくてあるほごに或日、中川宮の御使なりとて、前田何某と名のる者來りて六郎に對面し、今度御身達が企てし一舉、首謀の者共は是非なけれど、十津川あたりの郷士等が、味方するは謂れ無し、とく彼等を十津川に返し、御身達はまた別の所に入り然るべしと説きしに、六郎きつと面を正し、こは御辭とも覺へぬ事かな、盜賊或は謀反人が、一類ならば左もあるべし、吾等が今爲す所は、王政復古の其爲めに舉げし所の義兵なれば、苟くも王民たる者は、與力せでは有間敷事なり、後年史官筆を取て、文久癸亥九月、正義浪士奉中山公而入十津川、郷民拒而不

容焉と書きたらんには、此郷民の耻辱たる、末代迄も雪ぐ能はじ、されば今此郷民の爲め、又國家の御爲めにも、御辭の如き非理には從ひ難しと對へしにぞ、前田は返す詞もなく、すごとくとして立去りける、されど其後京都の様子も變り、味方は追々減少し、或は討死し、或は落去る中に、六郎折ふし脚氣を病み、歩行心に任せざるまゝ、暫くの間法隆寺の故居に隠れ忍び、それより隙を伺ひて、岩船山に登り越へ、一軒屋といふ所に到りし時、奈良奉行の手に生捕られ、京都六角の獄に入り、又の年の二月十六日、つひに首を刎ねられぬ、年は五十二なりしと云ふ、六郎半生國典に委しかりし事は、今はた喋々すべくもあらねど、其曾て著はしたる、

御代之歎、思出草、園之池水、稻木抄、政事概論、陵墓周垣圖記、歎之重荷、白鳥陵考、藤廼嘉佐之、葎屋獨語、河内國上古水土考、檜落葉物語、小田之中道、芳野道記、京遊紀事、

など皆益あるものなるが、また其獄中に書き留めたる南山踏雲録は、今猶世に傳は

りて隠れ無し、其他あまたある和歌の中、少しばかりを左に書きつけん、

時のまに茨からたち刈りのけて

埋もれし代の道開きせん

負ふ征箭のそやとしいは、荒野邊の

露とくだけん事をのみこそ

黄金もて月日を打し高旗に

靡かぬ國はあらじこそ思ふ

伊佐せ川いざや流れを汲みて見ん

昔の影のうつりもぞする

佐保川の瀬々の白波いにしへに

立ちかへるべき我世なりせば

水郡小隼人

水郡小隼人は、名は長雄、初め善之祐といふ、河内の國錦部郡甲田村の人にて、世世其郷の大庄屋たり、小隼人幼にして好で書を読み又武技を修む、人と爲り沈毅、躬行を以て先と爲し、人に接する謙遜、郷人の爲めに畏敬せらる、嘉永以來、幕府の朝旨に逆ふこと多きを見、小隼人窃かに回天の志を懐き、外以て同志を隣國に求め、内以て郷黨を奨励し、壯丁を集めて尊王の大義を説き、これに授くるに讀書武技を以てせり、安政五年四月、肥後の藩士松田重助、小隼人が慷慨氣節あるを聞き、來り訪ひて留まる數日、意氣相投じ、共に國家の大義を企て、深く相結托す、次で又六年、江戸の浪士安積五郎來り寓す、五郎頗る兵學に通せるまゝ、之を遇する大に厚く、同志と共に其教を受く、又肥後の宮部鼎藏、薩摩の美玉三平、筑前の平野次郎、三河の松本謙三郎等、皆小隼人の氣節を聞知し、來りて時事を論ずる者、

◎水郡小隼人



前後百餘人に及べり、且武藝を以て寄食せる者、常に數十人に下らざりし、既にし  
て、小隼人思惟すらく、今日に當ては、安閑として居ながらに、有志の來訪を待つ  
べきにあらず、宜く自から京都に出で、廣く交はりを諸名士に結ぶべしと、乃ち家  
事を其弟に任し、己はひとり京都にゆき、是より始終京地の間に往復す、數月にし  
て前度暫く寄寓し居たりし、松田重助尋ね來り、十津川の地形を詳かに説き、彼地  
實に天險にして、拒守に便なる有様と、一郷の者皆義勇の天性なる、以て用也べき  
由來を述べ、茲に於て小隼人折ふし寄寓し居たる、因州の士石川一、島原の士保  
母健を、武者修行と爲して十津川に赴かしめ、以て其義氣を視察せしむ、既にして  
文久三年五月、愈々攘夷の大詔下りしも、幕府因循爲す所無し、茲に於て諸國有志  
の徒大に激昂し、争ひ進で闕下に集りしまゝつひに大和行幸御親征の議、不日煥發  
せらるべしと、聞ゆ、小隼人乃ち吉村寅太郎、松本謙三郎等と密議し、宜く先づ同  
志を糾合し、總興奉迎の兵を大和にあげんと、小隼人即ち衆に先だちて郷に歸り、

大に郷黨を募り擧兵の準備に及ぶ、間もなく中山忠光以下、來りて小隼人が家に到  
る、乃ち平生蓄藏せる、金穀銃砲、刀槍鐘鼓、及び菊の御紋染出したる、旗幕等を  
献せしかば、皆其用意の周到に感ず、かくて是より諸所に戦ひしが、時未だ可なら  
ず、京師の形勢一變し、孤軍つひに支も可らざるを以て、或は紀州新宮に出で、そ  
れより海に航せんとの説起る、小隼人乃ち之を不可とし、前面の敵を打破り、大坂  
に出るの策を陳じ、己先づ河内の軍を伴ひ、火を富貴村なる紀藩の陣に放ち、大に  
之を破りて進む、此に於て全軍皆小隼人の説に同じつひに大坂に出るの策を決す、  
されど惜哉衆議合期せず、中道に於て分離するの己む無きに至り、小隼人の軍は前  
の方向をかへ、紀州日高郡に入る、然るに前途盡く敵營にして、亦如何共爲す可ら  
ざるを見、空く野外に斃れて心事の顯はれざらんよりは、寧ろ紀藩の陣に投じ、幾  
擧の由來を辯明して死せんと、其子英太郎及び隊下數十人を率ひ、紀藩の營に到り  
ければ即刻和歌山及び京都に送られ、子英太郎は年少なるを以て赦と爲りしが、小

隼人以下六人の首領は遺され、翌年七月つひに斬らる、小隼人年三十九、

平野次郎

平野次郎は名は國臣、筑前福岡の藩士平野吉三郎が次男にて、文武諸藝に達し、殊に國史に精く、勤王の志淺からず、十歳ばかりの時、同藩大音權左衛門といへるの家に給仕し居たるに、番頭小金丸彦六、其舉動の凡ならざるを見て、請ふて己が養子とせしが、次郎もとより大志あり、つひに身を以て國家に報せんと決するに及び、累を養家に及ぼさん憂ひ、安政二年三月、飄然として養家を出で、やがて本姓の平野に復す、それより江戸に赴かんとして、途中京都を過ぎてよめる歌、

大内の山の御かまきこりてだに

仕へまほしも大君の邊に

江戸に到り着きて後、寛永増上二寺の結構を観るに、其壯麗なる事禁闕に數倍し、

目を驚かすばかりなりければ、心中快々として樂ます、其後故郷に歸りて、長崎成營の屬吏となりしが、英佛二國より、其頃要求する所ありしに、幕吏其勢に懼れを爲し、狼狽限り無かりしかば、次郎大に憤激し、愈々尊攘の志を堅くし、ある時藩主の駕輿を遮り、一通の意見書上りし處、越訴不敬の振舞なりとて、一たび禁錮と爲りけるが、其志は殊勝なりと、言ふ者のありてほごなく赦さる、此頃朝廷、大に外國の事を憂ひさせたまひ、關東に仰せ下さるゝ旨ありしかど、更に遵奉しまいゐらせすと聞ければ、其時一首の歌を詠じていふ、

かくばかりなやめる君の御心を

安めまつれや四方の國民

此歌の眞意を案する時は、武家を滅ぼし朝廷の御代に復さんとする結構、早く此頃より思ひ起せし事、明かなりと或人はいへり、五年八月攘夷の勅書、ひそかに水戸に下れりと聞かや、次郎雀躍して謂へらく、此機以て事を擧ぐべしと、勿々行李を

收めて京都に上り、近衛大原中山の諸卿に謁し、大に時勢を慨して意見を陳ぶ、間もなく幕府大に志士を捕ふるに及び、次郎僅かに身を以て免かれ、歸て暫く筑後に隠る、爰に洛東清水寺の僧忍向、深く王室の衰へし事を歎き、青蓮院尊融親王に近く参り仕へ、又近衛殿にも出入し、頻に密議に加はりしかば、幕府其踪跡を探り、捕手を差向けんとするを以て、忍向走りて筑紫に下り、竹内五百都なる者の別墅に隠れ、此にて始めて次郎と遇ふ、既にして忍向薩摩に赴かんとするに、これを護衛する者無し、次郎乃ち某送り参らすべしと、形を變じ修験者と爲り、忍向を三寶院派の先達と爲し、己は其徒弟に扮し、やがて船もて筑後川を下り、海路に出で肥後を過ぎ、薩摩界に到りしが、野間の關所嚴重にして、容易に通じ難かりしかば、又もや船路を引返し、阿久根を指て走らす折、次郎が詠せし歌と云ふに、

野間の關もるさで今宵薩摩洞

しるべを浪のうき枕かな

霜むすぶ風は糸針ならねども

身をぬふばかり寒けかりけり

さて辛うじて鹿兒島に到りしが、幕府の探偵いと嚴にて、久しく足を駐むべきにあらねば主客打つれ舟に乗りて、日向を指し赴くに、頃しも霜月十五日の夜とて、月影にくまも無きに、忍向如何に思ひ切りけん、同行の西郷吉之助と、手を取りかはし海中に身を投ぐ、舟人驚き引きあげつれど、忍向つひに蘇へらず、次郎大に歎き悲みて、腹切らんとも思ひしが、人々に諫められ、一死をとりまじ此を立ち、又も都に赴かんとするに、途中の警戒厳しくして、容易く逃れ難かるにぞ、ふと一計を案じ出し甕拂ひする神主なりと披露し、烏帽子を蒙り直垂を着、太刀を佩き横笛を吹きて出るに幸ひにして咎むる者も無し、かくて漸く京都に上り、一日近衛殿に見参し、忍向が最期の事を詳らかに告げ申し、其行李の中にありける密書を取り出し、これを返し奉りしかば、近衛殿大に感じ、汝此地に潜み居らんには、後難また

計り難し、早く他郷に身を匿し、時を俟つこそよからめとありければ、次郎やがて京を忍び出で、長門の下の關に到り、白石正一郎がもとに隠れ居しに、萬延元年薩州の堀貞馨來り訪ひ、今や水戸あたりの壯士義擧を謀り、我鹿兒島藩に同意せよといひ越したれど應せず、いと口惜き次第なり、御身はいかで其藩主に、説き勸め見すやと語りしかば、次郎一議に及ばず領承し、速かに福岡に馳歸り、其思ふ所を書きしるし、これを藩主に奉りしかど幕府の勢威を憚りけん、更に之を採用せず、次郎因てまた筑後の人眞木和泉守が勤王の志切なるを聞き、かの地に尋ねめさしかど、和泉守これを疑ひて、それがし罪を國主に得て、今は屏居の身の上なり、他郷の客に面會かなひ難しと答ふるにぞ、次郎一首の歌を詠じてこれに贈る、

四つの緒の古き調への音にめで、  
聞ねまほしくかねて忍びつ

和泉守常に琵琶を好み、これを錦旗の前に彈せばやといひし事ありしを以てなり、

和泉守これを見て、並々の人にあらじと思ひ、

世の中に引きみたされて四つの緒の

ひとをも今は調へあはなくに

とよみ答へて對面し、其議論を聞て大に感服す、次郎はそれより肥後にゆき、永島三平、松村大成、宮部鼎藏等と、種々語らふ所あり、然るに文久元年、清川八郎、安積五郎等肥後に來り、浪士を募り旗を擧げんと言ふに、次郎頭打ふり、否鳥合の衆は待むに足らず、是非とも薩藩の兵力を借らんと思ふなりと、姓名を變じて薩州に入り、ひそかに遊説爲しけるに、然らば如何なる名策あるやと、人々に問はれし時、かねて著はし置きたりし、培覆論を出してこれを示す、培とは皇基を培ふ意、覆とは幕府を覆へすの意なれば、皆其大志に打驚ろき、敬服せざる者ある無し、次郎此機失ふ可らずと、一書を草して薩藩藩主に上る、藩主これを見て大に喜び、當座の賞として金十兩を與ふ、次郎敢て其金を身につけず、久留米城下にある高山彦